

# 酒田市立地適正化計画（案）

## 別冊資料編

平成 31 年 1 月

酒 田 市

# 目 次

1.	都市の現状と将来見通し	1
1－1	人口・世帯の動向	1
1－2	土地利用の状況	7
1－3	都市交通の状況	12
1－4	都市機能の立地状況	14
1－5	経済活動の状況	16
1－6	災害リスク	17
2.	市民・事業者等の意向把握	19
2－1	市民アンケートの実施概要	19
2－2	市民アンケート結果の概要	20
2－3	事業者等アンケートの実施概要	29
2－4	事業者等アンケート結果の結果	30
3.	居住誘導区域の設定	32
3－1	居住誘導区域の設定方針	33
3－2	居住を誘導すべきエリアの設定	34
3－3	居住誘導区域の設定	47
4.	都市機能誘導区域の設定	49
4－1	都市機能誘導区域の設定方針	50
4－2	都市機能を誘導すべきエリアの設定	51
4－3	都市機能誘導区域の設定	57
5.	誘導施設の設定	60
5－1	検討対象施設の抽出	61
5－2	各検討対象施設の立地状況と誘導の必要性	62
5－3	誘導施設の設定	83

# 1. 都市の現状と将来見通し

## 1-1 人口・世帯の動向

### (1) 人口の推移

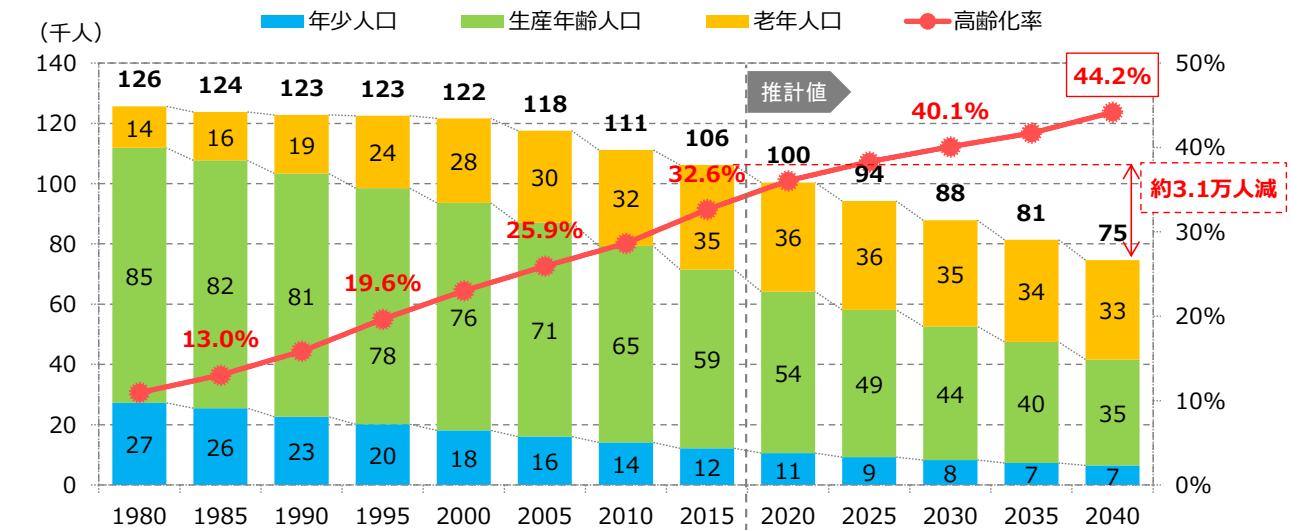
酒田市の人口は、昭和 30（1955）年の 12.8 万人<sup>注)</sup>をピークに減少に転じ、昭和 55（1980）年からは減少の一途をたどっており、平成 27（2015）年には約 10.6 万人と、平成 17（2005）年時点から約 10%減少、昭和 55（1980）年時点から約 16%減少しています。

年齢 3 区別人口割合は、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は減少を続けており、一方で老人人口（65 歳以上）は増加を続けています。平成 27（2015）年の高齢化率は 32.6% と平成 17（2005）年時点から 6.7 ポイント、昭和 60（1985）年時点から 19.6 ポイント増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の「日本の地域別将来推計人口」によると、このまま推移した場合、2040 年には総人口が約 3.1 万人減少し、市民の 44% 以上が高齢者になると予想されています。

注) 平成 17（2005）年以前の人口は、「酒田市」「八幡町」「松山町」「平田町」を合算した値。

【資料】国勢調査（1980～2015年）、社人研推計値（2020～2040年）  
※2005年以前は「酒田市」「八幡町」「松山町」「平田町」を合算した値



また、市域全体の 4.5% にあたる市街化区域（2,732ha）の人口は 68,512 人であり、市人口の約 65.2% が居住しています。過去 10 年間の市街化区域人口の推移をみると、平成 20（2008）年時点の 72,777 人から 4,265 人（約 5.9%）の減少がみられ、2040 年には 46,315 人へと、将来的に約 2.2 万人（約 32.4%）の減少が予想されています。

■市街化区域等の人口の推移

【資料】酒田市資料（2008～2017年）、社人研推計値（2040年）

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2040
都市計画 区域内 人口	市街化区域 内人口 (63.4%)	72,777	72,496	71,935	72,006	71,295	70,723	70,190	69,537	68,962	68,512 (65.2%)
	市街化区域 外人口 (16.7%)	19,123	18,804	18,744	18,161	17,975	17,738	17,421	17,159	16,910	15,763 (21.1%)
都市計画区域外人口	22,814 (19.9%)	22,652 (19.9%)	22,265 (19.7%)	21,900 (19.5%)	21,524 (19.4%)	21,578 (19.6%)	21,094 (19.4%)	20,675 (19.3%)	20,323 (19.1%)	20,005 (19.0%)	12,540 (16.8%)
行政区域内人口	114,714	113,952	112,944	112,067	110,794	110,039	108,705	107,371	106,195	105,045	74,618

# 1. 都市の現状と将来見通し

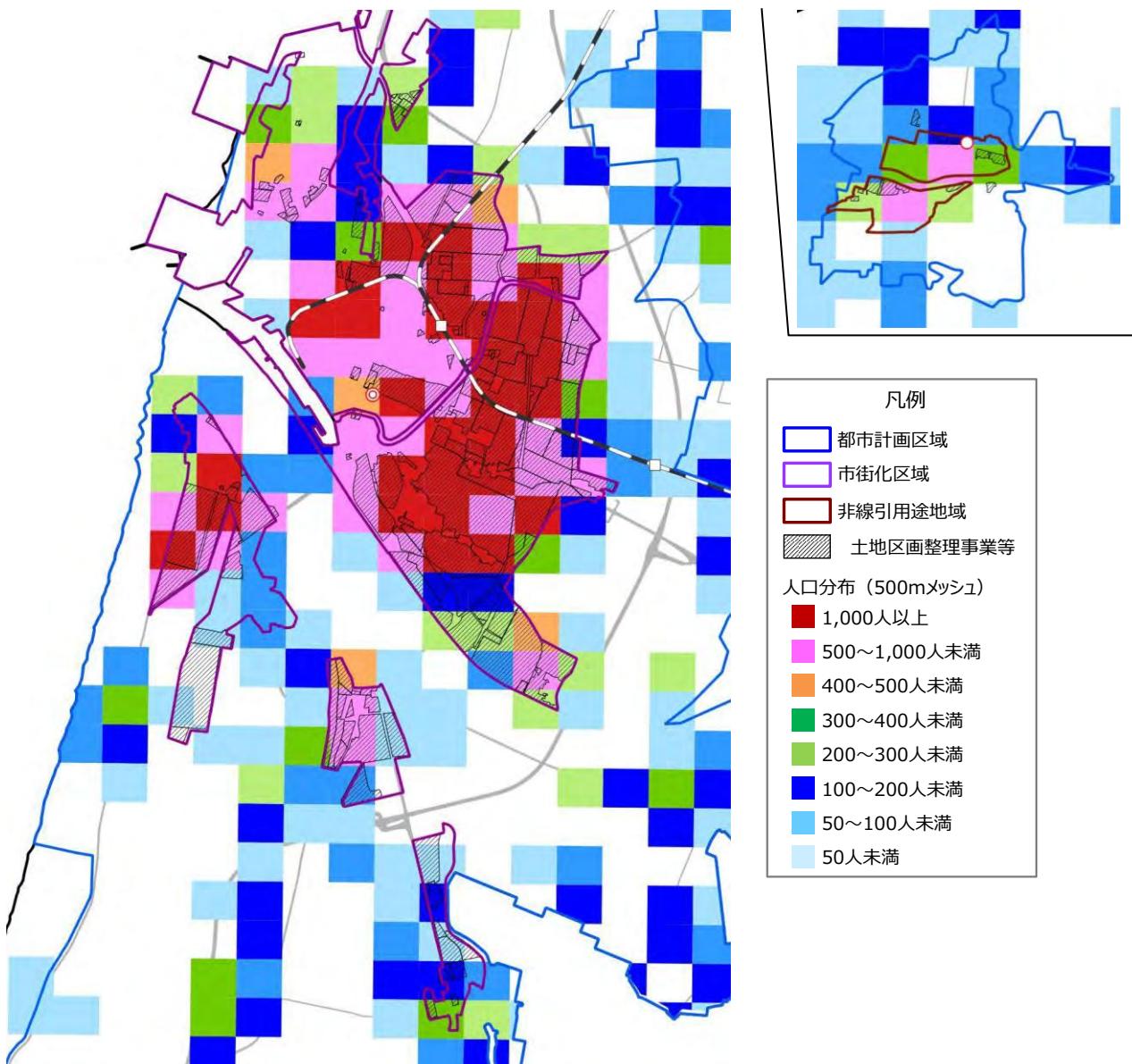
## (2) 人口分布

酒田市の現状（平成 27（2015）年）の人口状況を見ると、中心市街地及びその周辺の土地区画整理事業実施エリア等への集積が目立ちます。八幡地区の用途地域内においても一定の人口集積がみられます。

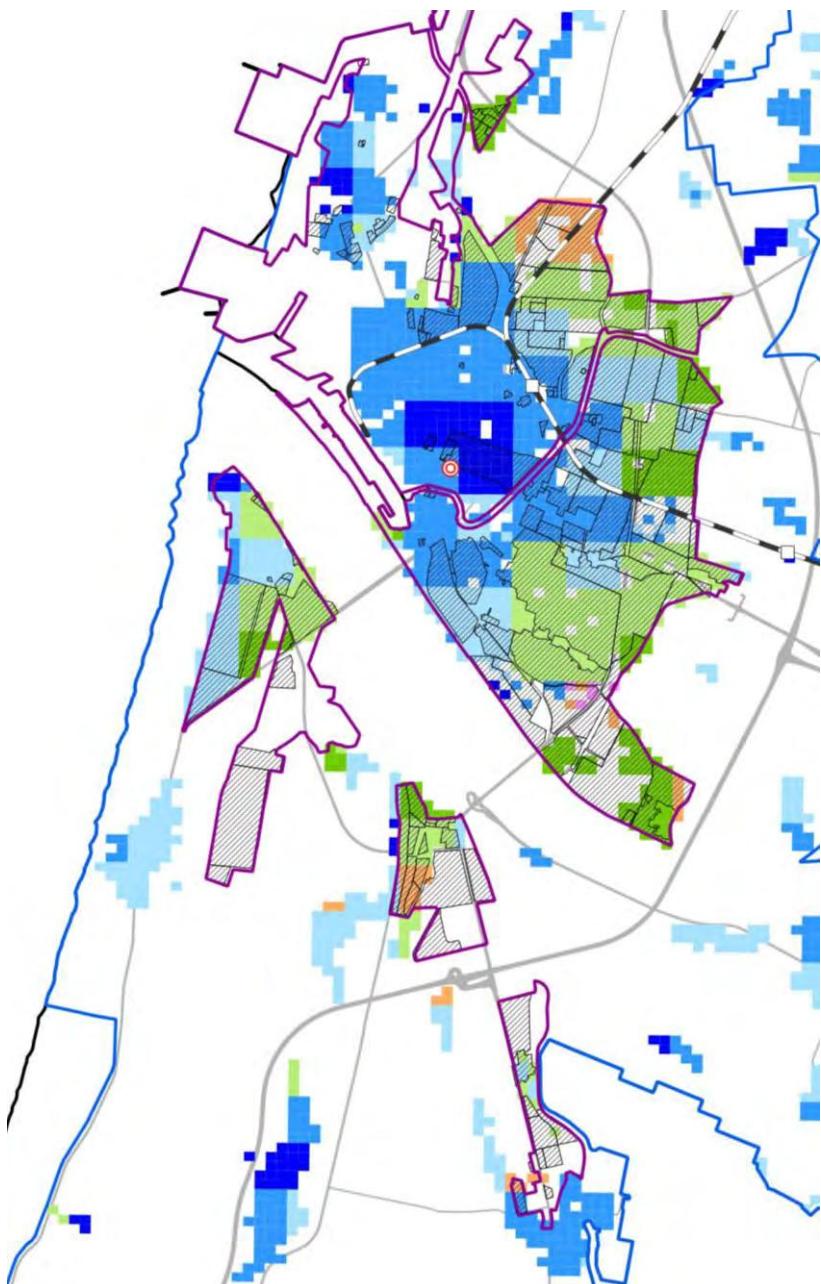
将来的な人口の増減率をみると、人口集積がみられる中心市街地及びその周辺の土地区画整理事業実施エリア等も含めて、市街地全域で減少することが見込まれています。

■人口分布 2015 年

【資料】国勢調査



## ■ 人口の増減率 2040 年 - 2010 年



【資料】国勢調査、酒田市人口ビジョン



## 凡例

□	都市計画区域
□	市街化区域
□	非線引用途地域
▨	土地区画整理事業等
人口の増減率 (100mメッシュ)	
■	10%未満の増加
■	10%未満の減少
■	10%以上の減少
■	20%以上の減少
■	30%以上の減少
■	40%以上の減少
■	50%以上の減少

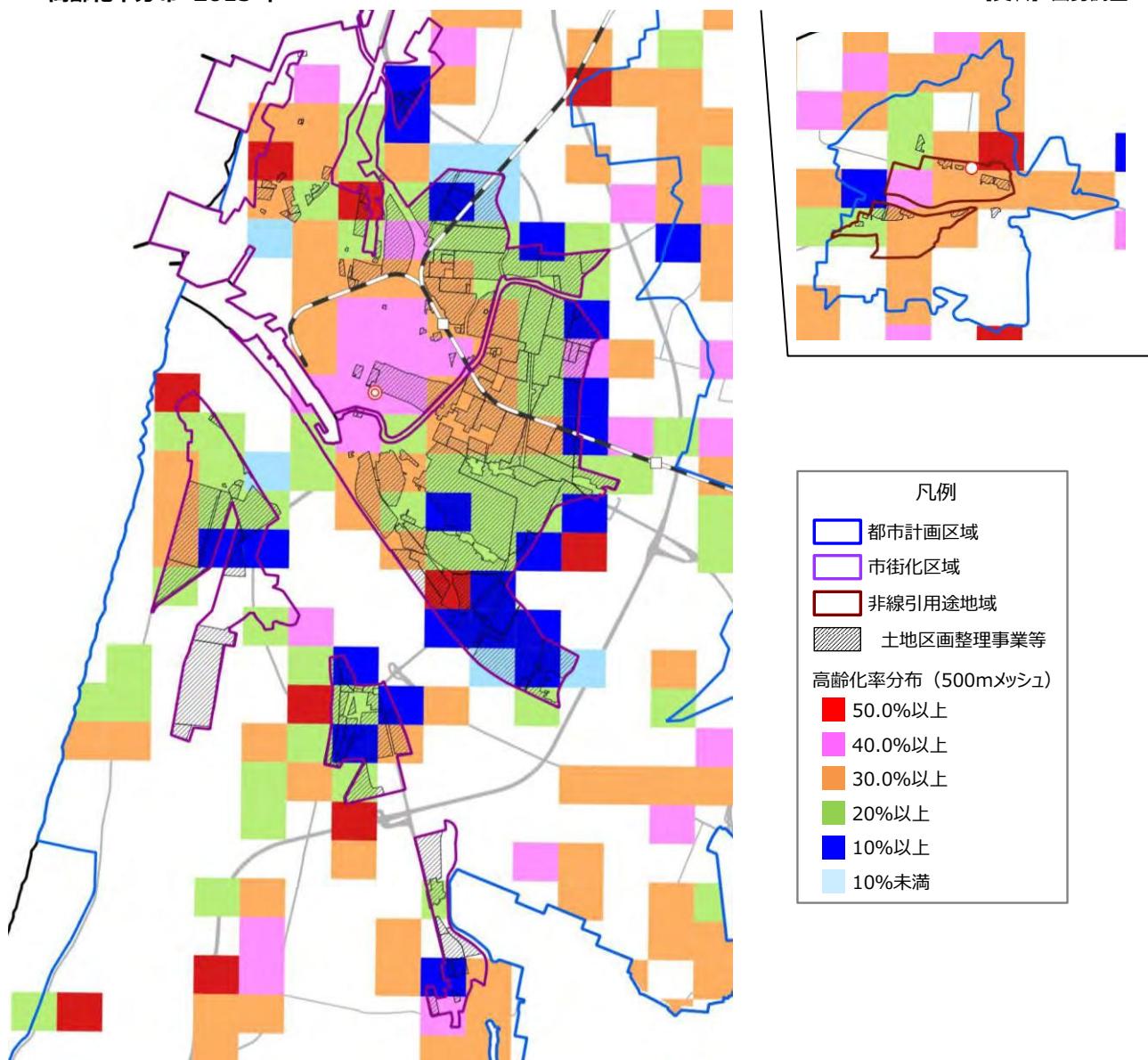
## (3) 高齢化の状況

高齢者は、中心市街地や公営住宅周辺などの従来の人口集積エリアに集中する傾向が見られます。これに対して、土地区画整理事業実施エリア等の高齢化率（人口に占める 65 歳以上の割合）は低い状況です。

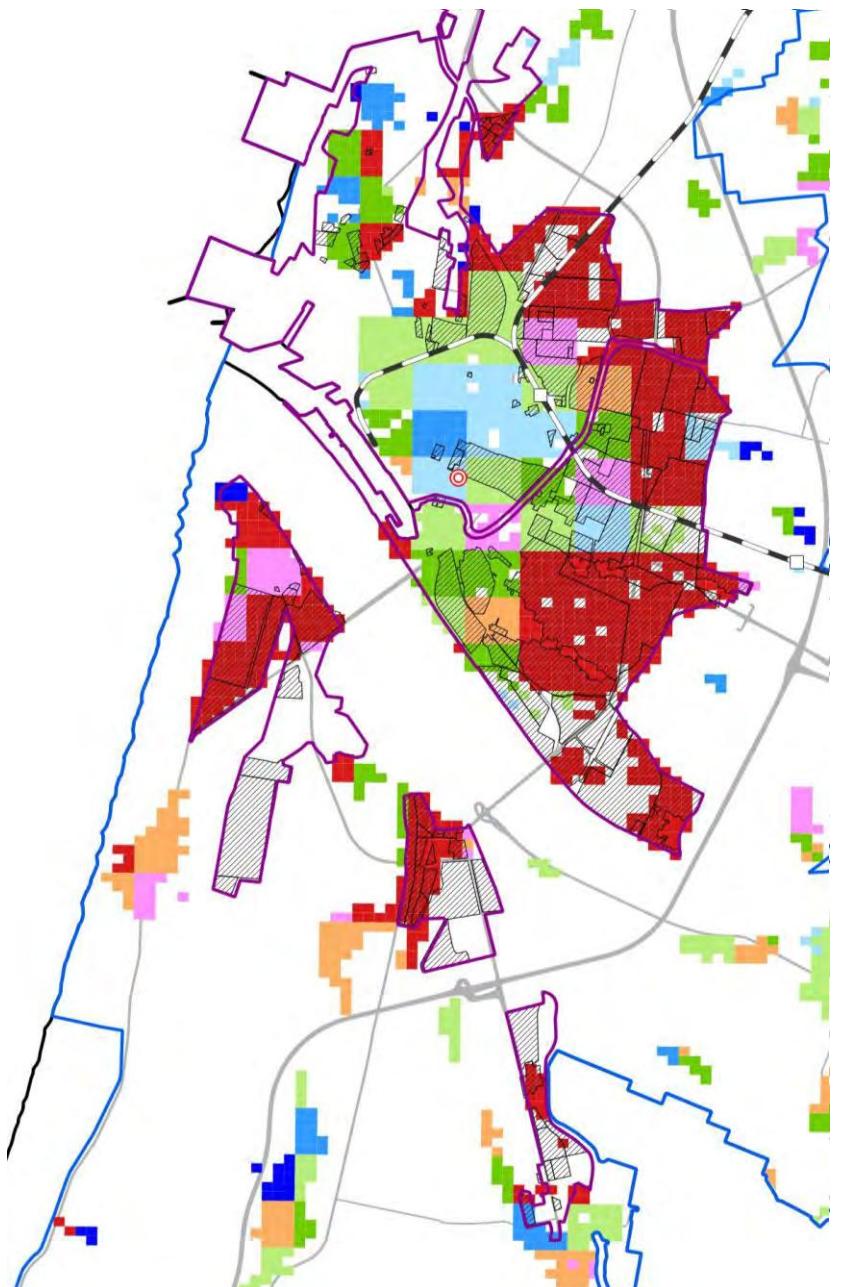
ただし、将来的な高齢者数の増減率をみると、中心市街地等では人口減少に伴って高齢者数も減少していくのに対し、土地区画整理事業実施エリア等においては高齢者人口が大幅に増加することが見込まれています。

■高齢化率分布 2015 年

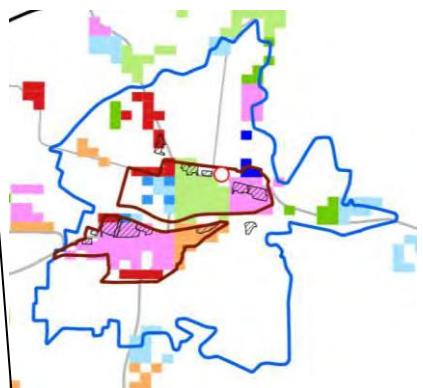
【資料】国勢調査



## ■高齢者の増減率 2040年-2010年



【資料】国勢調査、酒田市人口ビジョン



凡例	
■	都市計画区域
■	市街化区域
■	非線引用途地域
■	土地区画整理事業等
高齢者の増減率（100mメッシュ）	
■	10%以上の増加
■	10%未満の増加
■	10%未満の減少
■	10%以上の減少
■	20%以上の減少
■	30%以上の減少
■	40%以上の減少
■	50%以上の減少

## (4) 人口集中地区（DID）の状況

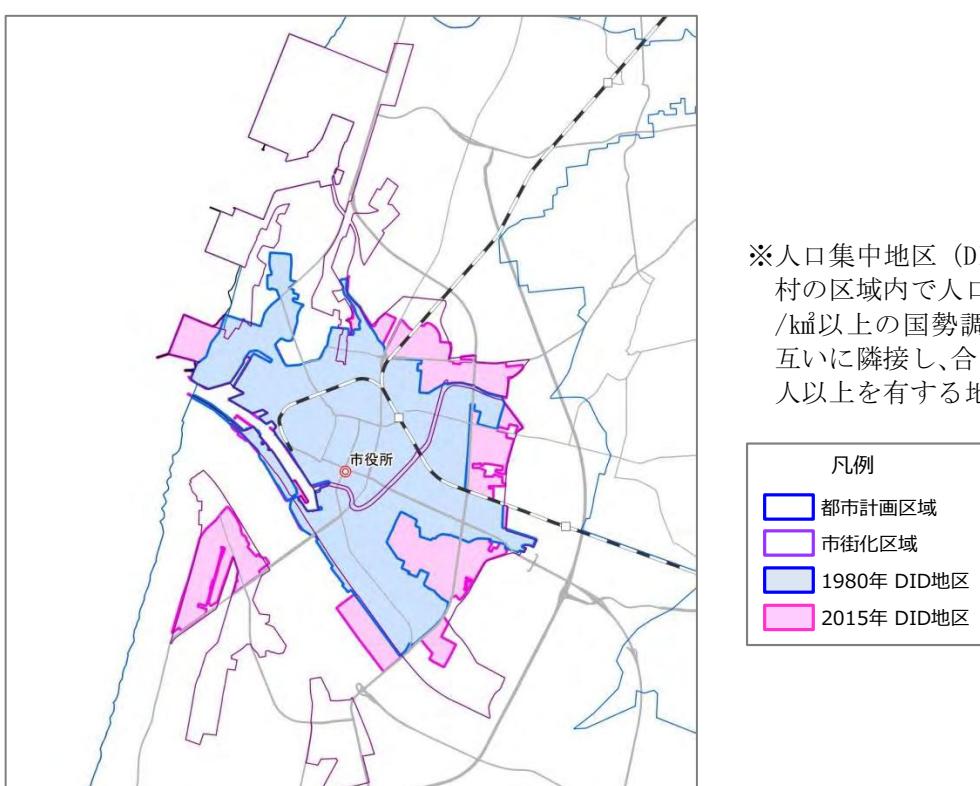
平成 27（2015）年の人口集中地区（DID 地区）の面積は 1,619ha であり、市域全体の約 2.7%、市街化区域の約 59.3%を占めています。また、DID 地区の人口は 58,133 人であり、市域全体の約 54.1%、市街化区域の約 83.6%を占めています。

昭和 55（1980）年からみると、面積は約 36%増、人口密度は約 31%減と低密度化が進んでおり、平成 27（2015）年の人口密度は 35.9 人/ha となっています。

将来的には、平成 27（2015）年の 58,133 人から 2040 年には 37,336 人へと、約 2.1 万人（約 36%）の減少が予測されています。その結果、DID 地区内の人口密度も低下し、2040 年には 30 人/ha を大きく下回ることが予測されます。

### ■人口集中地区（DID）の変遷

【資料】国土数値情報 人口集中地区データ

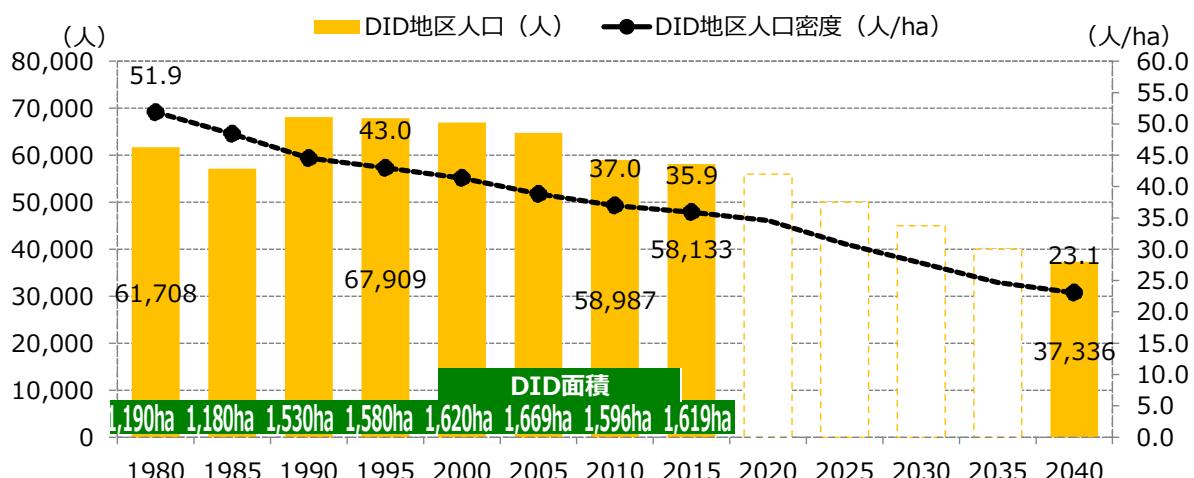


※人口集中地区（DID 地区）：市区町村の区域内で人口密度約 4,000 人/km<sup>2</sup>以上の人団勢調査基本単位区が互いに隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する地域をいう。

### ■人口集中地区（DID）の人口及び人口密度の推移

【資料】国勢調査（1980～2015 年）、国立社会保障・人口問題研究所推計を基にした推計値（2020～2040 年）

※2020 年以降の DID 面積は 2015 年値を使用して人口密度を算定



## 1 – 2 土地利用の状況

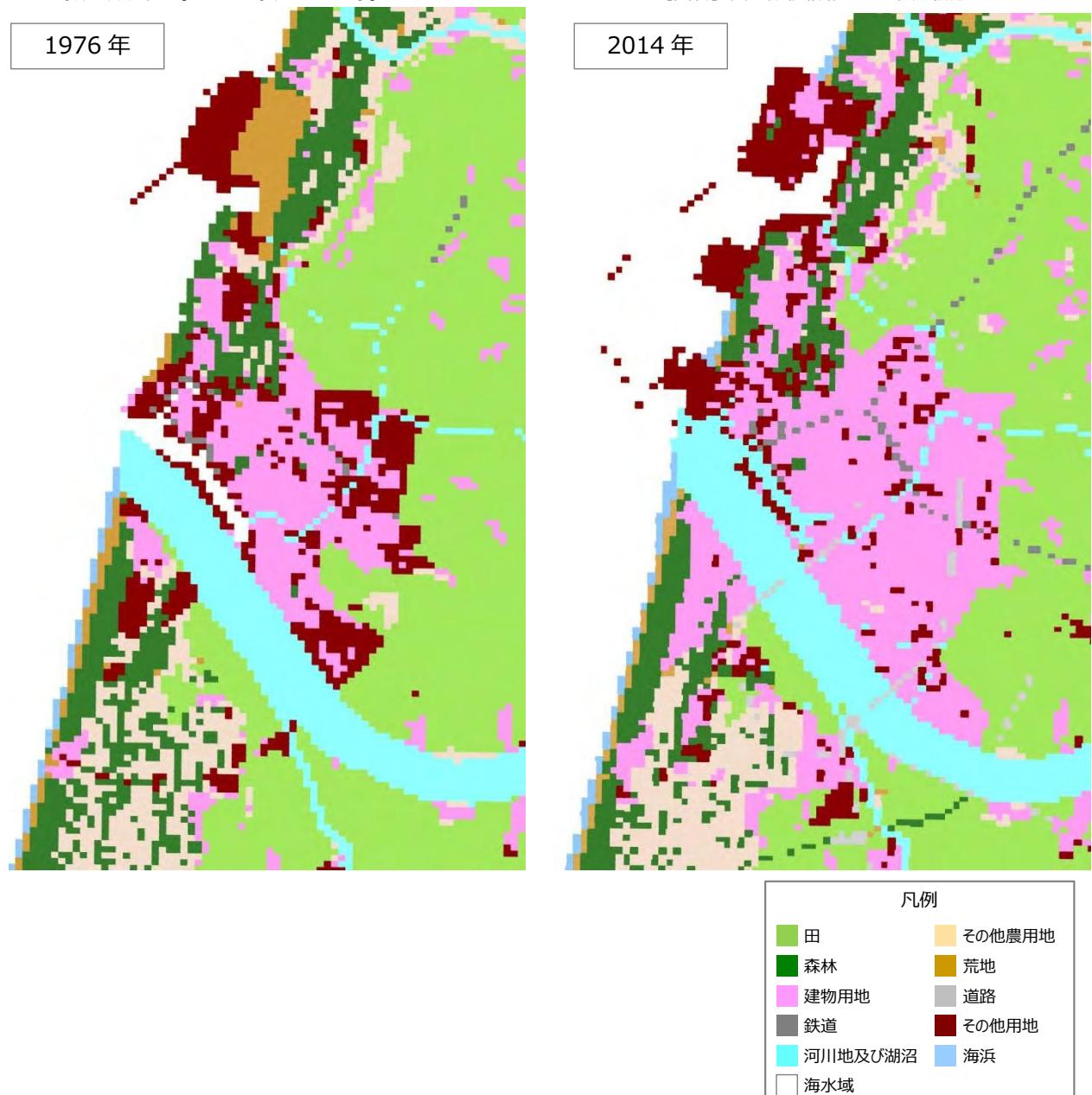
### (1) 土地利用状況

従来（昭和 50 年代）は、JR 羽越本線・JR 貨物臨港線・酒田港・新井田川に囲まれた中心市街地エリアや、一般県道吹浦酒田線（羽州浜街道）沿い及び主要地方道酒田松山線沿いの国道 7 号より西側エリアに建物用地がまとまっており、比較的コンパクトな市街地が形成されていましたが、その後、最上川南側や国道 7 号東側に市街地が拡大しています。

酒田市の総人口は昭和 30 年をピークとして、昭和 55（1980）年以降は一貫して減少していることから、市街地の拡大にともない急速に低密度化が進展してきたものと考えられます。

一方で、市街地の拡大エリアは、人口拡大期の積極的・戦略的な土地区画整理事業を展開したエリアとほぼ重なっており、比較的良好な都市基盤の整備と無秩序な郊外開発の抑制が図られていると言えます。

■土地利用現況図（1976 年、2014 年）



# 1. 都市の現状と将来見通し

## (2) 空き地・空き家等

市街地の空き家は1,002件と市全体(1,710件)の約6割を占めています。

市街地における空き家及び空き地の推移をみると、平成26(2014)年は空き家943件、空き地401件であったのに対し、平成29(2017)年は空き家1,002件、空き地436件と着実に増加しています。

市街地の中心部に位置する琢成地区・浜田地区を合わせると、空き家が386件と市街地全体の約38.5%、空き地が94件と市街地全体の約21.6%を占めています。

八幡地区の空き家は年数件の微増傾向で、平成29(2017)年は114件と市全体の約7%となっています。

### ■空き家・空き地数の推移

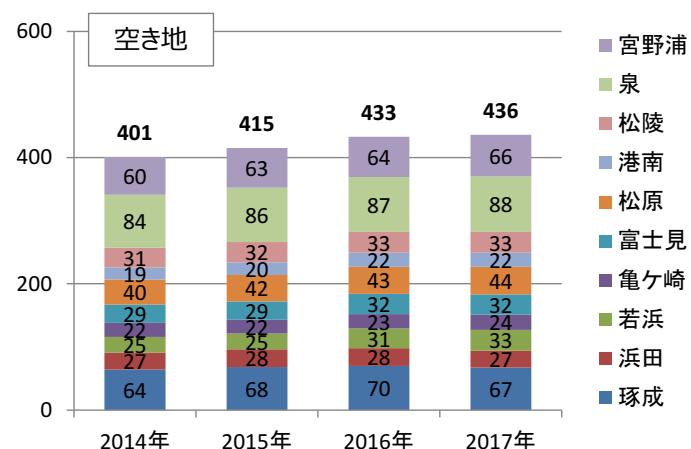
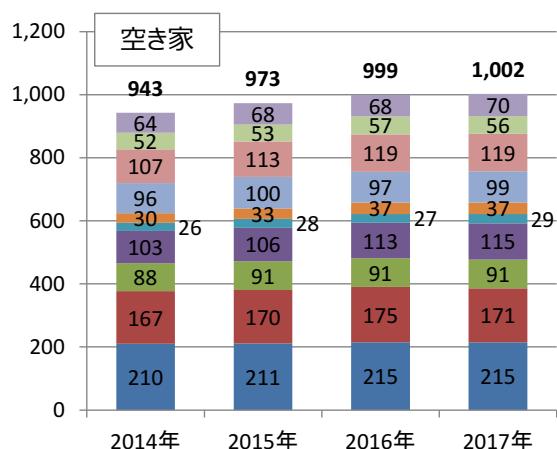
【資料】酒田市資料

※空き地は農地との区別が困難なため、市街地のみの値

	空き家						空き地 (市街地)
	市街地	旧公民館地区	八幡地域	松山地域	平田地域	空き家全体	
2014年	943	274	109	97	148	1,571	401
2015年	973	283	112	96	151	1,615	415
2016年	999	287	113	104	156	1,659	433
2017年	1,002	337	114	103	154	1,710	436

### ■市街地における空き家・空き地数の推移

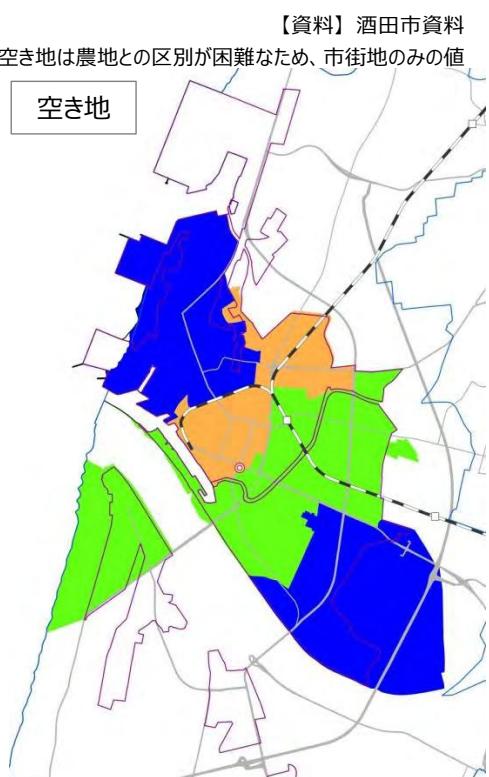
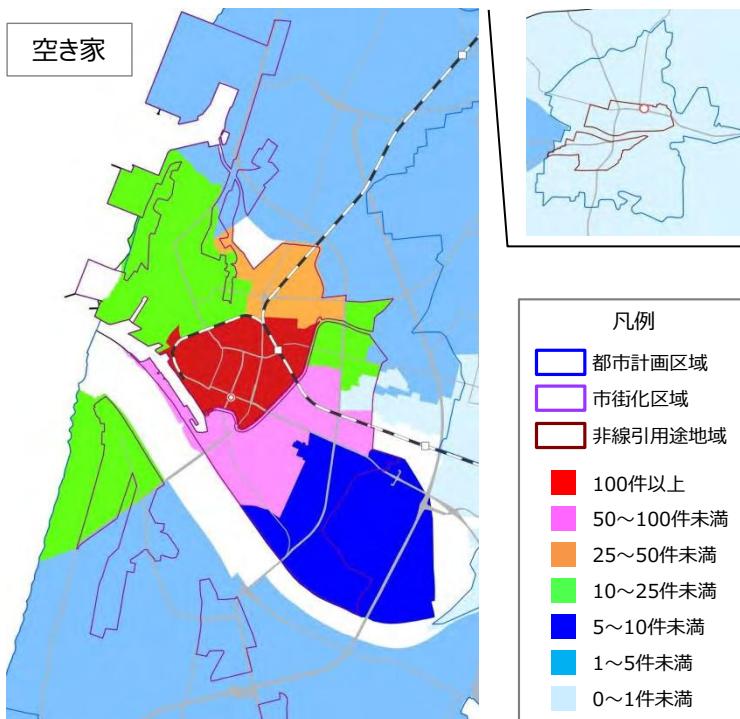
【資料】酒田市資料



### ■地区別の空き家・空き地数（2017年）（件／100ha）

【資料】酒田市資料

※空き地は農地との区別が困難なため、市街地のみの値



### (参考) 町丁目別の水道閉止割合 (2017 年)

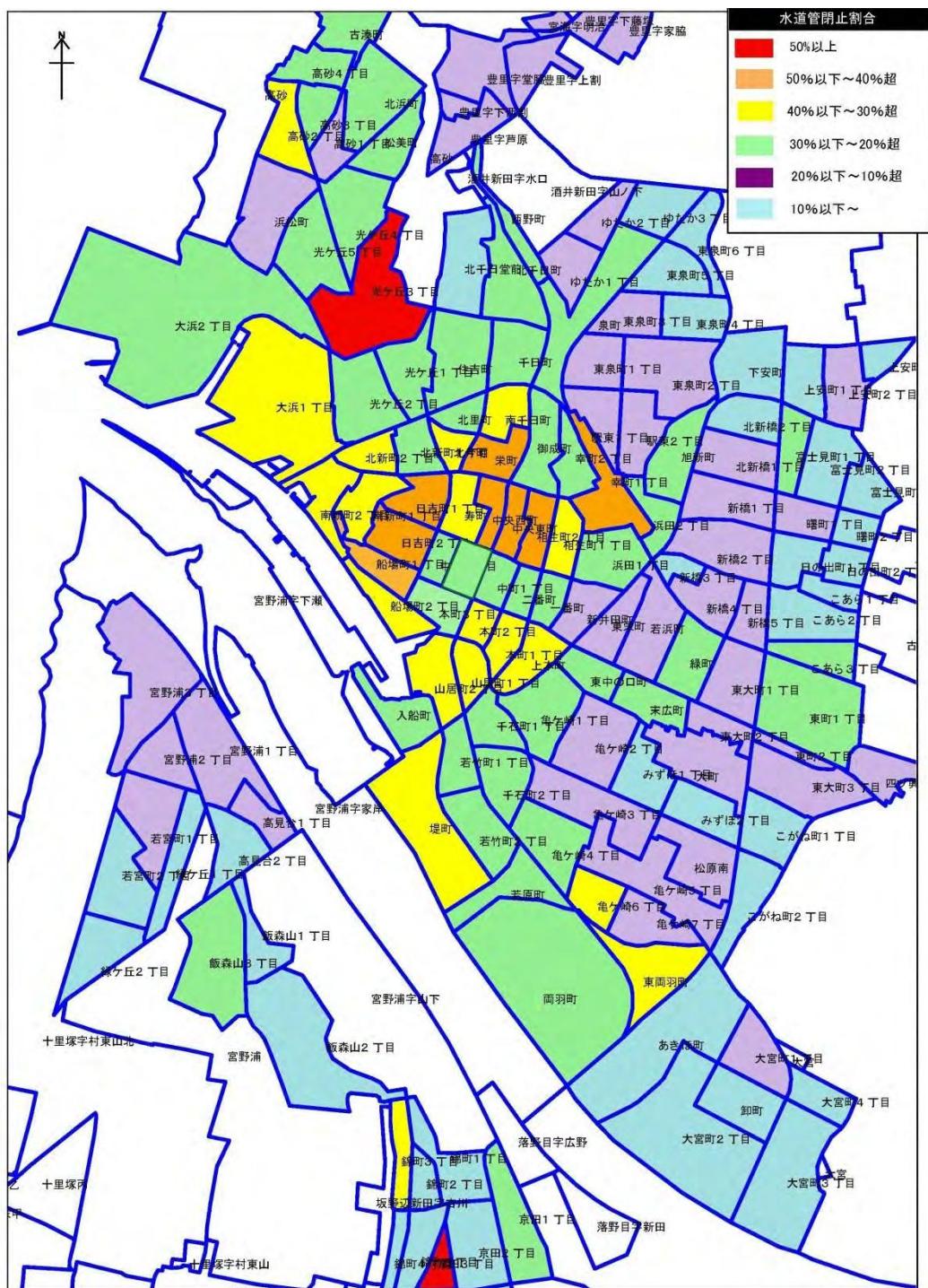
町丁目別の水道閉止割合の実態を可視化して、市街地内の空き家のおおよその量・位置の目安として確認を行いました。なお、集合住宅は部屋数分の水道供給件数・水道閉止件数をカウントしているため、空き部屋が多い集合住宅がある場合はその地区の水道閉止割合が高くなり、空き家の実態とは大きく異なることに留意が必要となります。

水道閉止割合が高い町丁目としては、中心市街地において40～50%の町丁目が多くみられます。また、中心市街地や大浜、堤町において30～40%の町丁目がみられます。

## 【資料】酒田市資料

### ■町丁目別の水道閉止割合（2017年）

※ (水道閉止割合) = (水道閉止件数) / (水道給水件数)



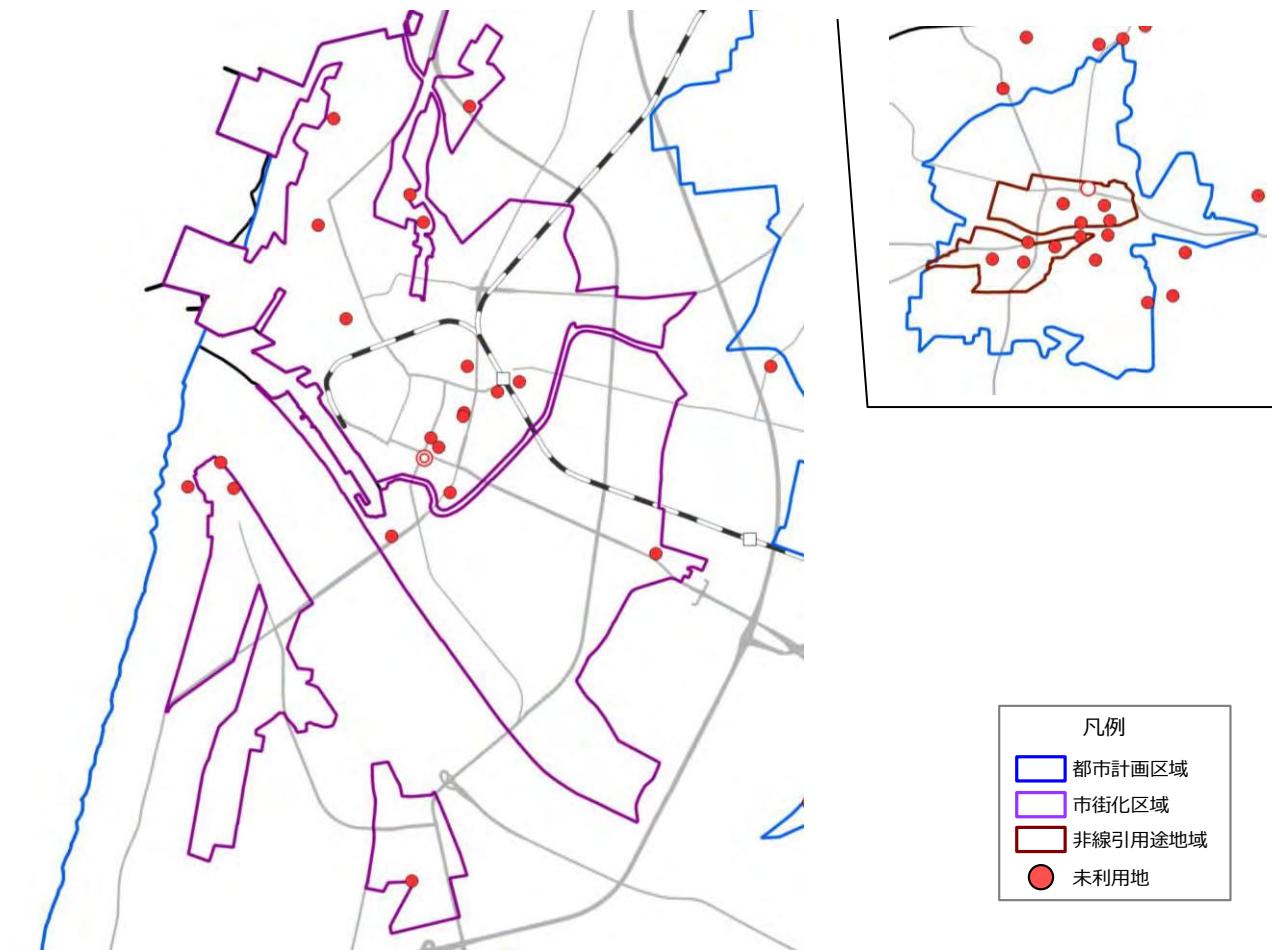
# 1. 都市の現状と将来見通し

## (3) 市の未利用財産

未利用地（市有地）の分布は、市街化区域に19件、八幡都市計画の用途地域に9件となっています。

■酒田市の未利用地（市有地）の分布図

【資料】酒田市資料



■酒田市の未利用地（市有地）の一覧

【資料】酒田市資料（2018年3月）

市街化区域内（酒田都市計画区域）

未利用地（市有地）	地積（㎡）
旧第五中学校	29,067.93
旧県立酒田商業高等学校	22,856.00
旧港南小学校	21,339.76
旧ジャスコ酒田駅前店	10,593.00
旧食肉処理場敷地	3,930.25
旧光ヶ丘五丁目住宅	2,917.50
旧月見ヶ丘保育園敷地	2,501.50
その他 計12件	2,586.14
計 19件	95,792.08

用途地域内（八幡都市計画区域）

未利用地（市有地）	地積（㎡）
宅地（市条字村ノ前）	6,204.97
市条字荒瀬住宅団地	2,659.90
その他 計7件	679.20
計 9件	9,544.07

※未利用地（市有地）には空き施設（公共施設）が立地している敷地も含みます。

空き施設（公共施設）の分布は、市街化区域に6件、八幡都市計画の用途地域に2件となっています。

#### ■酒田市の空き施設（公共施設）の分布図



#### ■酒田市の空き施設（公共施設）の一覧

市街化区域内（酒田都市計画区域）

施設名称	地区	延床面積 (m <sup>2</sup> )	建築年
緑町貸付地（あすなろ作業所）	酒田	217	1999
旧県立酒田商業高等学校	酒田	6,675	1968
旧港南小学校	酒田	4,479	1954
旧第五中学校	酒田	4,020	1961
旧月見ヶ丘保育園	酒田	320	1906
旧食肉処理場	酒田	1,896	1964

用途地域内（八幡都市計画区域）

施設名称	地区	延床面積 (m <sup>2</sup> )	建築年
旧市条保育園	八幡	559	1978
旧観音寺地区農産物加工所	八幡	87	2006

※暫定利用されている空き施設であっても当初の施設利用がされていない施設は、空き施設としています。

## 1 – 3 都市交通の状況

### (1) 地域公共交通の状況

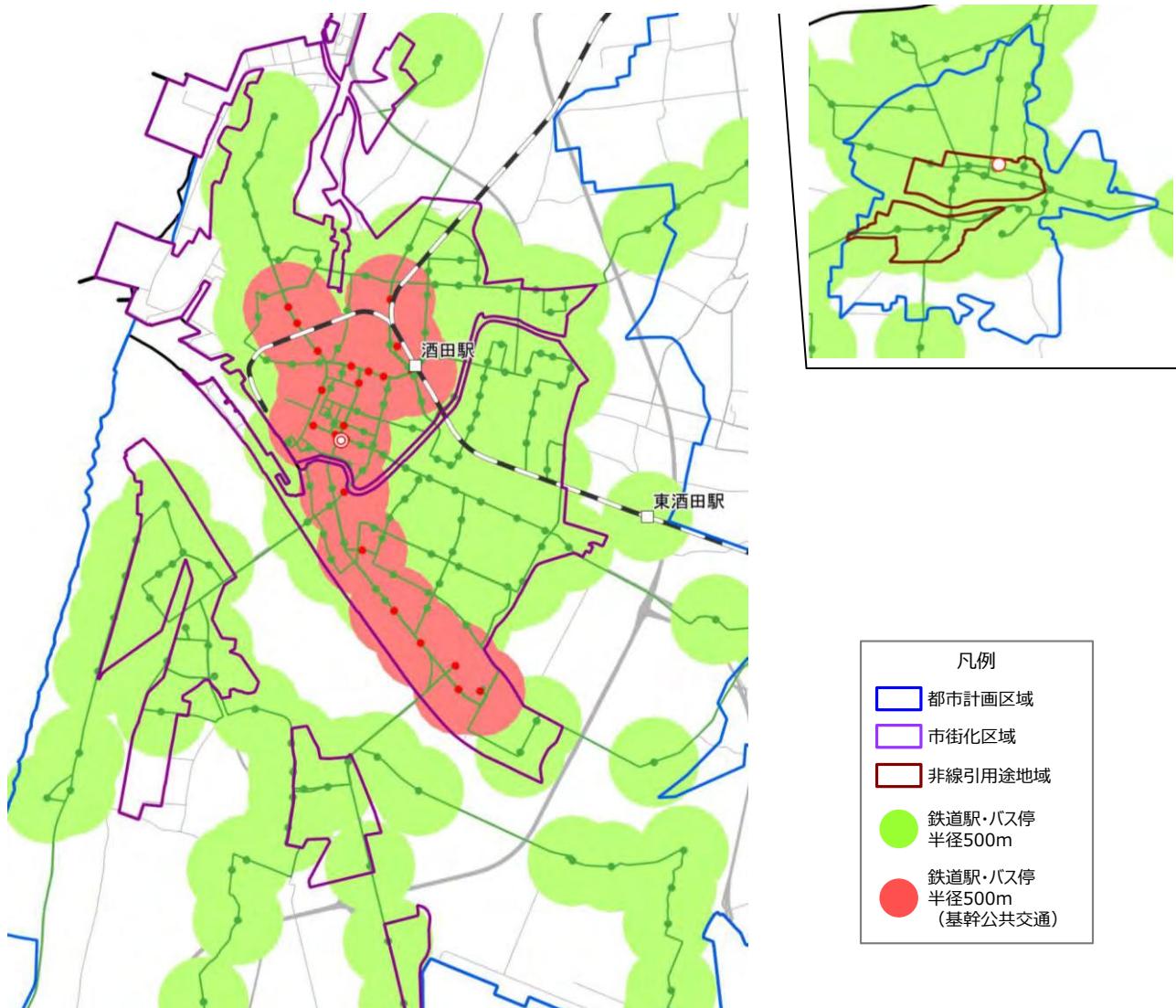
酒田市の公共交通ネットワークは、陸上交通では「鉄道」「路線バス」「市営バス（るんるんバス・ぐるっとバス・ワンコインバス）」「乗合タクシー」が運行しており、各地域特性を考慮した地域公共交通ネットワークが形成されています。また、飛島に向かうための定期船「とびしま」や、酒田市と鶴岡市を跨ぐ場所に位置している庄内空港もあり、地域内の移動や広域的な流動を容易としています。

基幹的公共交通<sup>注)</sup>（日 30 本以上）のカバー状況は、酒田駅周辺から中町までの中心市街地内と、一般県道吹浦酒田線の中心市街地から日本海総合病院までの区間、国道 112 号の中心市街地から光ヶ丘一丁目・光陵高校前までの区間となっています。

注) 基幹公共交通：日 30 本以上の運行頻度の路線・区間（概ねピーク時片道 3 本以上に相当）

#### ■酒田市の公共交通カバー状況

【資料】国土数値情報 バスルート・バス停留所・鉄道データ（2010 年度時点）



## (2) 道路ネットワークの状況

道路ネットワークは、南北方向に高速道路及び国道7号等、東西方向に国道47号・国道344号等の幹線道路が整備されています。幹線道路を補完するその他の道路も整備されており、市中心部では比較的密に整備されています。

■酒田市道路網図

【資料】 DRM（デジタル道路地図）データ（2016年3月版）

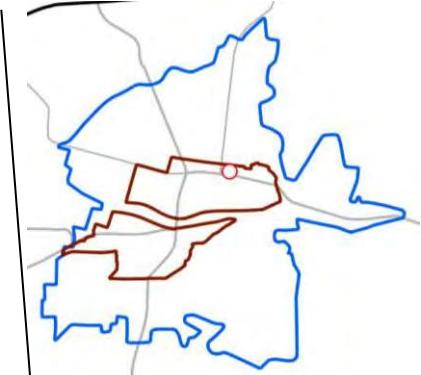


## 1 – 4 都市機能の立地状況

市内各所から利用がみられる病院や大型小売店、行政施設などの高次都市機能は、市街化区域内に集中して立地しています。中心市街地内には大型小売店の他、集会施設、文化施設、病院などが立地、日本海総合病院周辺には病院の他、大型小売店が立地しています。

### ■高次都市機能の立地状況

【資料】地域医療情報システム（日本医師会）、全国大型小売店総覧 2018 年版、酒田市資料



	施設名	地区
病院	日本海総合病院	酒田
病院	山容病院	酒田
病院	医療法人本間病院	酒田
病院	医療法人酒田東病院	酒田
病院	日本海酒田リハビリテーション病院	酒田
大型小売店	イオン酒田南店	酒田
大型小売店	マリン5清水屋	酒田
文化施設	酒田市中央公民館	酒田
文化施設	市民会館(希望ホール)	酒田
文化施設	酒田市立中央図書館	酒田
文化施設	酒田市美術館	酒田
文化施設	土門拳記念館	酒田
文化施設	本間美術館	酒田
集会施設	交流ひろば	酒田
集会施設	酒田勤労者福祉センター	酒田
集会施設	公益ホール	酒田
保健福祉施設	中町にぎわい健康プラザ	酒田
保健福祉施設	酒田市民健康センター	酒田
行政施設	酒田市役所本庁舎	酒田
交通拠点施設	酒田駅	酒田
交通拠点施設	酒田庄交バスターミナル	酒田



### ■商業施設の立地状況（大型小売店・スーパー）

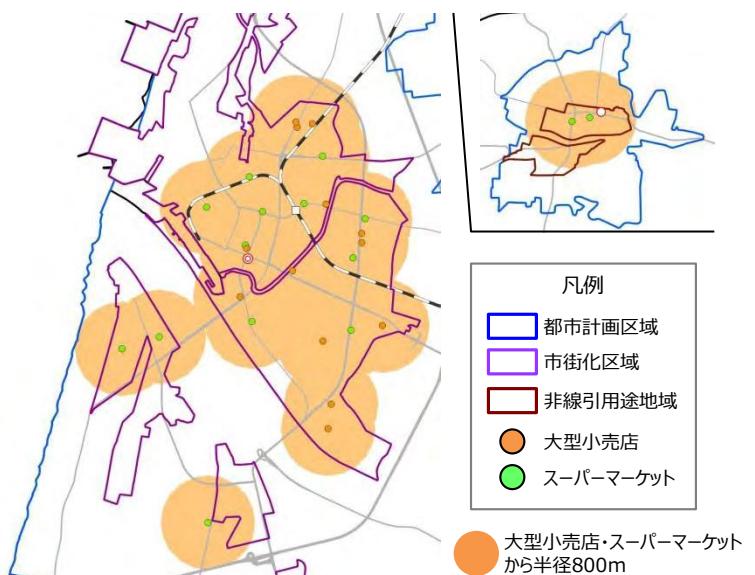
市内の大型小売店（食料品）は、市街化区域内への集積が多くみられます。スーパー・マーケットは、多くが市街化区域内に点在しており、八幡地区の支所周辺にも立地しています。

病院は、市内最大規模である日本海総合病院をはじめ5つの病院が市街化区域内に立地しています。診療所は、中心部や市街化区域内に多く集積し、八幡地区の用途地域内にも立地しています。市街化区域内のほぼすべてのエリアが病院・診療所の徒歩圏（800m）内に含まれますが、一部（川南・古湊など）に徒歩圏（800m）外地域が存在します。

将来的には、各都市機能の徒歩圏内の人口減少や人口密度の低下により、一定の人口密度があることで成り立っている都市機能（医療施設、商業施設等）を維持することが困難となることが懸念されます。

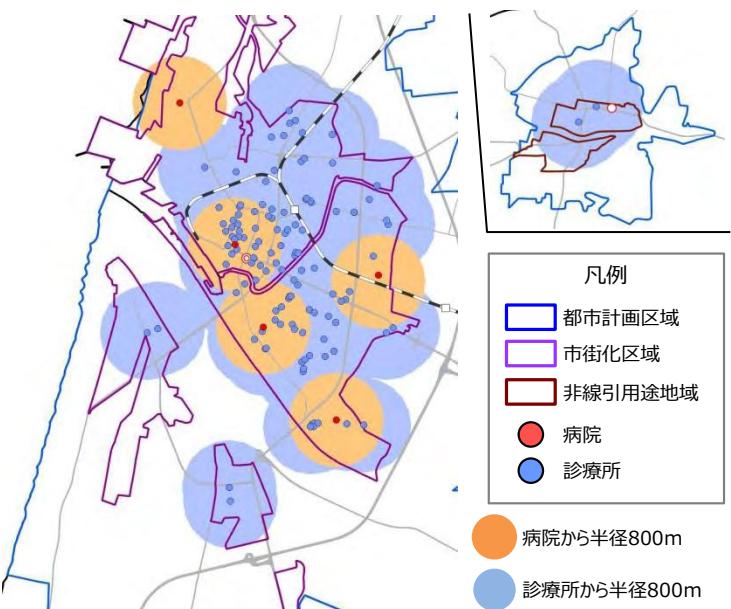
【資料】大型小売店）全国大型小売店総覧 2018年版

スーパー・マーケット）iタウンページ（2017年9月時点）



### ■病院・診療所の立地状況

【資料】地域医療情報システム（日本医師会）



### ■都市機能の徒歩圏内的人口等の将来見通し (医療施設、商業施設)

【資料】国勢調査、酒田市資料

医療施設の800m圏域	地区の総人口 (人)		徒歩圏内的人口 (人)		徒歩圏の面積 (ha)	徒歩圏内的人口密度 (人/ha)	
	2010年	2040年	2010年	2040年		2010年	2040年
酒田地区	93,047	60,480	72,931	48,102	3,932	18.55	12.23
DID地区内	57,452	37,336	57,104	37,109	1,478	38.62	25.10
市街化区域	69,344	46,315	66,095	44,068	1,884	35.08	23.39
八幡地区	6,533	3,878	3,446	2,115	655	5.26	3.23
非線引用途地域	2,807	1,780	2,738	1,741	108	25.26	16.06

商業施設（大型小売店・スーパー・マーケット）の800m圏域	地区の総人口 (人)		徒歩圏内的人口 (人)		徒歩圏の面積 (ha)	徒歩圏内的人口密度 (人/ha)	
	2010年	2040年	2010年	2040年		2010年	2040年
酒田地区	93,047	60,480	64,207	42,610	2,563	25.05	16.63
DID地区内	57,452	37,336	55,842	36,249	1,317	42.39	27.52
市街化区域	69,344	46,315	60,681	40,363	1,578	38.44	25.57
八幡地区	6,533	3,878	2,980	1,897	250	11.93	7.60
非線引用途地域	2,807	1,780	2,666	1,687	95	27.93	17.68

## 1 – 5 経済活動の状況

### (1) 産業別従業者数

酒田市の従業者数は減少傾向にあります。産業別構成比は、平成 27 (2015) 年において、第一次産業が 8.7%、第二次産業が 26.2%、第三次産業が 65.1%を占めています。

第一次産業と第二次産業の従業者数は、平成 17 (2005) 年から平成 22 (2010) 年にかけて減少し、その後横ばい傾向です。第三次産業の従業者数は、平成 17 (2005) 年に微増した後、平成 22 (2010) 年に減少し、その後横ばい傾向です。

### (2) 商業の状況

商品販売額は、平成 14 (2002) 年以降減少傾向にあり、酒田市の商業活動は低迷しています。商品販売額が大きく減少した平成 19 (2007) 年と平成 24 (2012) 年を比較すると約 30% の減少となっています。事業所数も減少傾向にあり、平成 14 (2002) 年から平成 26 (2014) 年の間に約 36% 減少しています。

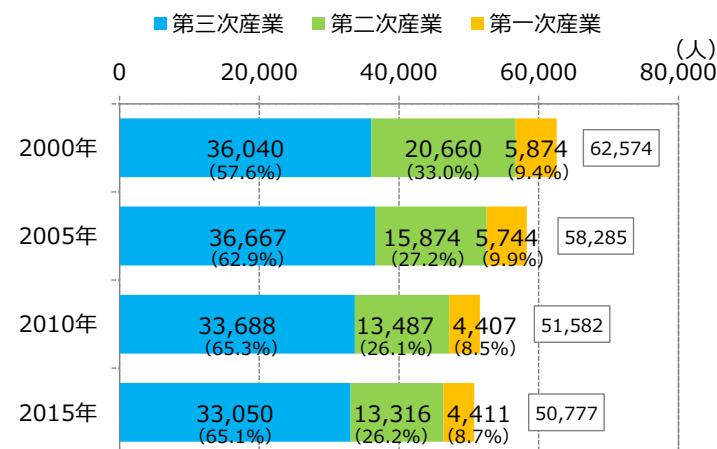
酒田市の商圈は、商品総合でみると、第 1 次買物圏域に酒田市と遊佐町、第 3 次買物圏域に庄内町が含まれています。

#### ■酒田市の産業別従業者数の推移

【資料】国勢調査

※2005 年以前は「酒田市」「八幡町」「松山町」「平田町」を合算した値

※「分類不能の産業」は除いて算出



#### ■酒田市の年間商品販売額等の推移

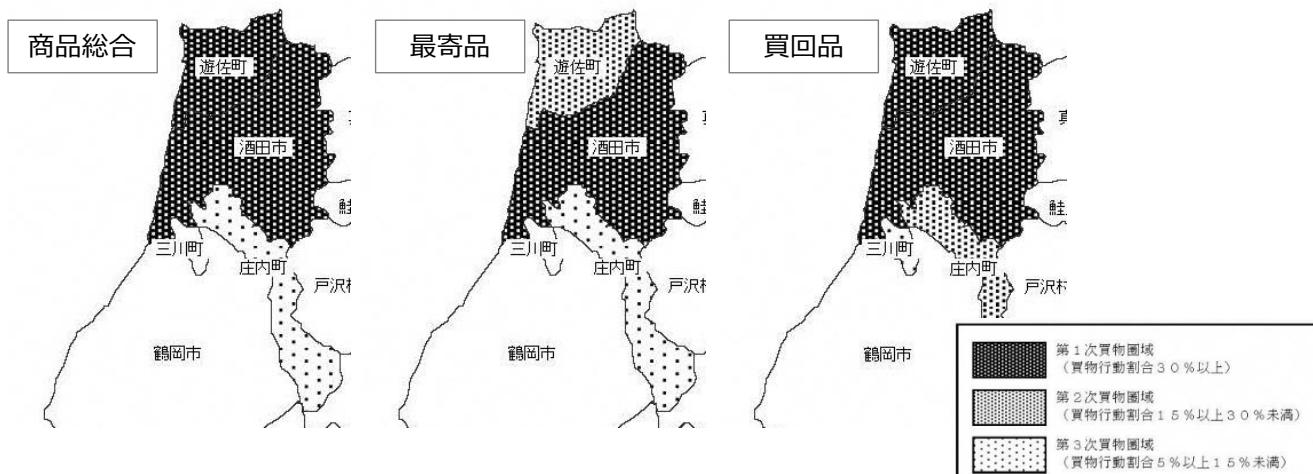
【資料】酒田データファイル 2017



※平成 20 年 4 月、全農庄内本部が全農山形県本部と統合し、集計外となる。

#### ■酒田市の商圈

【資料】2015 年度山形県買物動向調査報告書

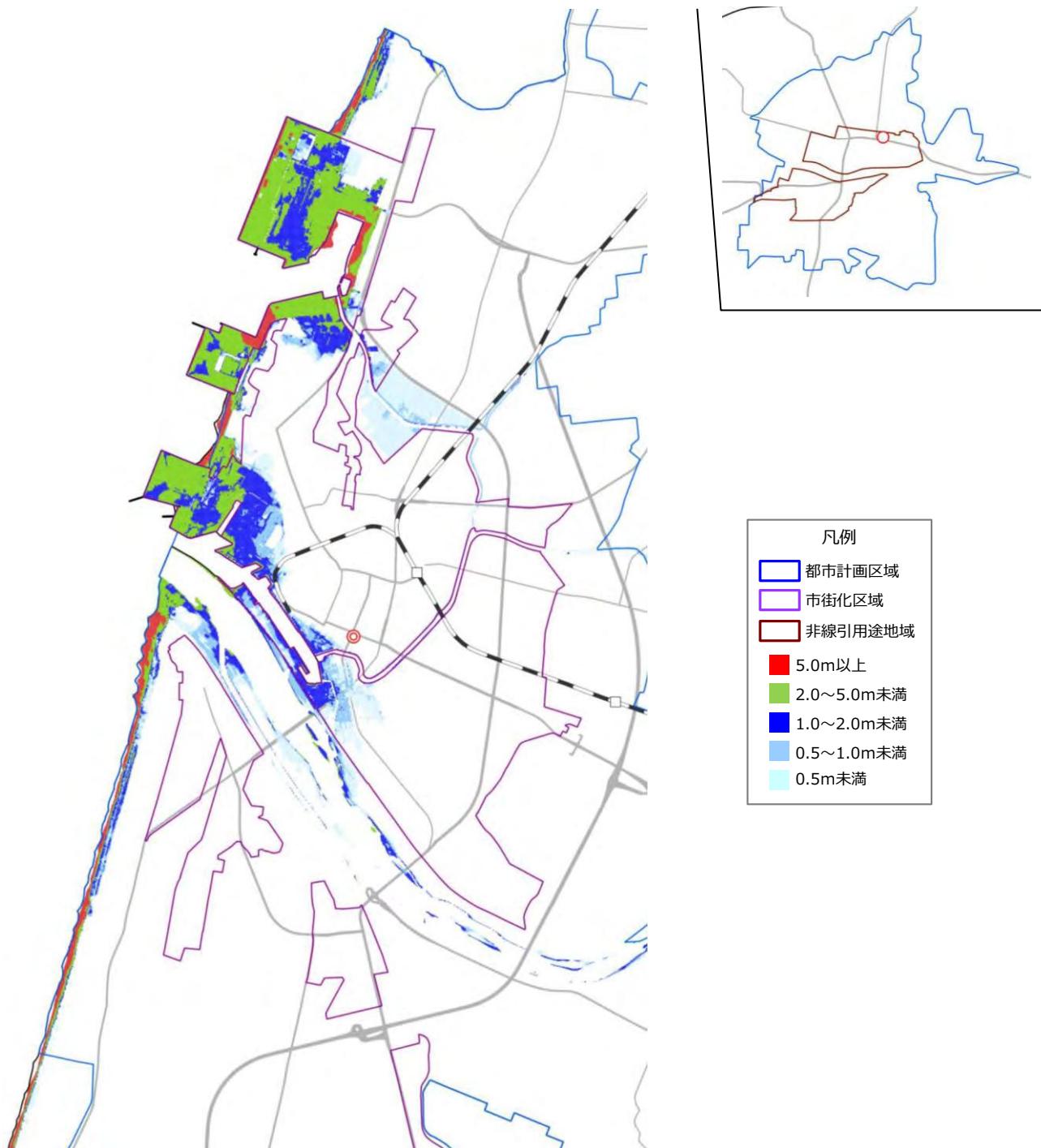


## 1 – 6 災害リスク

津波浸水想定区域は、海岸沿いの工業系用途エリア等で 2m以上の浸水深となっています。また、商業系用途エリアでは山居倉庫周辺で 0.5m～1.0mの浸水深となっています。住宅系用途エリアでは、光ヶ丘五丁目や千石町、若竹町の一部や、新井田川沿いなどで 0.5m未満、千石町や若竹町の一部などで 0.5m～1.0mの浸水深となっています。

### ■酒田市内の津波浸水想定

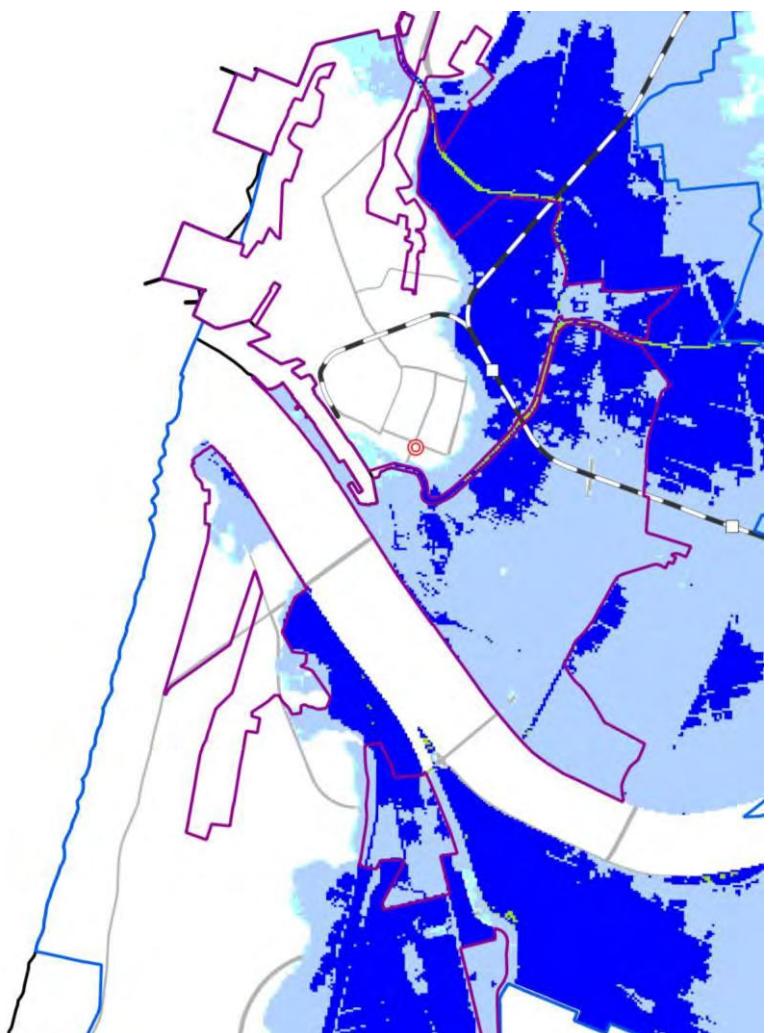
【資料】山形県 山形県津波浸水想定・被害想定調査（2016年3月）



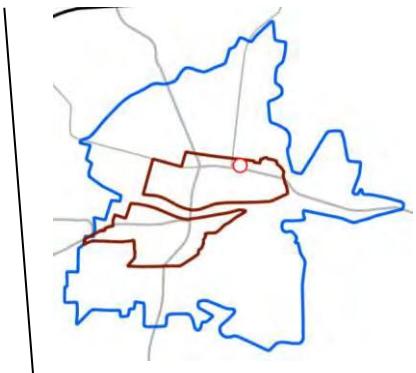
## 1. 都市の現状と将来見通し

最上川・赤川の洪水による浸水想定区域は、中心部エリアや宮野浦地区、松陵地区、工業系用途エリアなどの一部を除いた市街地のほぼ全城が浸水区域となっています。

### ■酒田市内の最上川・赤川の洪水による浸水想定区域



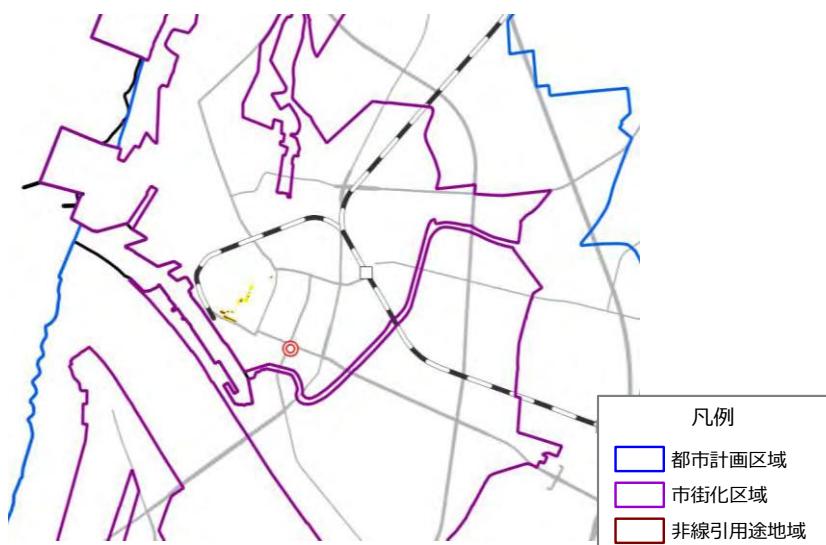
【資料】山形県



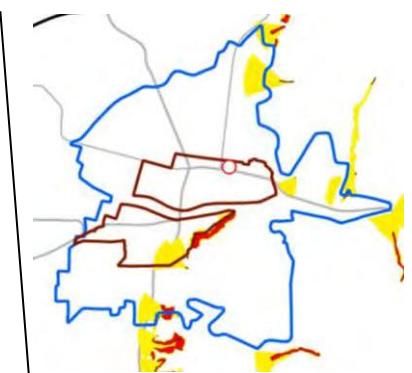
凡例
都市計画区域
市街化区域
非線引用途地域
20.0m以上
10.0～20.0m未満
5.0～10.0m未満
3.0～5.0m未満
0.5～3.0m未満
0.5m未満

土砂災害警戒区域は、市街化区域内の日和山公園の一部や、八幡都市計画区域内の八森自然公園の一部に存在しています。

### ■酒田市内の土砂災害警戒区域



【資料】国土数値情報 土砂災害警戒区域データ（2016 年度時点）



凡例
土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域

## 2. 市民・事業者等の意向把握

計画の検討に向けて、市民の皆さんや、市内の事業者等を対象としたアンケート調査を実施しました。以下ではその結果概要を示します。

### 2-1 市民アンケートの実施概要

#### (1) 調査対象者

- ・住民基本台帳を活用し、各年齢層の居住状況を想定し、無作為で抽出しました。
- ・調査対象者数は 3,000 名に設定しました。

#### (2) 調査方法

- ・郵送配布、郵送回収

#### (3) 調査項目

- ・調査項目は以下の通りです。
  - (1) 個人属性
  - (2) 日常の外出行動
  - (3) 都市機能・居住地選択要因
  - (4) まちづくり意向

#### (4) 調査期間

- ・配布日：平成 29 年 10 月 24 日（火）
- ・回収締切：平成 29 年 11 月 5 日（日）

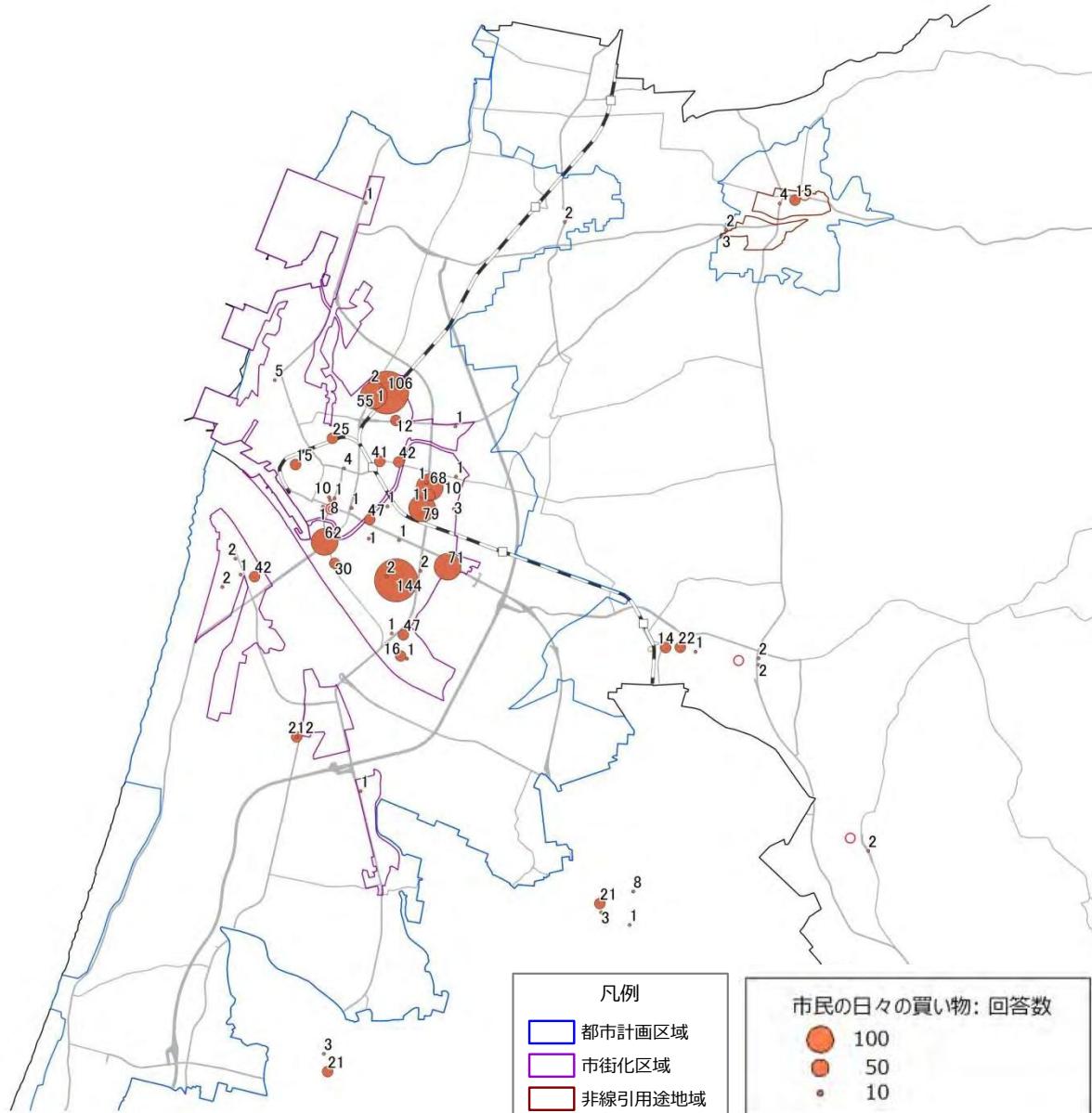
#### (5) 回収状況

- ・回収票数は 1,154 票で回収率は 38.5% でした。

## 2-2 市民アンケート結果の概要

### (1) 市民の日々の買い物

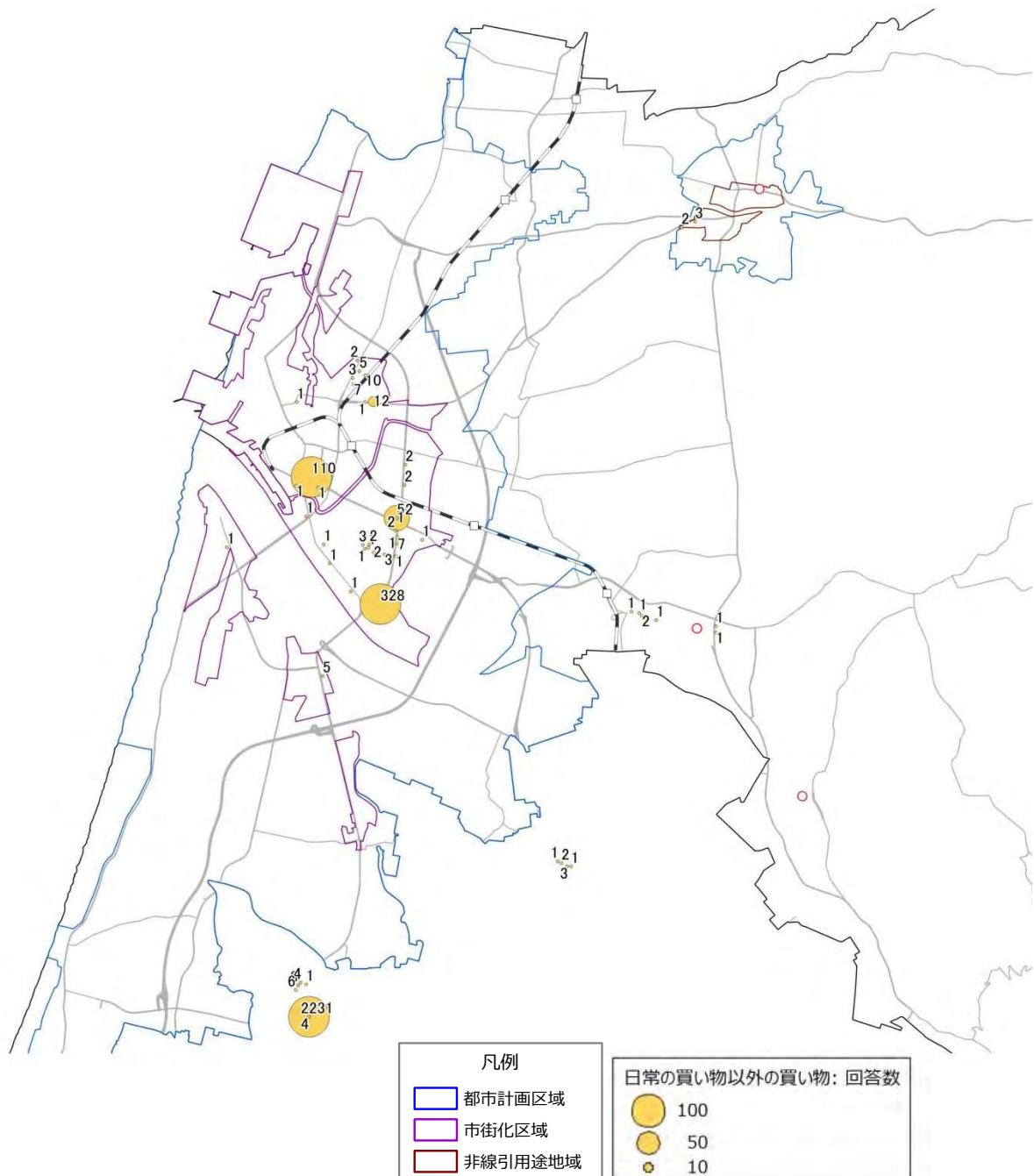
市民の「日々の買い物」で利用する商業施設は、市街化区域の国道7号沿線が多くなっています。また、市中心部居住者を含む市民の多くが上記エリア（市街地域その他）の施設を利用しています。



		計	中心部	市街地域 その他	郊外部	八幡地区	平田地区	松山地区	地区不明
店舗所在地	中心部	3.6%	12.5%	5.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市街地域その他	79.0%	85.0%	94.1%	62.7%	47.6%	41.5%	17.4%	83.3%
	郊外部	5.8%	2.5%	0.3%	21.5%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%
	八幡地区	2.1%	0.0%	0.0%	0.7%	50.0%	0.0%	0.0%	5.6%
	平田地区	3.6%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	53.7%	37.0%	0.0%
	松山地区	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%
	地区不明	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## (2) 日常の買い物以外の買い物

市民が「日々の買い物以外」で利用する商業施設は、市街化区域内の国道7号沿線、市中心部施設、市外の施設に集中しています。また、市内全域から市街化区域内の国道7号沿線エリア（市街地その他）に来訪する一方、郊外部、八幡・平田・松山地域の居住者も市中心部への施設を比較的多く利用しています。

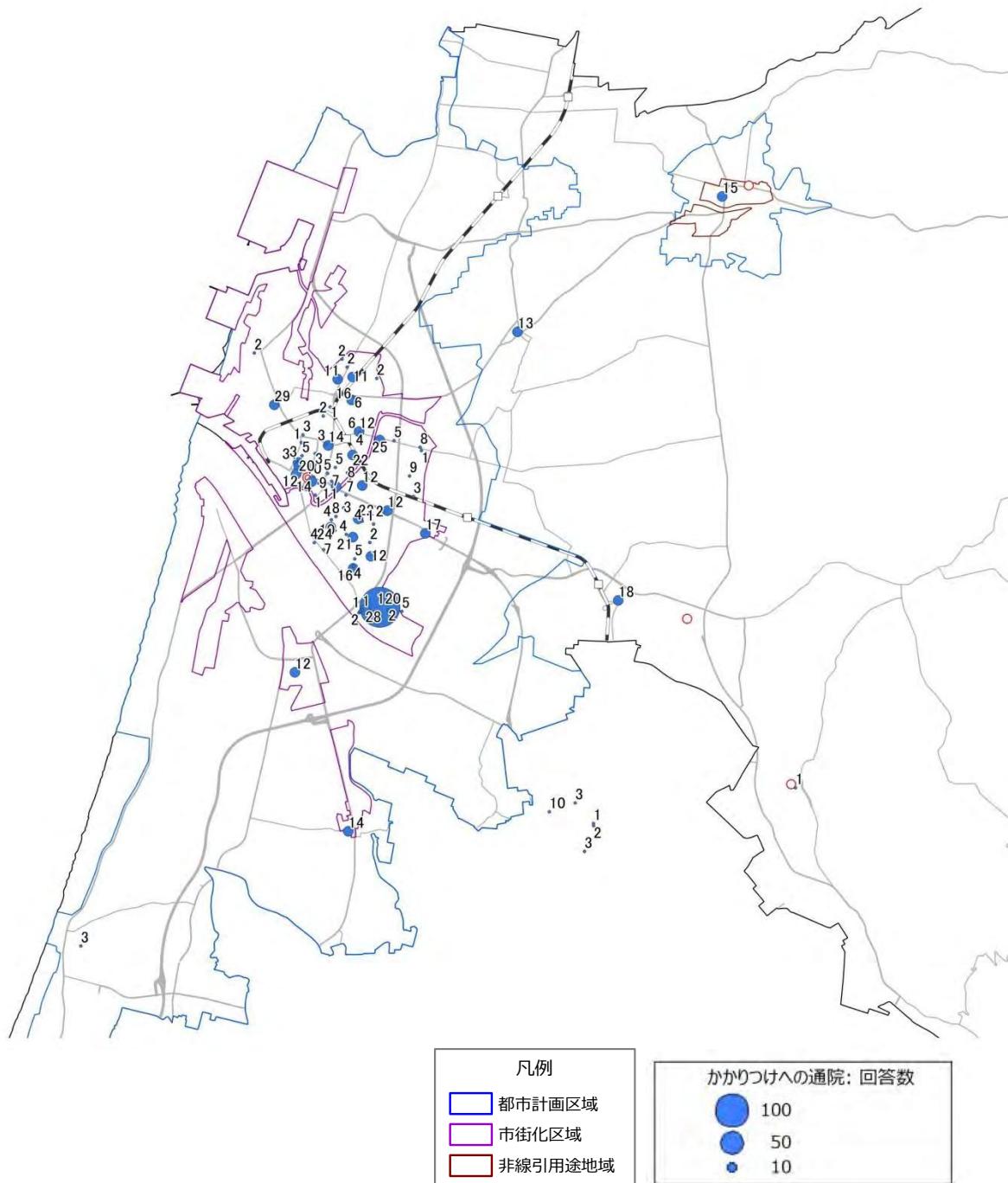


		計	中心部	市街地域 その他	郊外部	八幡地区	平田地区	松山地区	地区不明
店舗所在地	中心部	13.2%	28.9%	14.8%	7.8%	10.5%	15.2%	3.2%	17.6%
	市街地域その他	52.2%	47.4%	54.3%	49.8%	63.2%	54.5%	32.3%	41.2%
	郊外部	0.8%	2.6%	0.6%	1.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%
	八幡地区	0.6%	0.0%	0.0%	0.5%	7.9%	0.0%	0.0%	5.9%
	平田地区	0.8%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	9.1%	9.7%	0.0%
	松山地区	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	地区不明	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## 2. 市民・事業者等の意向把握

### (3) かかりつけ医への通院

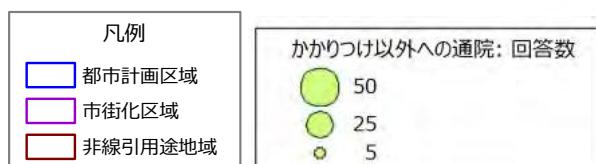
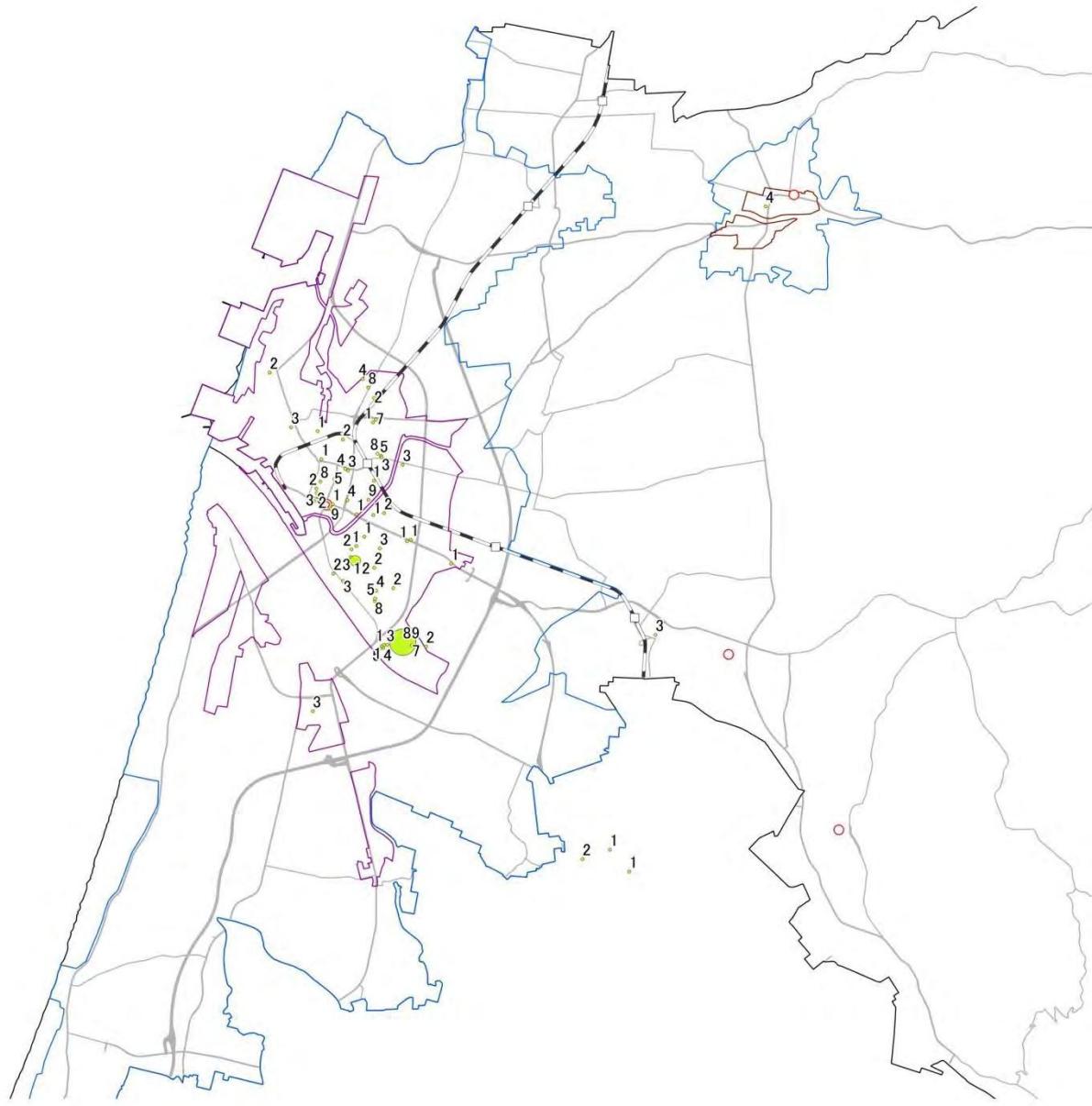
市民がかかりつけ医の通院で利用する医療施設は、市街化区域内に広く分布しています。また、中心部、市外地域その他の居住者は、自分の居住エリア内施設に通院する傾向がみられます。



	計	中心部	市街地域 その他	郊外部	八幡地区	平田地区	松山地区	地区不明
病院所在地	中心部	23.2%	47.1%	23.0%	28.7%	4.8%	7.9%	22.7%
	市街地域その他	63.1%	50.0%	73.3%	50.8%	42.9%	52.6%	72.7%
	郊外部	5.1%	2.9%	1.5%	13.8%	9.5%	2.6%	3.6%
	八幡地区	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	35.7%	0.0%	0.0%
	平田地区	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.9%	25.0%
	松山地区	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%
	地区不明	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

#### (4) かかりつけ医以外への通院

市民がかかりつけ医以外の通院で利用する医療施設は、国道7号沿線施設に立地し、市街化区域内に広く分布しています。また、国道7号沿線エリアを含むエリア（市街地その他）には、市内全域から通院する傾向がみられます。



		計	中心部	市街地域 その他	郊外部	八幡地区	平田地区	松山地区	地区不明
病院所在	中心部	19.7%	53.3%	19.1%	18.8%	9.1%	0.0%	23.1%	20.0%
	市街地域その他	72.4%	46.7%	76.9%	75.0%	45.5%	61.5%	69.2%	60.0%
	郊外部	1.0%	0.0%	0.6%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	八幡地区	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	27.3%	0.0%	0.0%	20.0%
	平田地区	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	15.4%	0.0%	0.0%
	松山地区	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	地区不明	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市外	4.4%	0.0%	3.5%	3.1%	9.1%	23.1%	7.7%	0.0%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## 2. 市民・事業者等の意向把握

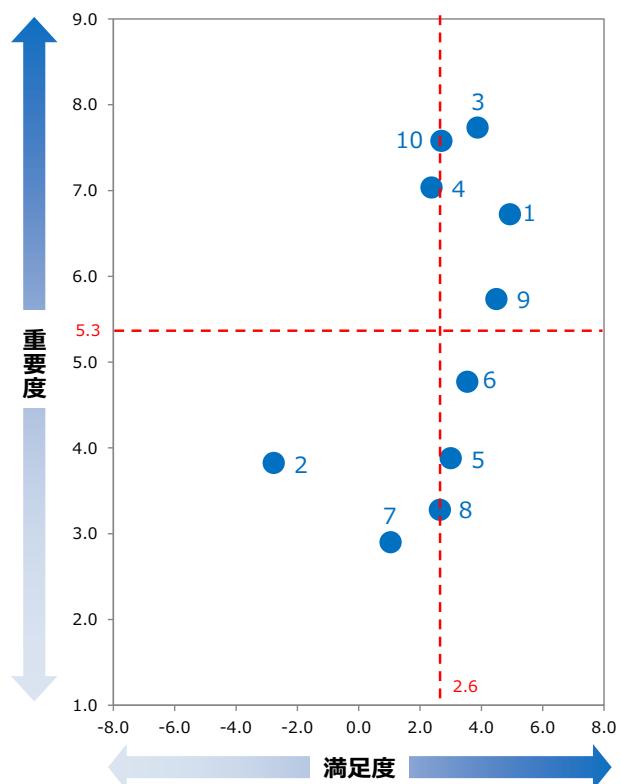
### (5) 居住地に関する意識

#### ①居住地を考える際に重視すること

居住を考える際には、「日々の買い物が出来る店が近くにある」「災害の危険性が低い」「病院・診療所などが近くにある」「車での移動が便利」等を重視する傾向が見られます。

そのうち現状の満足度としては、「車での移動が便利」「日々の買い物が出来る店が近くにある」等は満足度が高い傾向が見られます。

#### ■居住を考える際に重視すること及び居住環境に対する満足度



項目	満足度	重要度
車での移動が便利だ	1	4.9
公共交通での移動が便利だ	2	-2.8
「日々の買い物」が出来る店が近くにある	3	3.9
病院・診療所などが近くにある	4	2.4
幼稚園・保育所が近くにある	5	3.0
小学校・中学校が近くにある	6	3.5
体育館・図書館・公民館などが近くにある	7	1.0
まわりに人がたくさん住んでいる	8	2.6
自然環境が良い	9	4.5
災害の危険性が低い	10	2.7
平均	2.6	5.3

#### ※評価点数の算出方法

$$\text{評価点数} = \left( \begin{array}{l} \text{「満足(重要である)」の回答者数} \times 10 + \text{「やや満足(どちらかといえば重要)」の回答者数} \times 5 \\ + \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 + \text{「やや不満(あまり重要ではない)」の回答者数} \times (-5) \\ + \text{「不満(重要ではない)」の回答者数} \times (-10) \end{array} \right) \div \text{回答者数の合計}$$

## ②住んでいる場所と住みたい場所

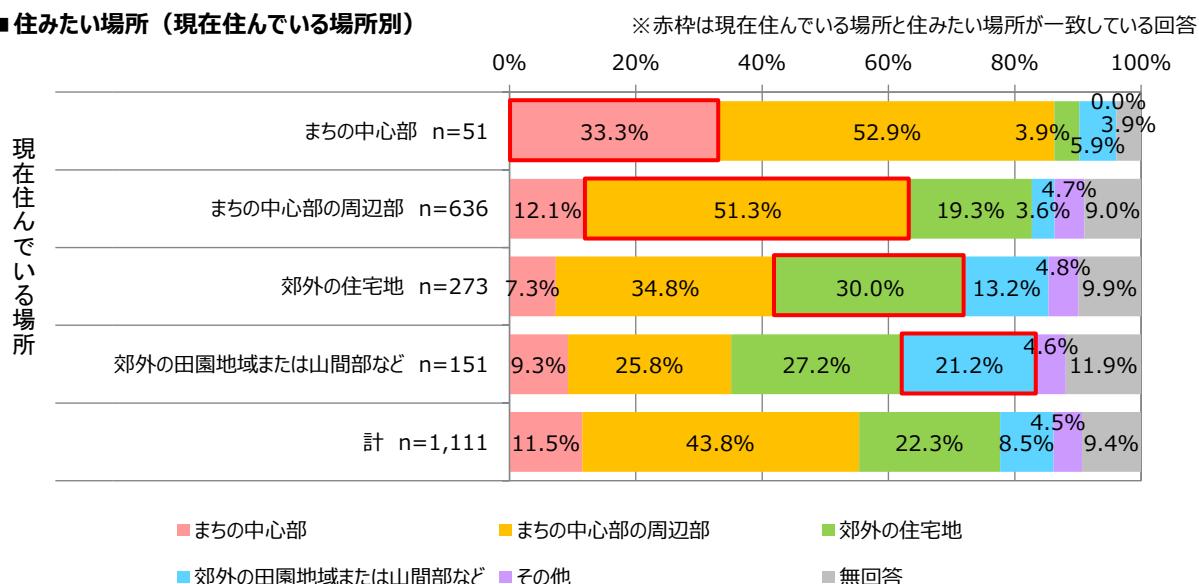
現在、「まちの中心部」に住んでいる回答者は、住みたい場所として「まちの中心部の周辺部」と「まちの中心部」と回答しており、現在の場所と一致する回答は約3割です。

「まちの中心部の周辺部」に住んでいる回答者の約5割は、住みたい場所としても現在の場所と一致する回答をしています。「郊外の住宅地」に住みたいという回答は約2割、「まちの中心部」に住みたいという回答は1割強です。

「郊外の住宅地」に住んでいる回答者は、住みたい場所として「まちの中心部の周辺部」と「郊外の住宅地」と回答しており、現在の場所と一致する回答は約3割です。

「郊外の田園地域または山間部など」に住んでいる回答者は、住みたい場所として「郊外の住宅地」と「まちの中心の周辺部」と回答しており、現在の場所と一致する回答は約2割です。

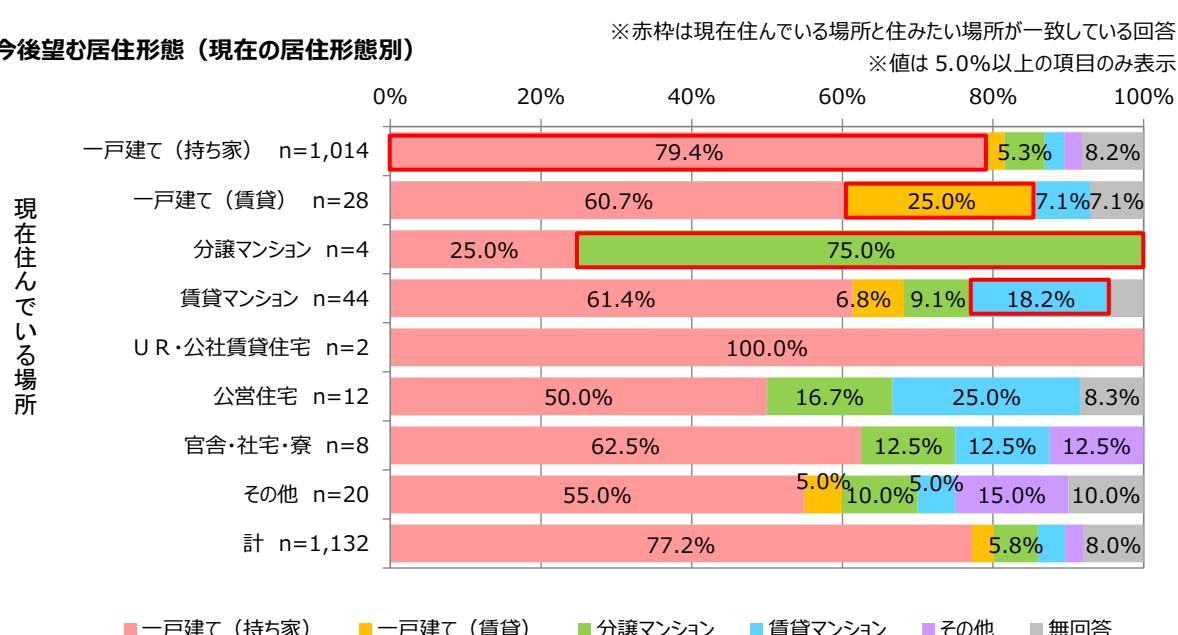
### ■住みたい場所（現在住んでいる場所別）



## ③現在の居住形態と今後望む居住形態

現在の居住形態が「分譲マンション」以外の回答者の大半は、今後望む居住形態として「一戸建て（持ち家）」と回答している。

### ■今後望む居住形態（現在の居住形態別）



## 2. 市民・事業者等の意向把握

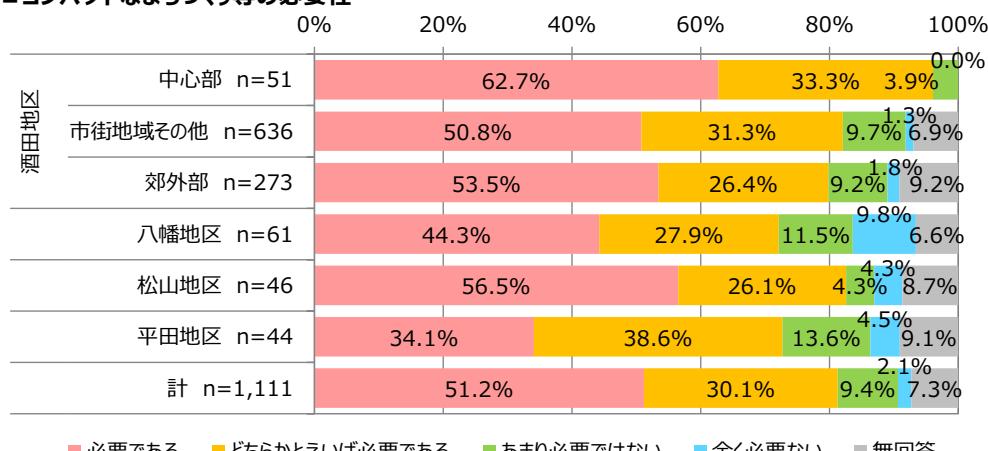
### (6) まちづくりに対する意識

#### ①コンパクトなまちづくり等の必要性

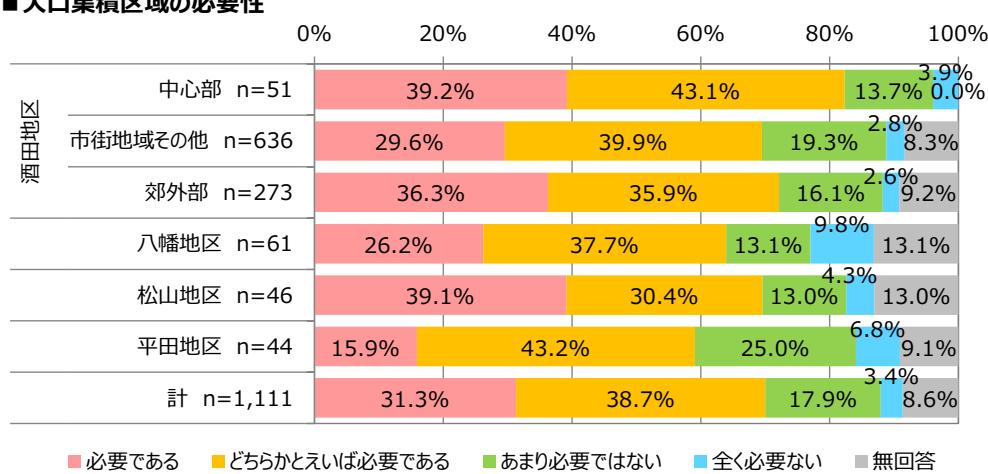
今後の酒田市における「コンパクトなまちづくり」の必要性については、8割以上が「必要である」「どちらかといえば必要である」と回答しています。居住地別にみると、「中心部」の回答者、「八幡地区」「平田地区」の回答者は約7割となっています。

また、「一定の人口集積を図っていく区域」についても7割、「様々な施設の集積を図っていく区域」は約8割が「必要である」「どちらかといえば必要である」と回答しており、コンパクトなまちづくりへのニーズが高い状況です。

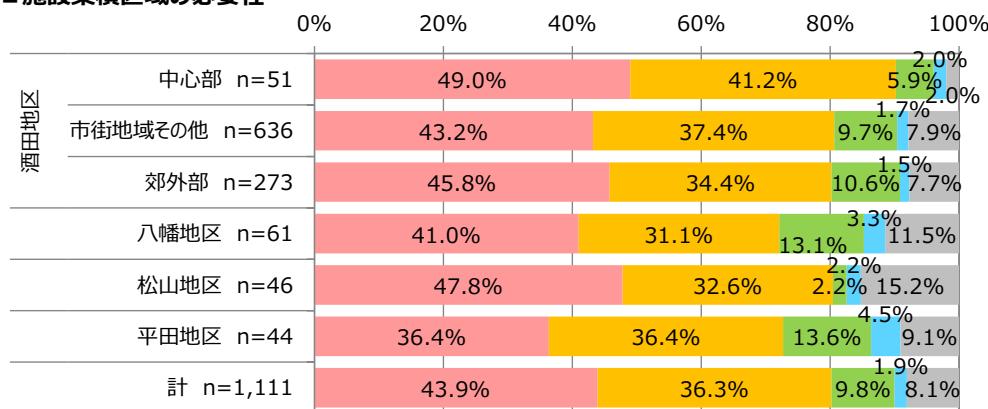
#### ■コンパクトなまちづくり等の必要性



#### ■人口集積区域の必要性



#### ■施設集積区域の必要性

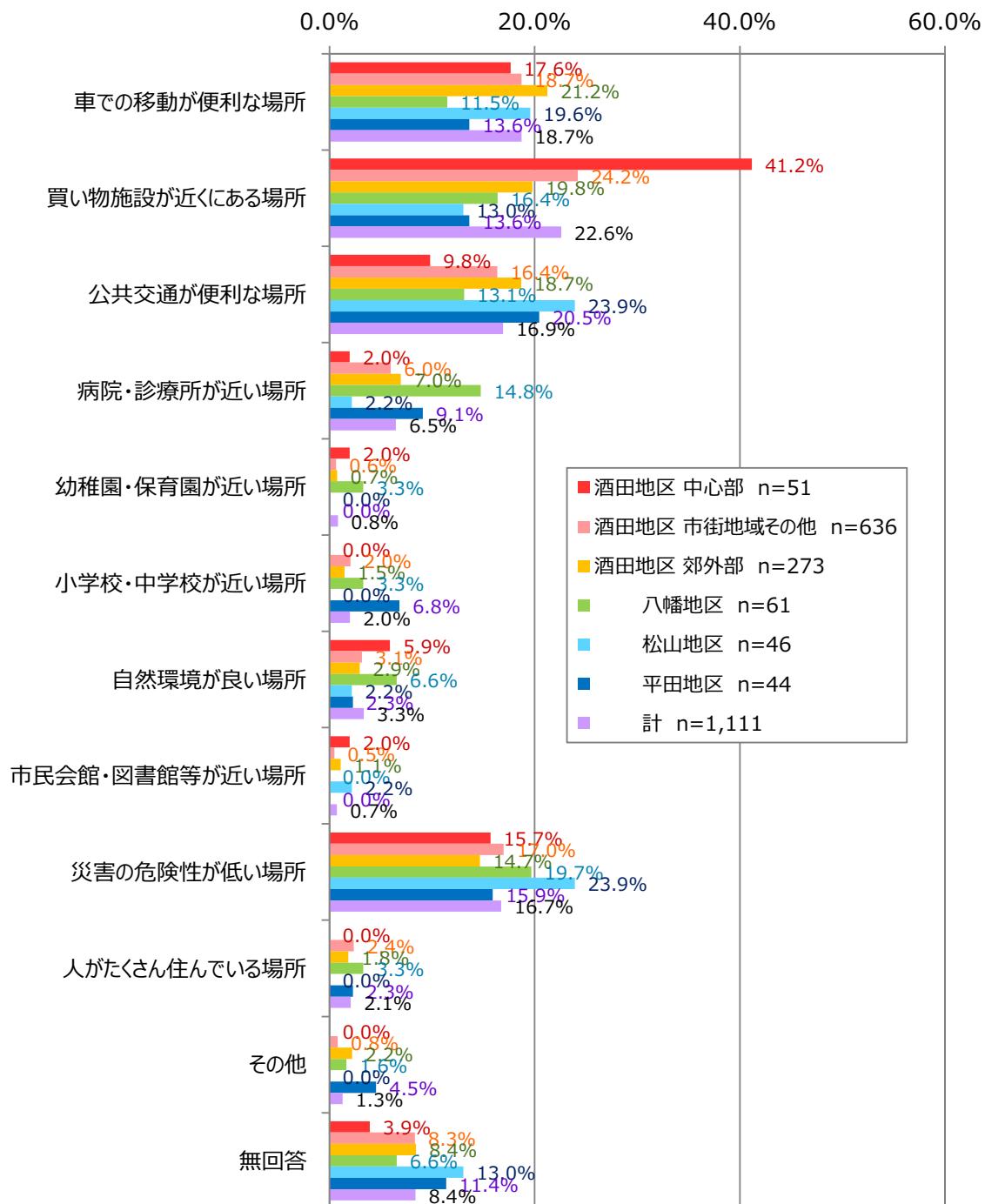


## ②「一定の人口集積を図っていく区域」を設定する場所

「一定の人口集積を図っていく区域」を設定する場所としては、「買い物施設が近くにある場所」「車での移動が便利な場所」「公共交通が便利な場所」「災害の危険性が低い場所」などの回答割合が高くなっています。

居住地別にみると、「中心部」の回答者は「買い物施設が近くにある場所」の回答割合が高くなっています。

### ■「一定の人口集積を図っていく区域」を設定する場所



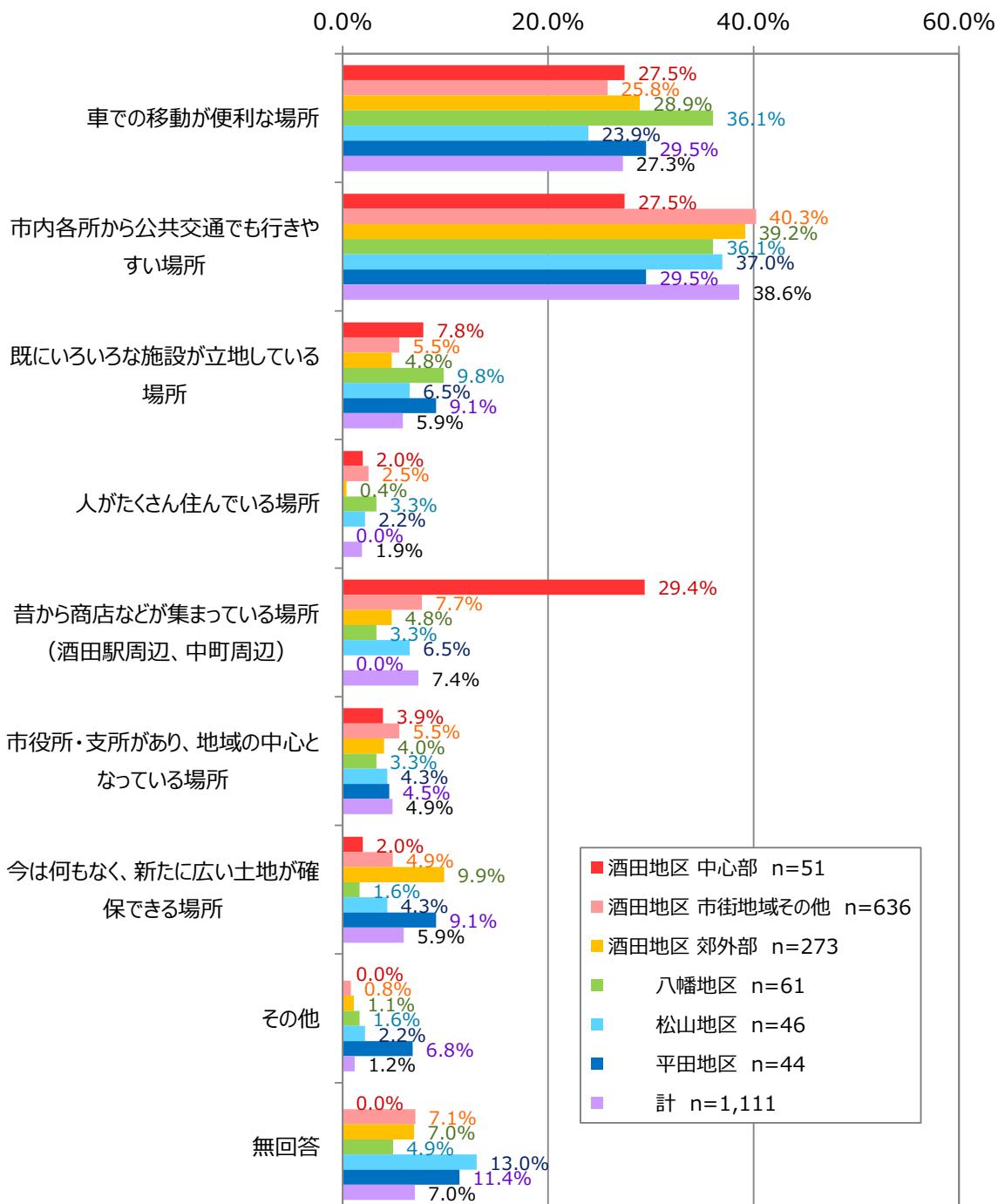
## 2. 市民・事業者等の意向把握

### ③「様々な施設の集積を図っていく区域」を設定する場所

「様々な施設（商業施設、病院、公共公益施設等）の集積を図っていく区域」を設定する場所としては、「市内各所から公共交通でも行きやすい場所」「車での移動が便利な場所」に対する回答が突出しており、アクセスの利便性が高い場所に区域を設定することが求められています。

居住地別にみると、「中心部」の回答者は「昔から商店などが集まっている場所（酒田駅周辺、中町周辺）」の回答割合が高くなっています。

#### ■「様々な施設の集積を図っていく区域」を設定する場所



## 2-3 事業者等アンケートの実施概要

### (1) 調査対象者

- ・調査対象は、市内に立地する以下の3つの分野に該当する事業者・施設を対象としました。
- ・配布数は341票です。
  - ①商業分野
  - ②医療分野
  - ③福祉分野

### (2) 調査方法

- ・郵送配布、郵送回収

### (3) 調査項目

- ・調査項目は以下の通りです。
  - (1) 企業・事業所概況
  - (2) 立地・事業展開の満足度・条件
  - (3) まちづくり意向

### (4) 調査期間

- ・配布日：平成29年11月10日（金）
- ・回収締切：平成29年11月27日（月）

### (5) 回収状況

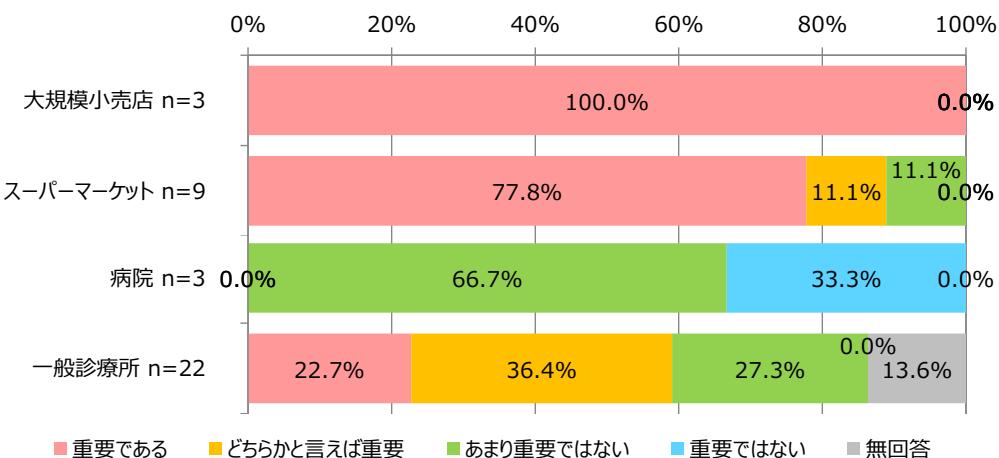
- ・回収票数は106票で回収率は31%でした。

## 2-4 事業者等アンケート結果の結果

### (1) 施設の立地条件

特に商業施設では、多くの施設が運営を考える上で周辺に人口がある程度集積していることが「非常に重要である」もしくは「重要である」と回答しており、人口の集積が施設立地を考える上で重要な条件になっています。

#### ■施設周辺への人口集積の必要性

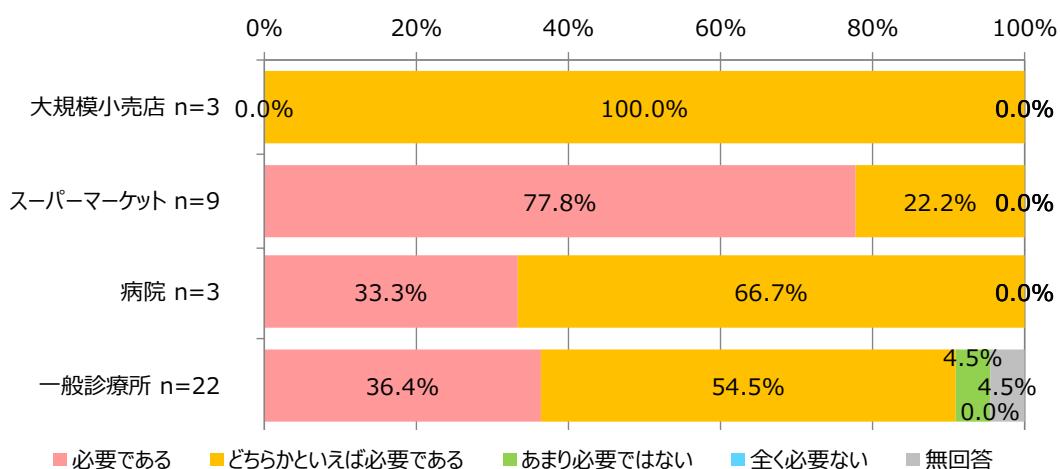


### (2) まちづくりに対する意識

#### ①コンパクトなまちづくりの必要性

「コンパクトなまちづくり」を進めていくことに対する回答では、ほぼすべての施設が「必要である」「どちらかといえば必要である」と回答しています。一部の施設では、「あまり必要ない」という回答は見られますが、「全く必要ない」という回答は皆無となっています。

#### ■コンパクトなまちづくりの必要性

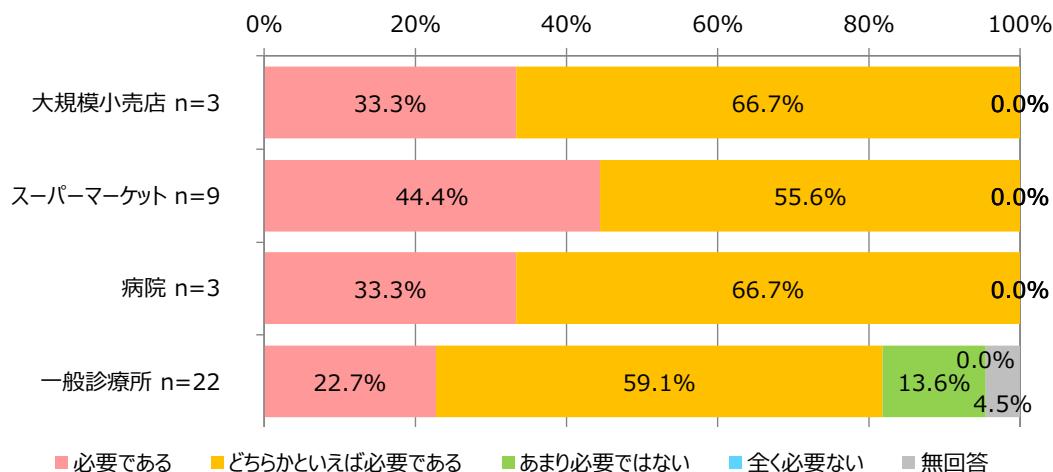


## ②一定の人口集積を図っていく区域の必要性

「一定の人口集積を図っていく区域」を設定することに対しては、ほぼすべての施設が「必要である」「どちらかといえば必要である」と回答しています。

特にスーパー・マーケットでは、「必要である」という回答の割合が高くなっています。

### ■一定の人口集積を図っていく区域の必要性

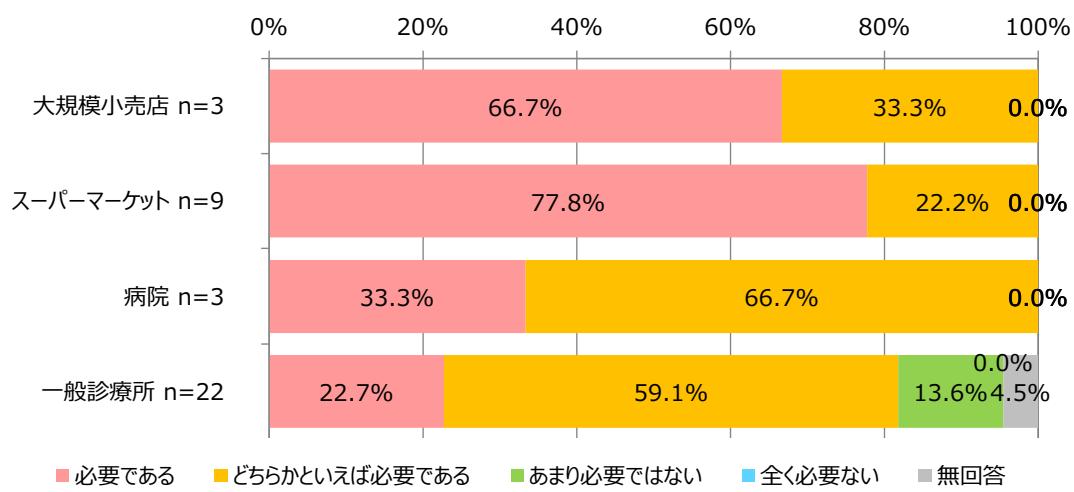


## ③様々な施設の集積を図っていく区域の必要性

「様々な施設の集積を図っていく区域」を設定することに対しては、ほぼすべての施設が「必要である」「どちらかといえば必要である」と回答しています。

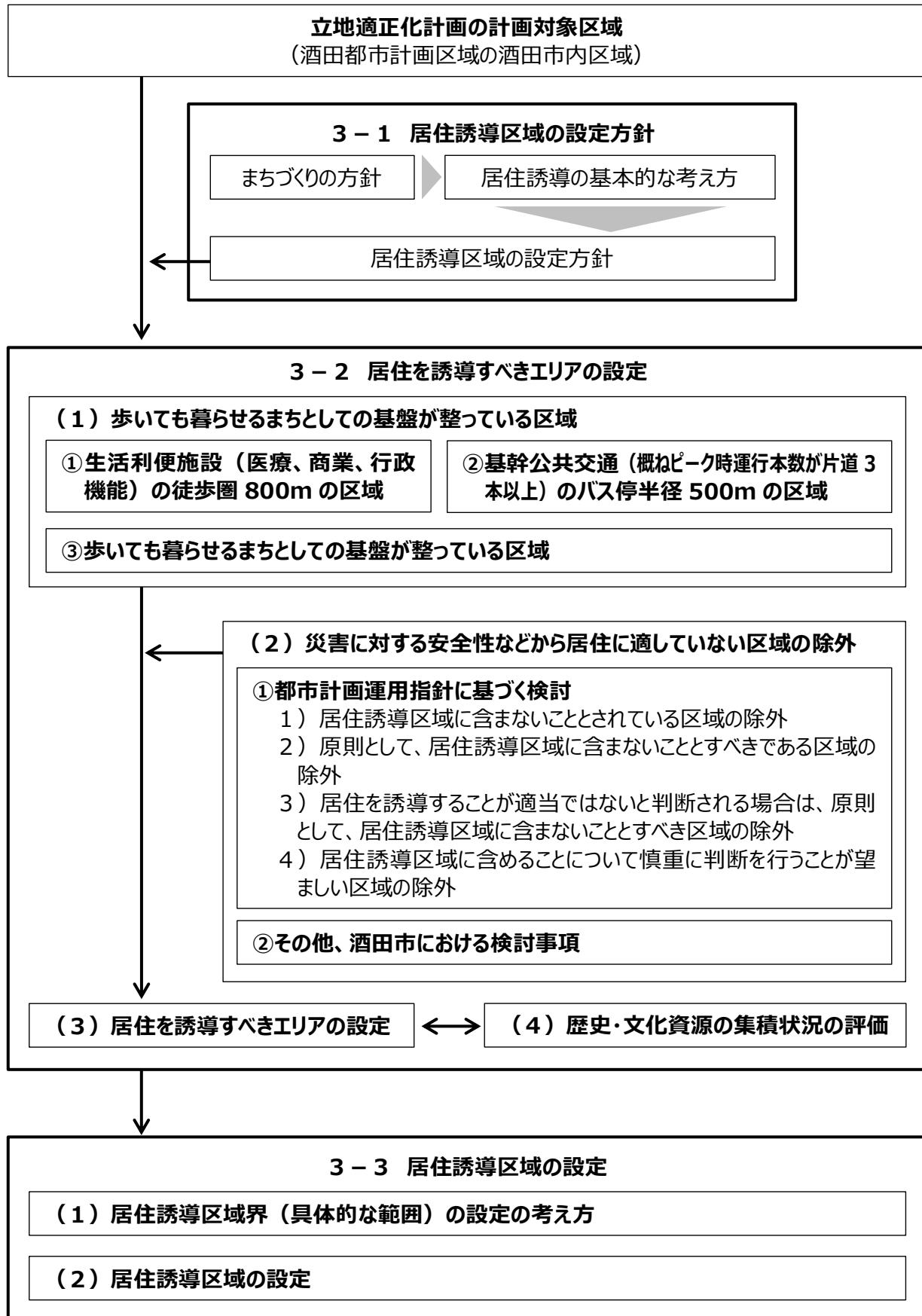
また、特にスーパー・マーケットでは、「必要である」の回答割合が高くなっています。

### ■様々な施設の集積を図っていく区域の必要性



### 3. 居住誘導区域の設定

【居住誘導区域設定の検討の流れ】



### 3-1 居住誘導区域の設定方針

「まちづくりの方針」及び「居住誘導の基本的な考え方」に基づき、居住を誘導すべきエリアの設定は、下記の設定方針の通り定めます。

#### 【まちづくりの方針】

方針① 多様なライフスタイルを受け入れる居住環境が整ったまち

⇒中心拠点における歩いても暮らせ、歴史・湊まち文化を感じられる居住環境の形成



#### 【居住誘導の基本的な考え方】

歩いても安全・安心に暮らせる生活の実現、及び、「中心拠点」の生活サービス維持に向けた「まちなか居住」環境の形成

- ・「中心拠点」を包括するエリアで、マイカーに過度に依存しないで歩いても暮らせる生活や、災害リスクが比較的低く安全・安心に暮らせる生活、歴史・湊まち文化といった酒田ならではの都市的生活を実現できる居住環境を形成し、民間住宅開発等の促進を図ります。
- ・また、「中心拠点」における人口の低密度化を改善することで、その周辺の住宅市街地全体の高齢者等の生活を支える身近な生活サービスの維持を図ります。



#### 【居住誘導区域の設定方針】

##### ①歩いても暮らせるまちとしての基盤が整っている区域

- ・生活利便施設（医療、商業、公共公益機能）の徒歩圏 800m の範囲内の区域
- ・基幹公共交通（概ねピーク時運行本数が片道 3 本以上）のバス停半径 500m の範囲内の区域

##### ②災害に対する安全性などから居住に適していない区域の除外

- ・都市計画運用指針に基づく検討
- ・その他、酒田市における検討事項

#### 【歴史・湊まち文化を感じられる居住環境の評価】

- ・上記の「居住誘導区域の設定方針」に基づき設定した区域について、酒田の起源となる歴史・文化を感じられる資源の集積状況を評価

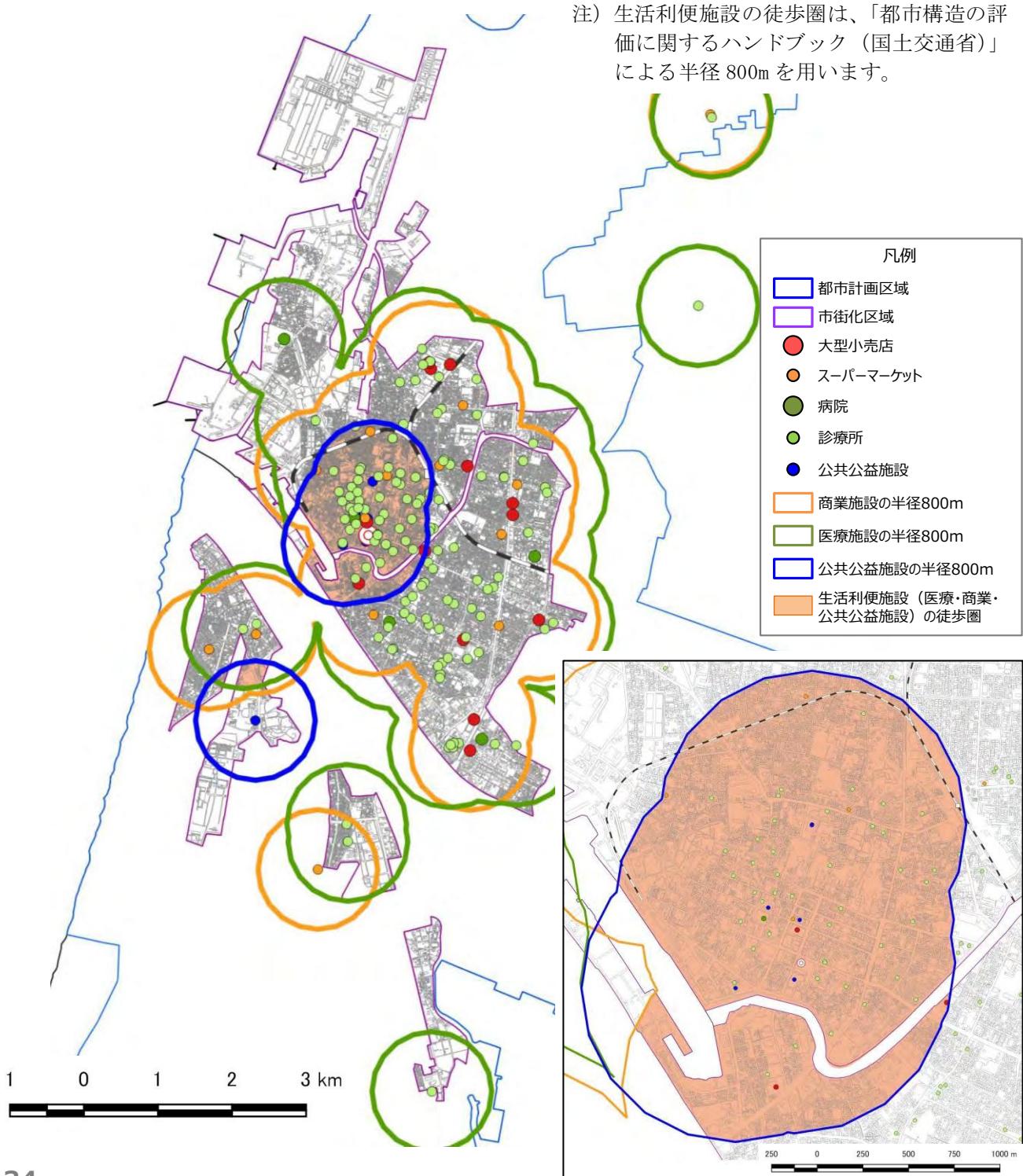
## 3-2 居住を誘導すべきエリアの設定

### (1) 歩いても暮らせるまちとしての基盤が整っている区域

#### ① 生活利便施設（医療、商業、公共公益機能）の徒歩圏 800m の区域

- 「歩いても暮らせるまちとしての基盤」として、徒歩圏内<sup>注)</sup>に商業・医療施設や公共公益施設といった身近な生活利便施設が立地している区域を設定します。
- 設定にあたっては、商業施設（スーパー・マーケット、大型小売店）、医療施設（病院、医院・クリニック）、公共公益施設（庁舎、集会・文化・保健福祉施設）のそれぞれの徒歩圏 800m が重なり合う区域を抽出します。

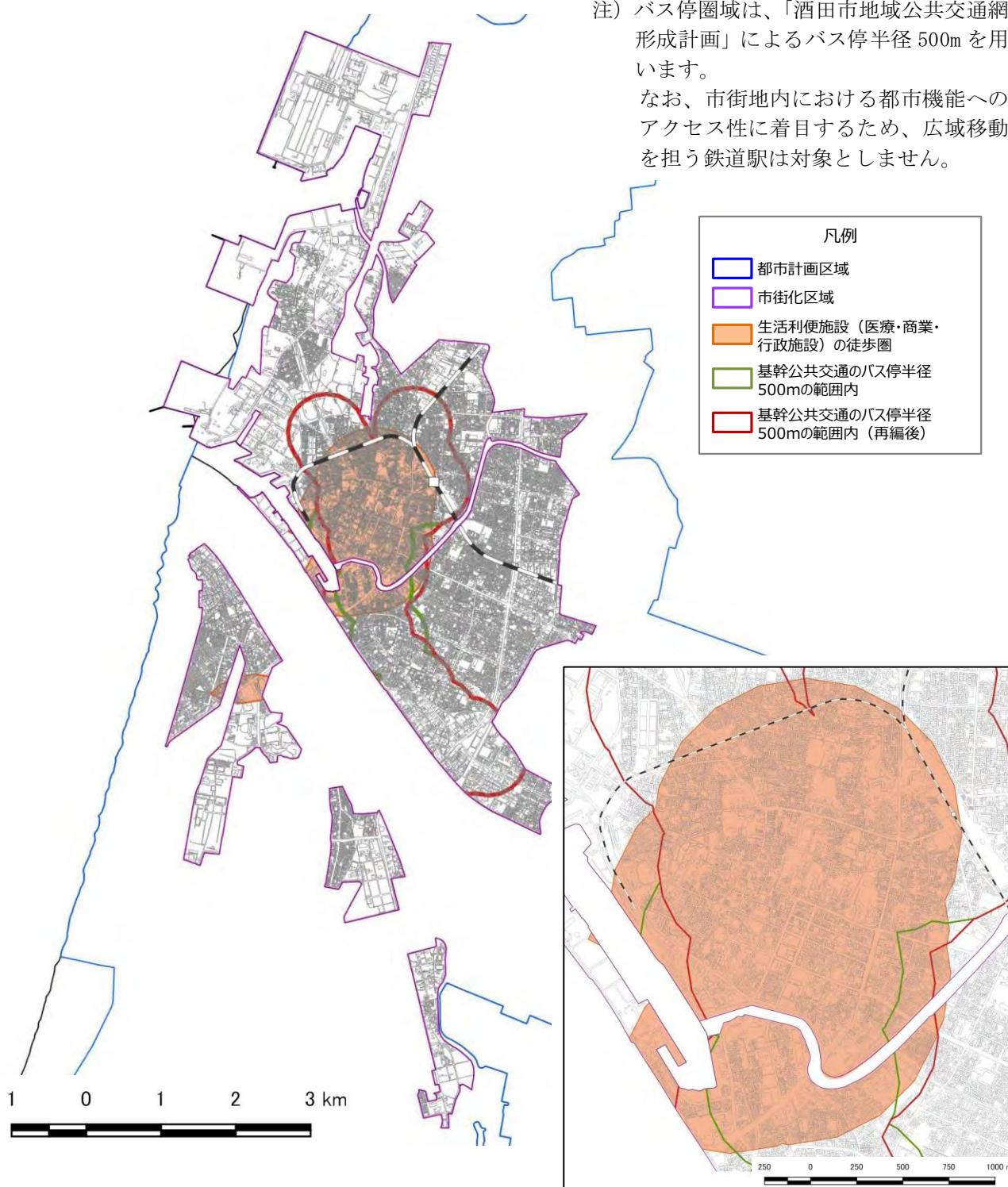
注) 生活利便施設の徒歩圏は、「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」による半径 800m を用います。



## ②基幹公共交通（概ねピーク時運行本数が片道3本以上）のバス停半径500mの区域

- 「歩いても暮らせるまちとしての基盤」として、「生活利便施設（医療、商業、行政機能）の徒歩圏800mの区域」であることに加え、利便性の高い公共交通によって酒田駅周辺や中町周辺、日本海総合病院周辺に立地する多様かつ高次の都市機能にアクセスすることができる区域を設定します。
- 設定にあたっては、再編後の基幹公共交通<sup>注)</sup>（概ねピーク時運行本数が片道3本以上）のバス停半径500m<sup>注)</sup>の区域を抽出します。

【再編後の基幹公共交通のバス停半径500mの範囲】



注) 再編後の基幹公共交通は、「酒田市地域公共交通再編実施計画」の路線を用います。

注) バス停圏域は、「酒田市地域公共交通網形成計画」によるバス停半径500mを用います。

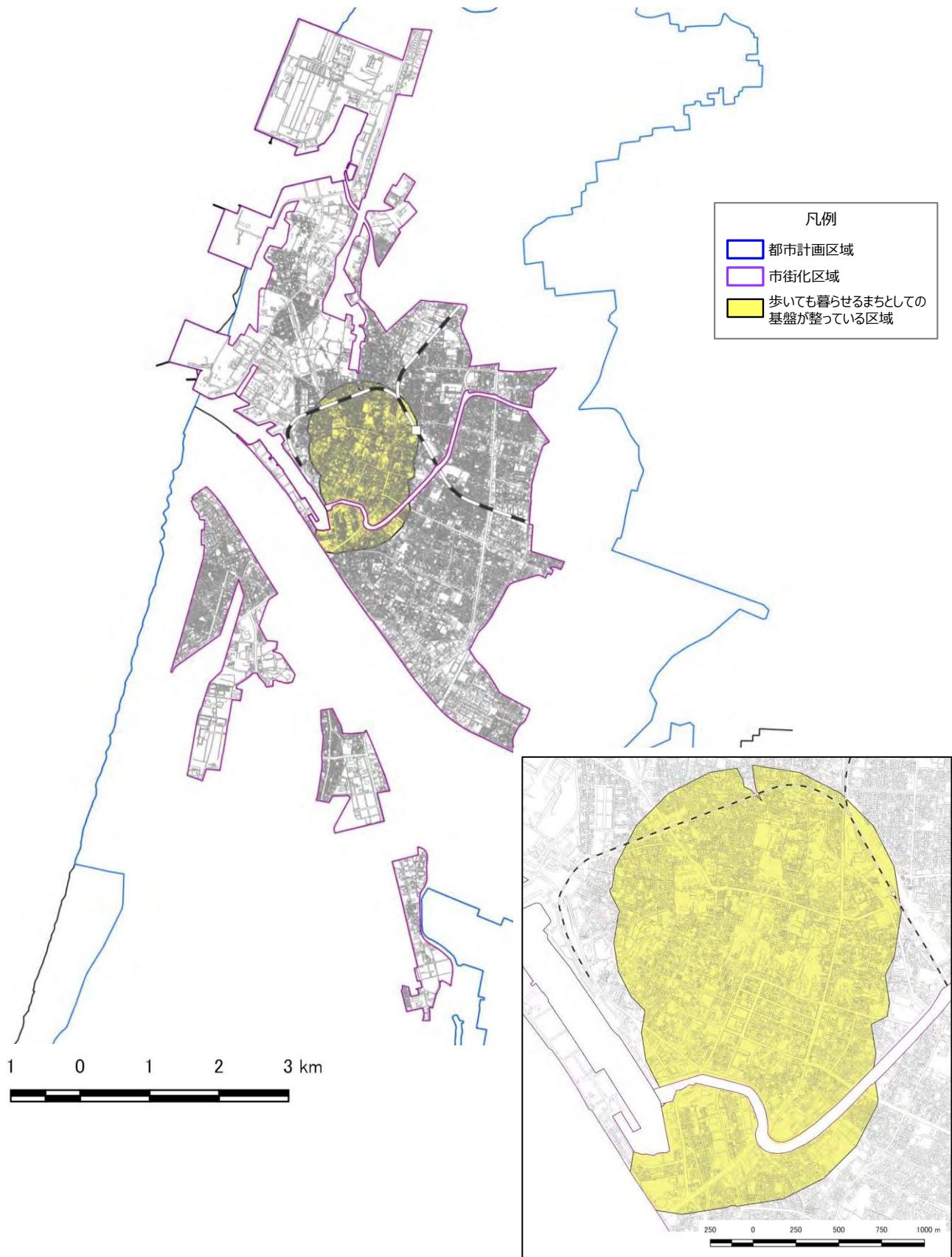
なお、市街地内における都市機能へのアクセス性に着目するため、広域移動を担う鉄道駅は対象としません。

### 3. 居住誘導区域の設定

#### ③歩いても暮らせるまちとしての基盤が整っている区域

- ・①・②が重なり合う区域を抽出して、「歩いても暮らせるまちとしての基盤が整っている区域」を設定します。

【歩いても暮らせるまちとしての基盤が整っている区域（生活利便施設＋再編後の基幹公共交通）】



## (2) 災害に対する安全性などから居住に適していない区域の除外

「(1) 歩いても暮らせるまちとしての基盤が整っている区域」及びその周辺を対象エリアとして、災害に対する安全性など居住に適していない区域を抽出し除外します。

### ①都市計画運用指針に基づく検討

居住地の整備に係る法定な位置づけや災害に対する安全確保など、居住地としての基本的な機能を備えた地域を、都市計画運用指針に基づき検討します。

#### 【都市計画運用指針に基づく検討の流れ】

##### 1) 居住誘導区域に含まないこととされている区域の除外

以下のアからエに該当する区域を、居住誘導区域から除外する。

- ア 都市計画法に規定する市街化調整区域
- イ 建築基準法第39条に規定する災害危険区域のうち、条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- ウ 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域又は農地法に掲げる農地若しくは採草放牧地の区域
- エ 自然公園法に規定する特別地域、森林法の規定により指定された保安林の区域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域若しくは特別地区又は森林法の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法により指定された保安施設地区若しくは同法により告示された保安施設地区に予定された地区

##### 2) 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである区域の除外

以下のアからオに該当する区域を、居住誘導区域から除外する。

- ア 土砂災害特別警戒区域
- イ 津波災害特別警戒区域
- ウ 災害危険区域
- エ 地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
- オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域

##### 3) 居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域の除外

以下のアからオに該当する区域を、居住誘導区域から除外する。

- ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害警戒区域
- イ 津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域
- ウ 水防法に規定する浸水想定区域
- エ 特定都市河川浸水被害対策法に規定する都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域
- オ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

##### 4) 居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域の除外

以下のアからエに該当する区域を、居住誘導区域から除外する。

- ア 都市計画法に規定する用途地域のうち工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域
- イ 都市計画法に規定する特別用途地区、同法に規定する地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域
- ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
- エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

### 3. 居住誘導区域の設定

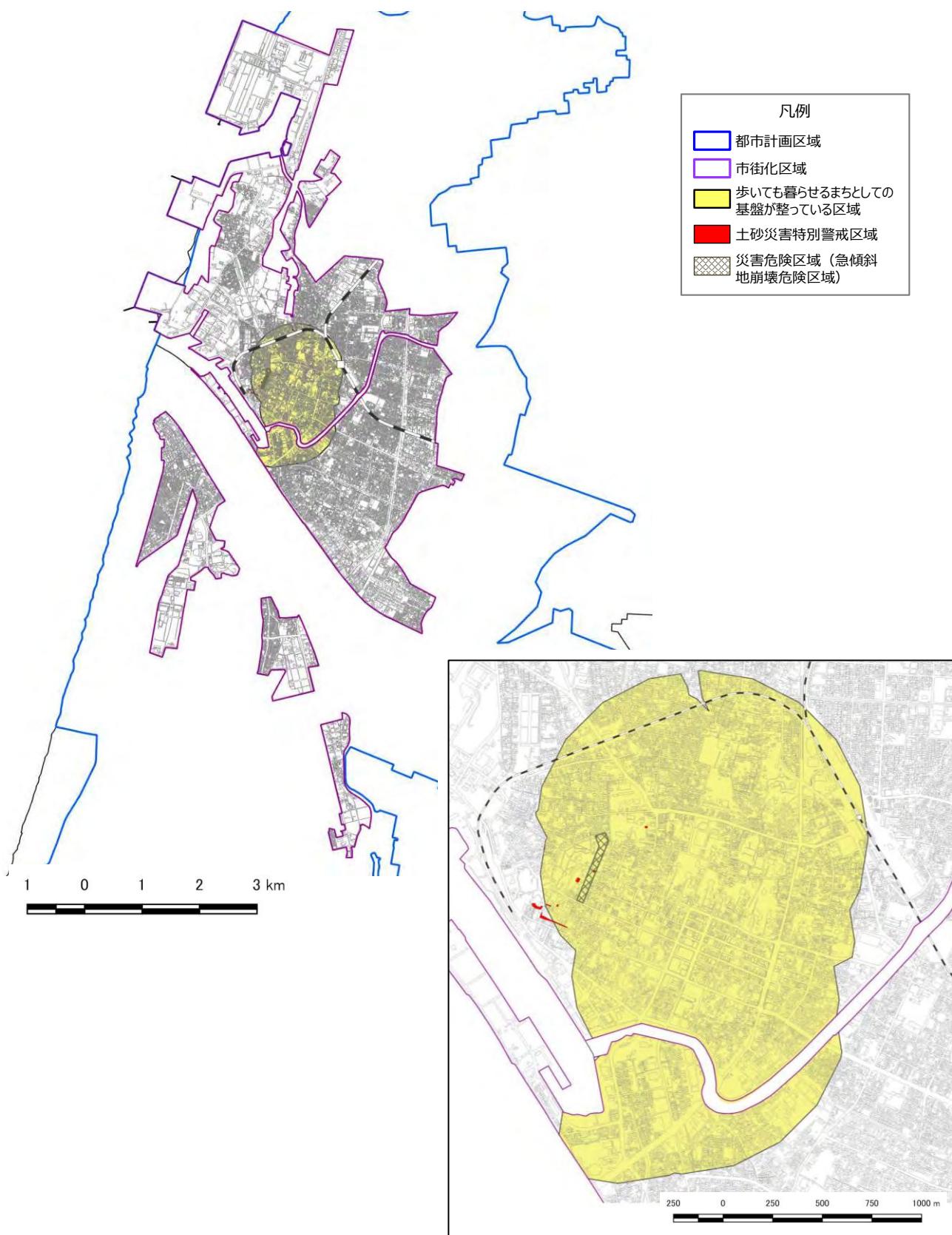
#### 1) 居住誘導区域に含まれないこととされている区域の除外

	都市計画運用指針	取り扱い
ア	・都市計画法に規定する市街化調整区域	・対象エリア内に該当区域なし
イ	・建築基準法第39条に規定する災害危険区域のうち、条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	・対象エリア内に該当区域なし
ウ	・農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域又は農地法に掲げる農地若しくは採草放牧地の区域	・対象エリア内に該当区域なし
エ	・自然公園法に規定する特別地域 ・森林法の規定により指定された保安林の区域 ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域若しくは特別地区又は森林法の規定により告示された保安林予定森林の区域 ・森林法により指定された保安施設地区若しくは同法により告示された保安施設地区に予定された地区	・対象エリア内に該当区域なし

#### 2) 原則として、居住誘導区域に含まれないこととすべきである区域の除外

	都市計画運用指針	取り扱い
ア	・土砂災害特別警戒区域	・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）を除外する
イ	・津波災害特別警戒区域	・現時点では未指定（県が指定）
ウ	・災害危険区域	・急傾斜地崩壊危険区域を除外する
エ	・地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域	・対象エリア内に該当区域なし
オ	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地崩壊危険区域を除外する（災害危険区域と同じ範囲のため図示しない）

### 3. 居住誘導区域の設定



### 3. 居住誘導区域の設定

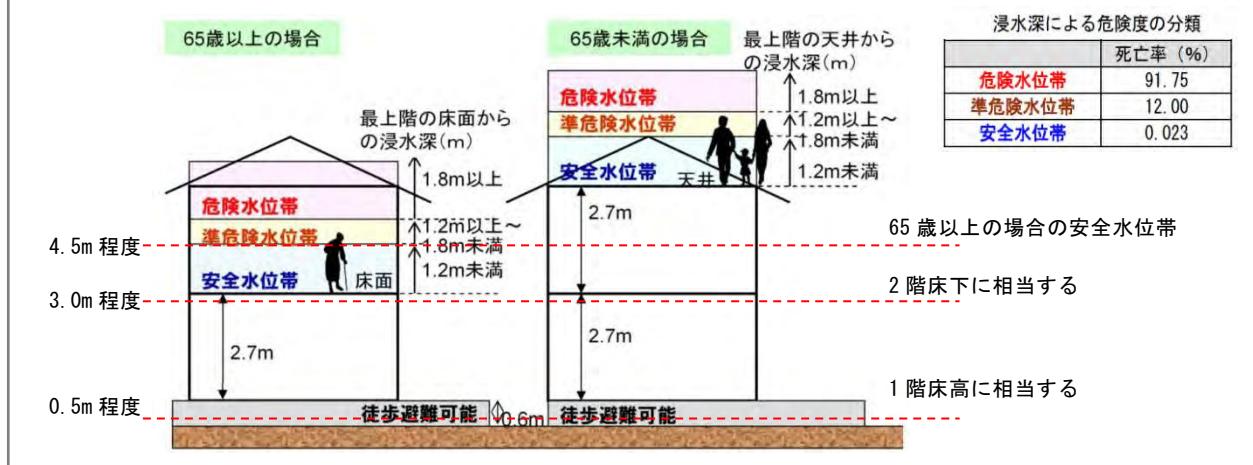
#### 3) 居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないことすべき区域の除外

	都市計画運用指針	取り扱い
ア	・土砂災害警戒区域	・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）を除外する
イ	・津波災害警戒区域	・現時点では未指定（県が指定）
ウ	・浸水想定区域	・最上川・赤川の洪水による浸水想定区域の浸水深4.5m以上のエリアを除外する
エ	・都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域	・対象エリア内に該当区域なし
オ	・調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	・土砂災害危険箇所（土石流危険渓流による危険区域、土石流危険流域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）及び雪崩危険箇所を除外する ・山形県津波浸水想定（2016年3月）における浸水深1.5m以上のエリアを除外する

#### 【洪水による浸水想定区域の浸水深からの居住誘導区域除外エリアの設定について】

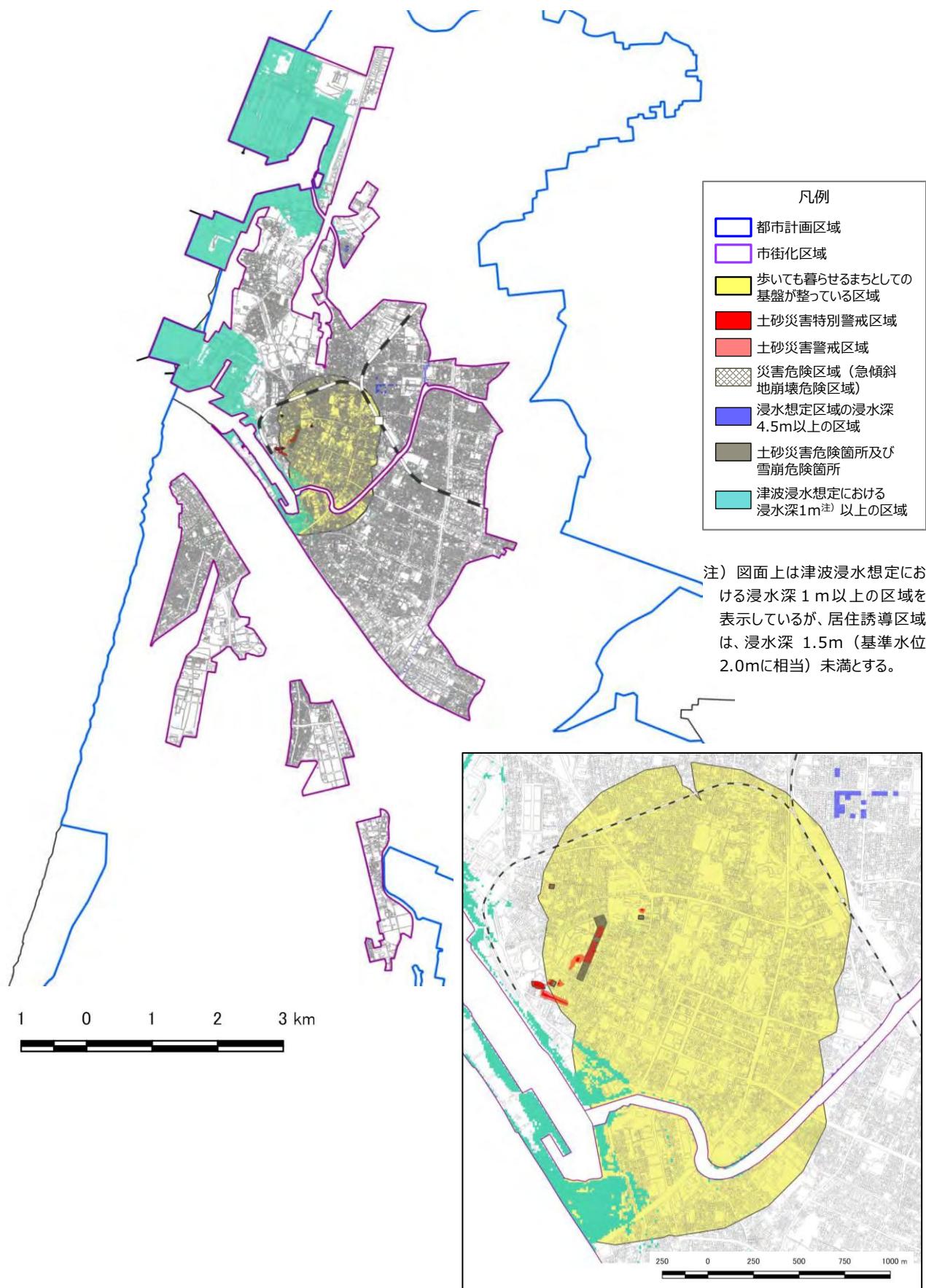
- ・国土交通省では平成28年4月に「洪水ハザードマップ作成の手引き」の改定を行い、浸水深0.5m以上の区域では「避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に待避（垂直避難）」などとしている。
- ・浸水深4.5m以上の区域については、高齢者等が垂直避難で対応できる安全水位帯を超え、危険度が高まる（準危険水位帯・危険水位帯）ことから、居住誘導区域から除外する。

#### ■浸水深に応じた危険度の分類（水害の被害指標分析の手引 国土交通省）



#### 【津波浸水想定の浸水深からの居住誘導区域除外エリアの設定について】

- ・山形県では平成30年3月に津波災害特別警戒区域の指定基準を「原則として基準水位2.0m以上となる区域を基本とする」と定めている。基準水位2.0mとは、山形県の津波シミュレーション結果によると、浸水深1.5~2.0mに相当する。今後、県により津波災害特別警戒区域が指定された際には、「原則として、居住誘導区域に含まないことすべきである区域」となる。
- ・これらを踏まえ、居住誘導区域から除外する浸水深を1.5m以上と設定する。



### 3. 居住誘導区域の設定

#### 4) 居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域の除外

	都市計画運用指針	取り扱い
ア	都市計画法に規定する用途地域のうち工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域	・工業の業務の利便の増進を図る地域である工業専用地域は、産業振興に向けた工業用地を確保するため除外する
イ	都市計画法に規定する特別用途地区、同法に規定する地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	・対象エリア内に該当区域なし
ウ	過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	・対象エリア内に該当区域なし
エ	工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	・対象エリア内に該当区域なし

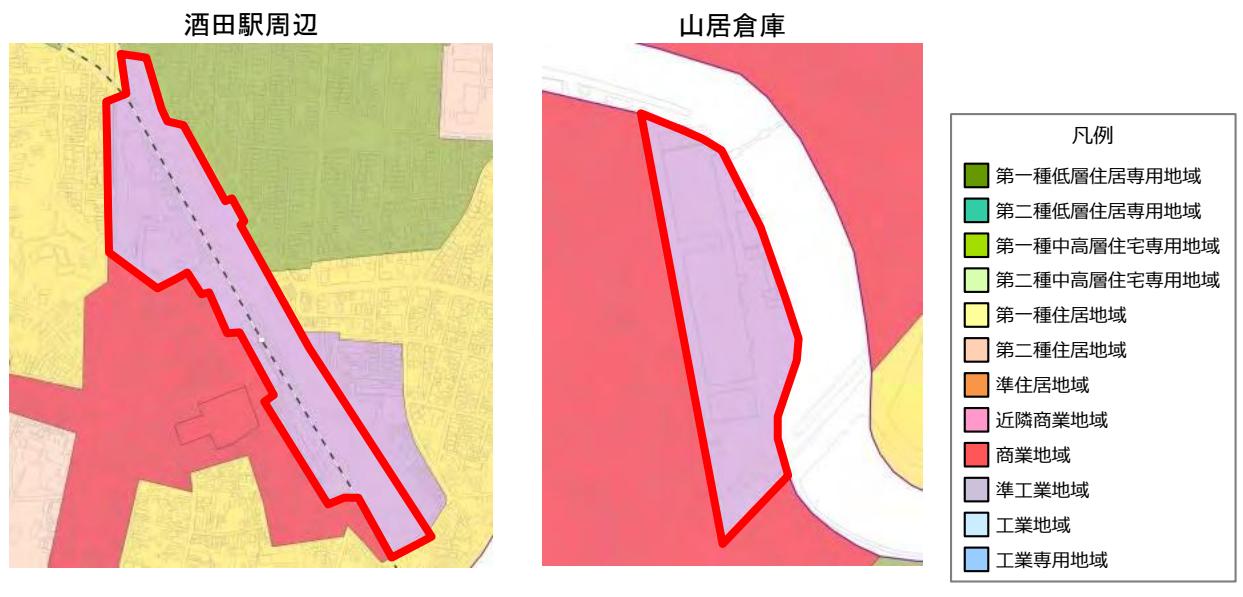
## ②その他、酒田市における検討事項

### 1) 工業系用途地域（工業専用地域を除く）

- ・工業専用地域を除く工業系用途地域（工業地域・準工業地域）については、用途制限上は住宅等を建てることができるものの、危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場などをはじめとする、居住環境の著しい悪化につながる施設が立地する可能性がある地域です。
- ・また一方で、工業系用途地域内への住宅立地が進んだ場合には、本来あるべき工場等の生産性の支障になることも懸念されるため、居住誘導区域から基本的に除外することとします。
- ・ただし、現状で既に工業系以外の土地利用が行われており、将来的にも居住環境の悪化につながる工場等が立地する懸念が小さい区域については、居住誘導区域から除外しないこととします。

#### 【工業系用途地域（工業専用地域を除く）のうち居住誘導区域から除外しないエリア例】

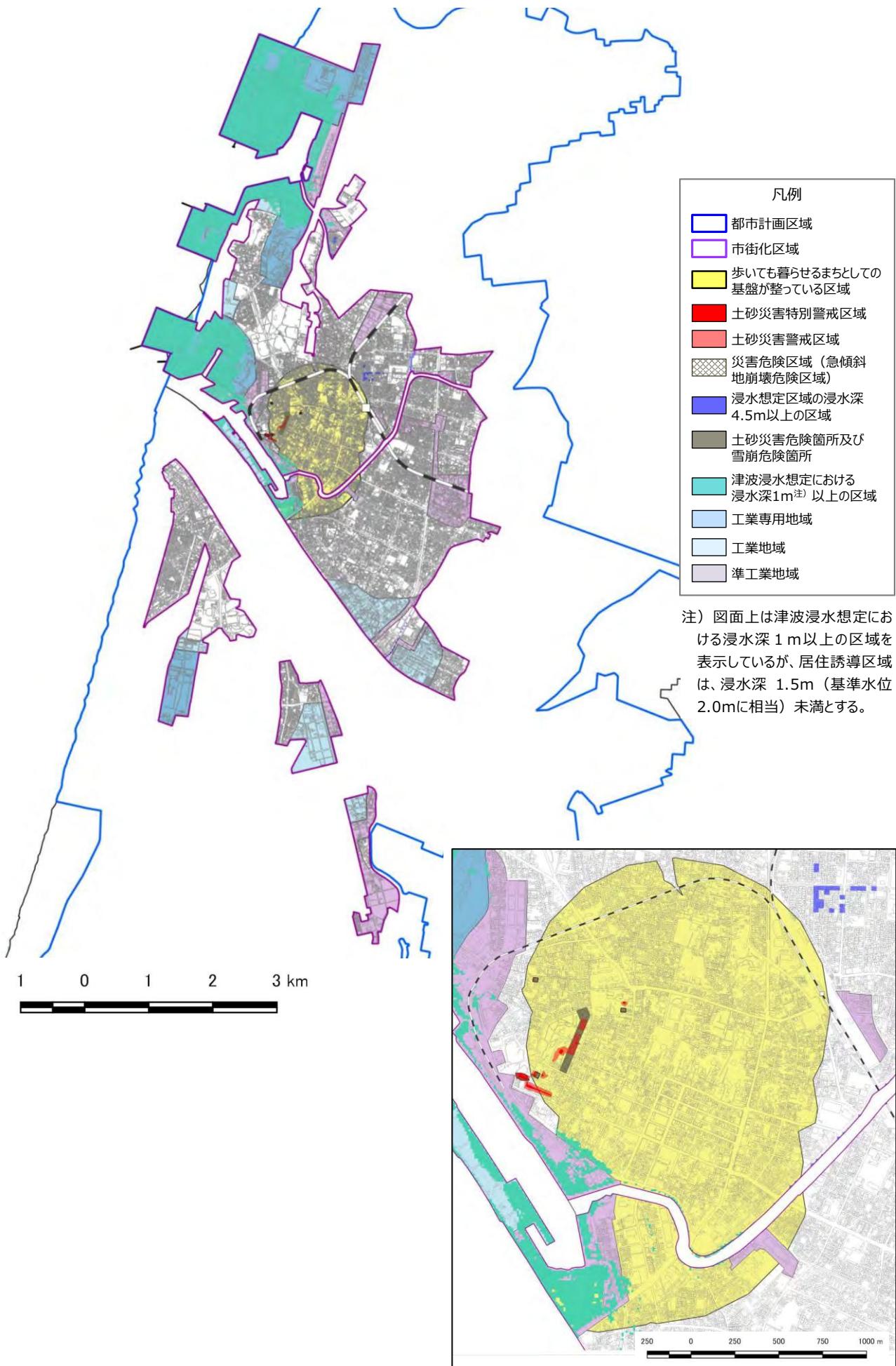
- ・酒田駅周辺および山居倉庫は準工業地域が指定されていますが、現状で既に工場等以外の施設などが立地しており、居住環境を阻害する懸念が小さいことから、居住誘導区域から除外しない。



### 2) 臨港地区

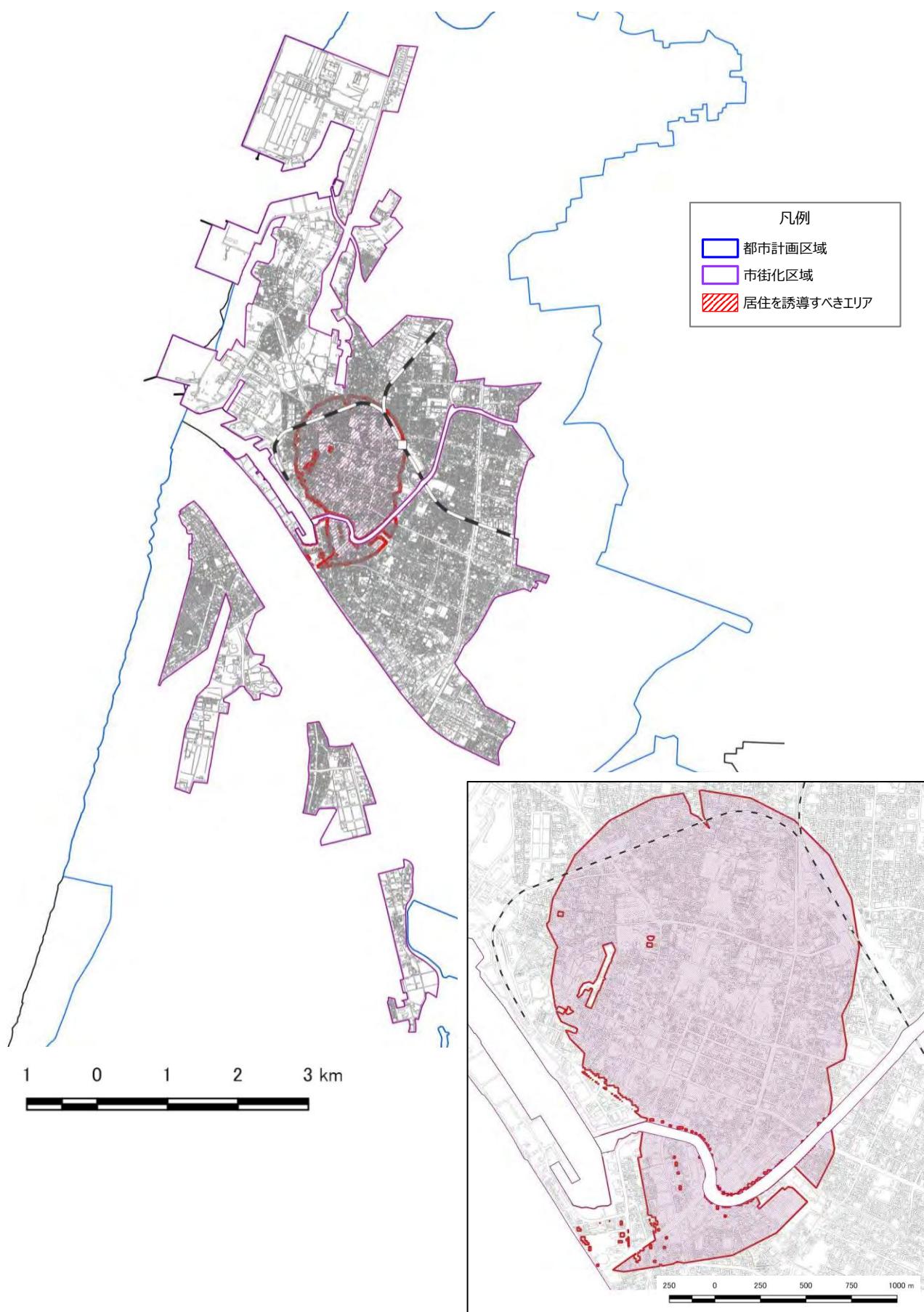
- ・臨港地区は、港湾機能の増進を図ることや、港湾の管理運営を円滑に行うために区分によって構築物の用途が規制されています。本市では、酒田港が臨港地区に指定されており、商港区・工業港区・漁港区・保安港区・修景厚生港区のいずれの区分においても住宅等の用途が規制されているため、居住誘導区域から除外します。
- ・なお、市街化区域内の臨港地区（酒田港）は、全域が工業系用途であるため、上記1)に加えて新たに除外する区域はありません。

### 3. 居住誘導区域の設定



## (3) 居住を誘導すべきエリアの設定

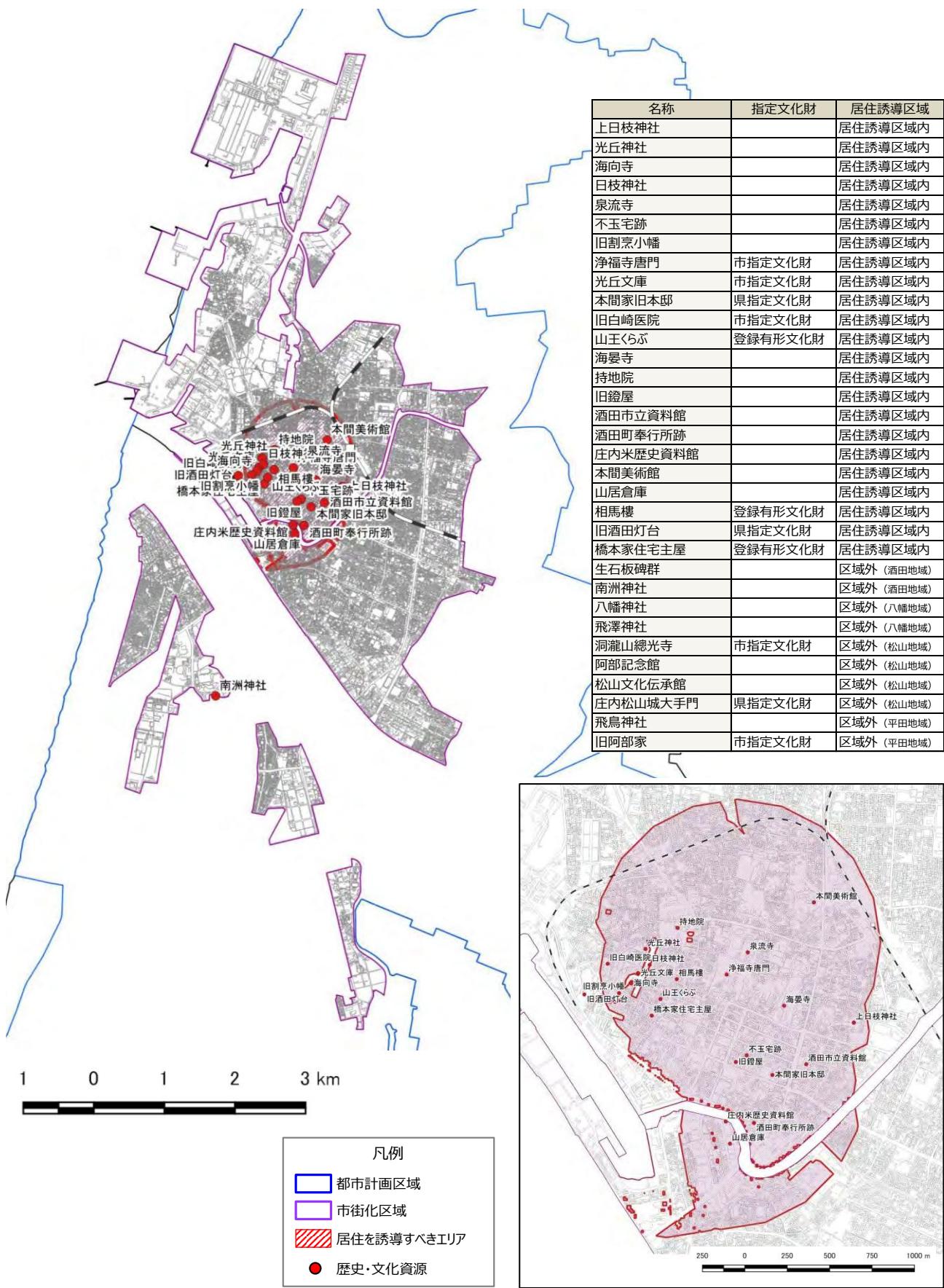
- ・(1) 及び(2)を満たすエリアを「居住を誘導すべきエリア」とします。



### 3. 居住誘導区域の設定

#### (4) 歴史・湊まち文化を感じられる居住環境の評価

- 「居住を誘導すべきエリア」には、酒田の起源となる歴史・文化資源が集積しており、歴史・湊まち文化を感じられる居住環境が形成されています。

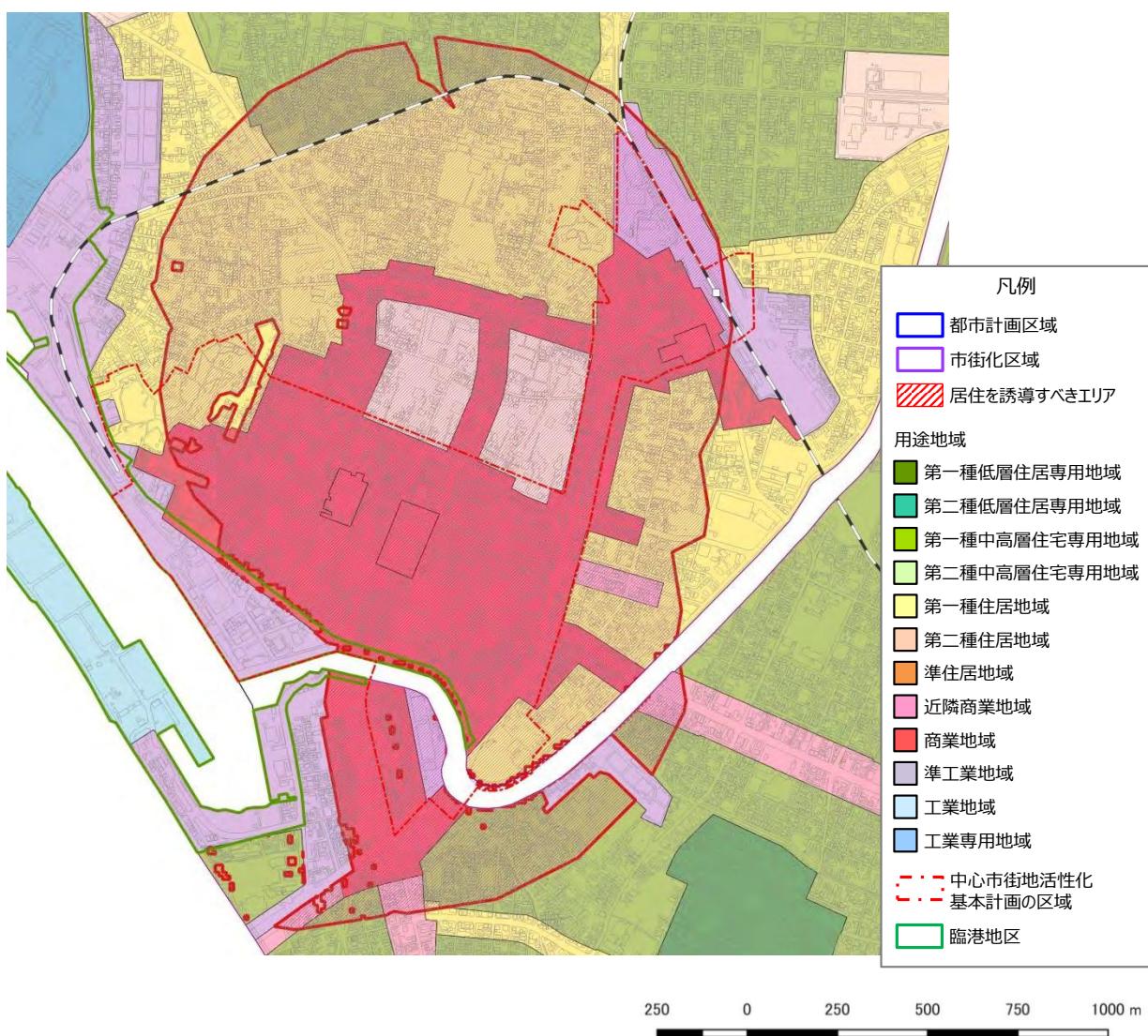


### 3-3 居住誘導区域の設定

#### (1) 居住誘導区域界（具体的な範囲）の設定の考え方

「居住誘導区域の設定方針」の全てに該当する概ねの範囲として定めた「居住を誘導すべきエリア」について、次の考え方により、居住誘導区域の区域界を設定します。

- 原則、鉄道や河川、水路などの地区を大きく分断する地形地物に基づいて区域界を区分します。
- それらで区分できない場合は、用途地域※又は中心市街地活性化基本計画※の区域に基づいて区域界を区分します。
- ただし、当該処理を行う箇所が公園や河川などの非可住地や、まとまった農地・施設用地等となっている場合、あるいは、居住誘導区域の除外区域等により区域が大きく分断される場合などについては、その内側の地形地物等を区域界とすることとします。



### 3. 居住誘導区域の設定

#### (2) 居住誘導区域の設定

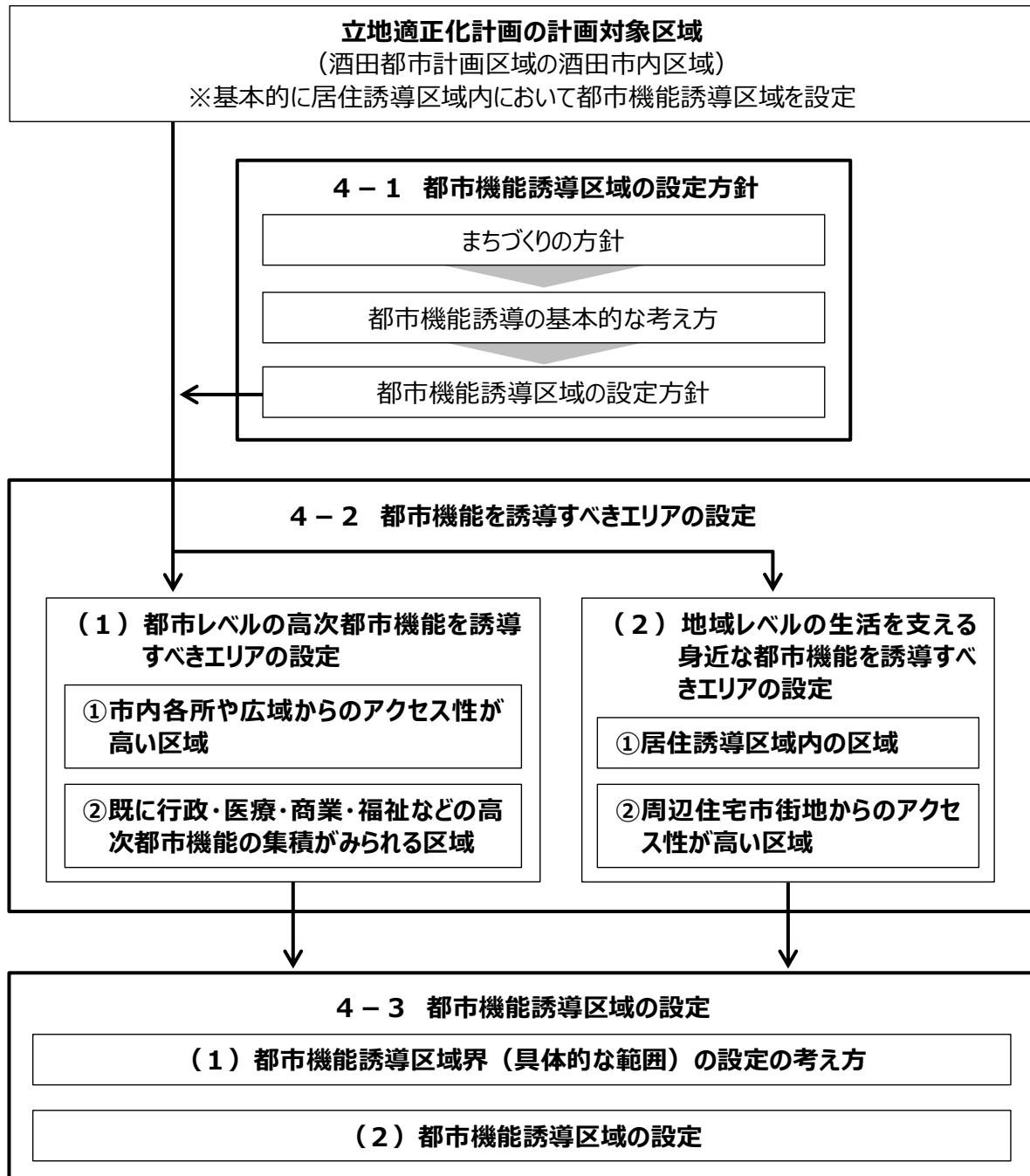
居住誘導区域界（具体的な範囲）の設定の考え方を踏まえ、以下の通り居住誘導区域を設定します。

【居住誘導区域の範囲】



# 4. 都市機能誘導区域の設定

【都市機能誘導区域設定の検討の流れ】



### 4-1 都市機能誘導区域の設定方針

「まちづくりの方針」及び「都市機能誘導の基本的な考え方」に基づき、都市機能※を誘導すべきエリアの設定は、下記の設定方針の通り定めます。

#### 【まちづくりの方針】

方針② 市街地や各地域の利便性が担保され、市街地の生活を支えるサービスを持続的に提供できるまち

⇒市街地や各地域の生活を支える「サービス提供基地」としての機能強化

#### 【都市機能誘導の基本的な考え方】

①市内各所からアクセスしやすく、持続的・効率的に都市サービスが提供可能で、地域活力を生み出す「中心拠点」の形成

- 市内各所からアクセスしやすく、既に行政機能や医療・福祉機能などの集積がみられる中心市街地を含むエリアについて、高次都市機能や生活サービスなどが相互に連動し回遊性や活力を生み出す「中心拠点」の形成を図ります。

②中心市街地の居住者の生活を支える場として、将来的に市街地全域で高まる高齢者ニーズにも対応した「中心拠点」の形成

- 「中心拠点」を中心市街地及びその周辺住宅市街地の高齢者等の生活を支える場として位置づけ、生活サービスの充実・維持を図ることで、将来的に高まる高齢者ニーズにも対応した都市環境の形成を図ります。

#### 【都市機能誘導区域の設定方針】

##### 都市レベルの高次都市機能を誘導する区域

###### ①市内各所や広域からのアクセス性が高い区域

- 市内各所及び広域からの道路ネットワークが整備されており、車でのアクセス性の高い高規格幹線道路、一般国道、主要地方道（県道）の両側 800m の範囲内の区域
- 市内各所及び広域から公共交通によるアクセス性の高い駅、バス停の徒歩圏 500m 範囲内の区域

###### ②既に行政・医療・商業・福祉などの高次都市機能の集積がみられる区域

- 高次都市機能（行政、医療、商業、福祉）の徒歩圏 800m の範囲内の区域

##### 地域レベルの生活を支える身近な都市機能を誘導する区域

###### ①居住誘導区域内の区域

- 人口減少が進むなかでも人口の低密度化を改善することで、生活を支える様々なサービスの維持を図る区域

###### ②周辺住宅市街地からのアクセス性が高い区域

- 市内循環線のバス停の徒歩圏 500m 範囲内の区域

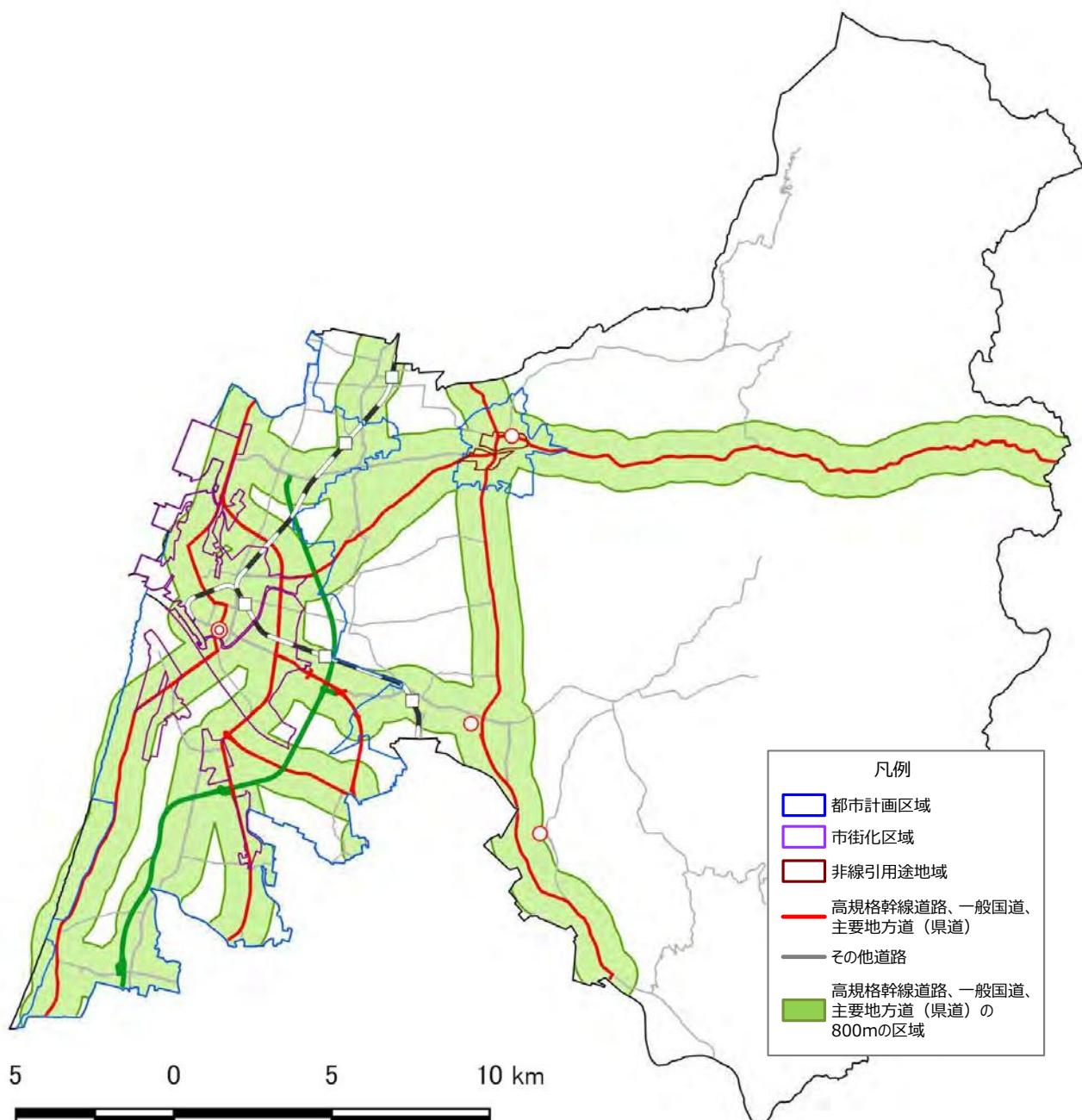
## 4 – 2 都市機能を誘導すべきエリアの設定

### (1) 都市レベルの高次都市機能を誘導すべきエリアの設定

#### ①市内各所や広域からのアクセス性が高い区域

1) 市内各所及び広域からの道路ネットワークが整備されており、車でのアクセス性の高い高規格幹線道路、一般国道、主要地方道（県道）の両側 800m の範囲内の区域

- ・「市内各所や広域からのアクセス性が高い区域」として、高規格幹線道路、一般国道、主要地方道（県道）の道路ネットワークが形成されている区域を設定します。
- ・設定にあたっては、高規格幹線道路、一般国道、主要地方道（県道）の両側 800m の区域を抽出します（高規格幹線道路は IC 周辺及び出入口周辺の半径 800m とします。また、所要時間は考慮しません。）。



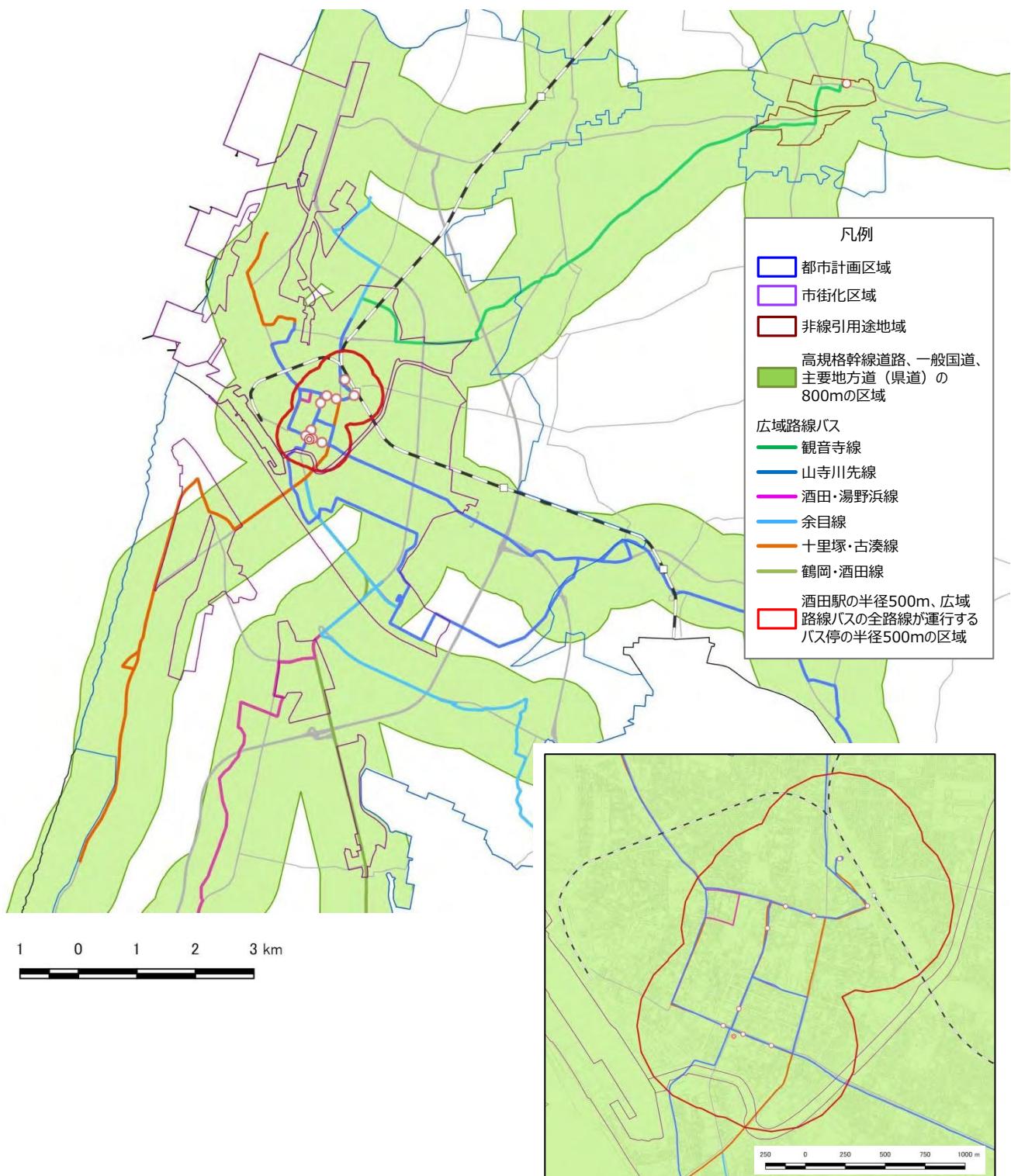
## 4. 都市機能誘導区域の設定

### 2) 市内各所及び広域から公共交通によるアクセス性の高い酒田駅、バス停の徒歩圏 500m範囲内の区域

- 「市内各所や広域からのアクセス性が高い区域」として、公共交通により市内各所及び広域からアクセスしやすい区域を設定します。
- 設定にあたっては、酒田駅の半径 500m、再編後の広域路線バス<sup>注)</sup>の全路線が運行するバス停の半径 500m<sup>注)</sup>の区域を抽出します。

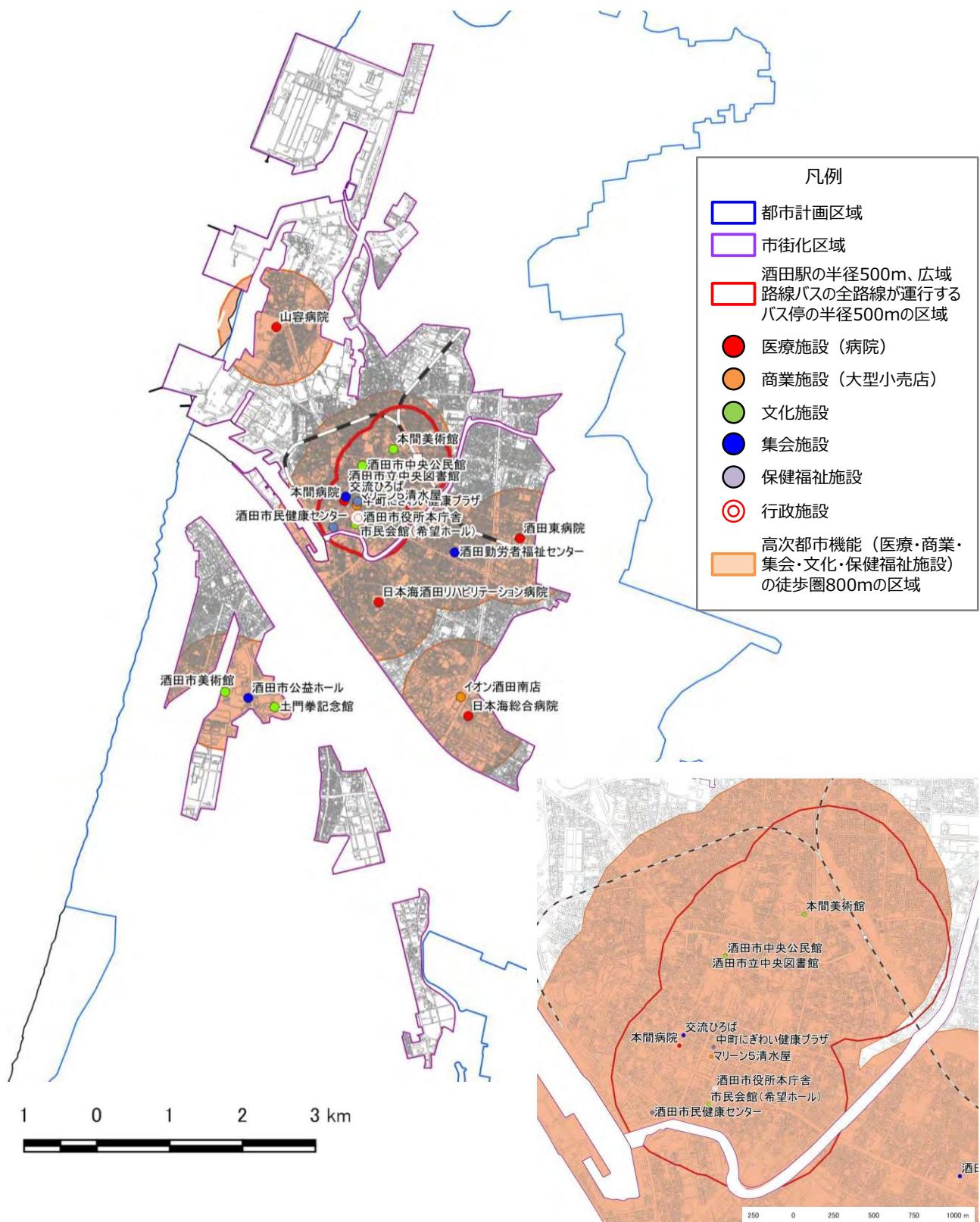
注) 再編後の広域路線バスは、「酒田市地域公共交通再編実施計画」の路線を用います。

注) バス停圏域は、「酒田市地域公共交通網形成計画」によるバス停半径 500m を用います。



## ②既に行政・医療・商業・福祉などの高次都市機能の集積がみられる区域

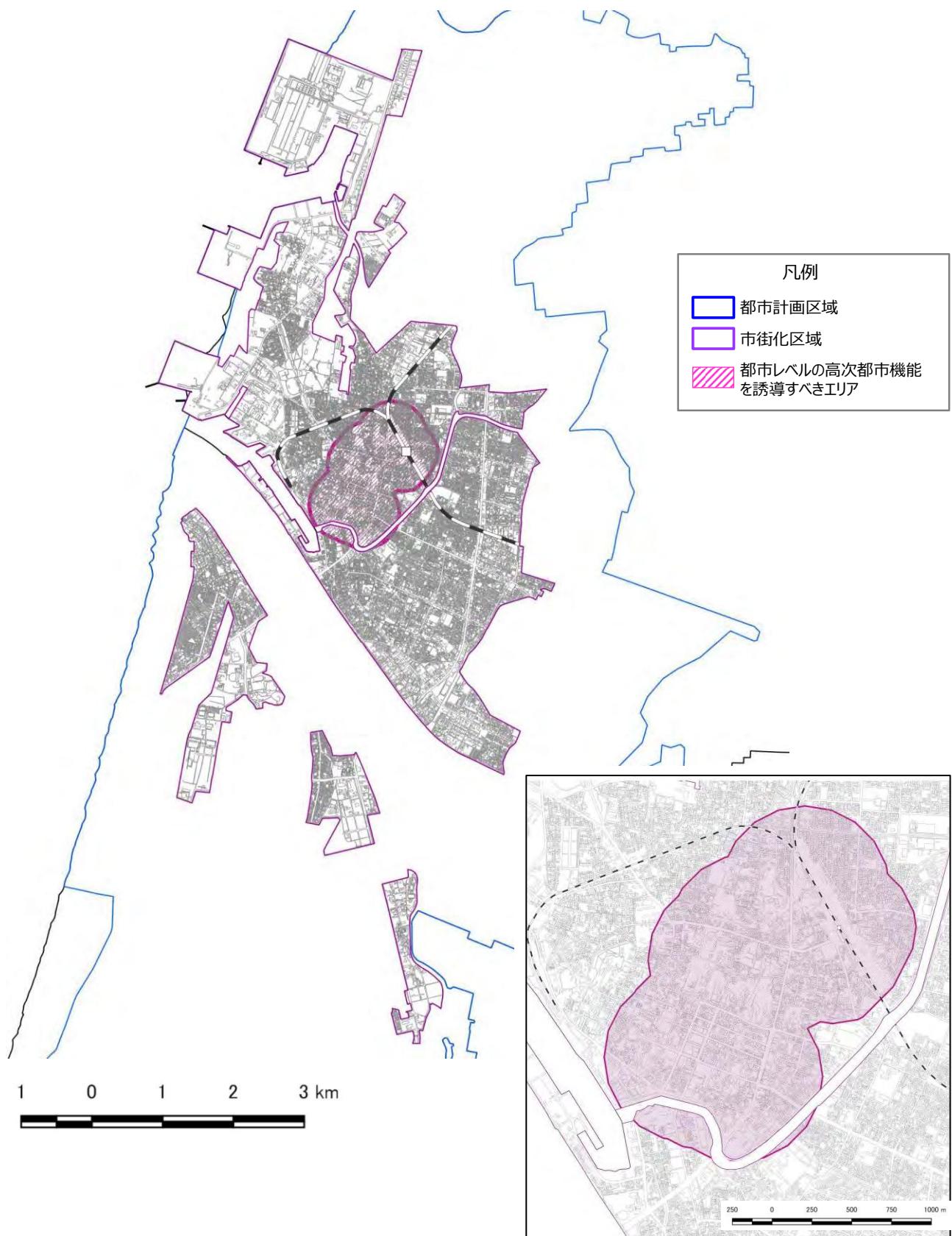
- 「既に行政・医療・商業・福祉などの高次都市機能の集積がみられる区域」として、市内各所から利用がみられる施設（医療施設、商業施設、文化施設、集会施設、保健福祉施設、行政施設）が立地している区域を設定します。
- 設定にあたっては、医療施設（病院）、商業施設（大型小売店）、文化施設、集会施設、保健福祉施設、行政施設の徒歩圏 800m の範囲内の区域を抽出します。



## 4. 都市機能誘導区域の設定

### ③都市レベルの高次都市機能を誘導すべきエリアの設定

- ・①及び②を満たすエリアを「都市レベルの高次都市機能を誘導すべきエリア」とします。



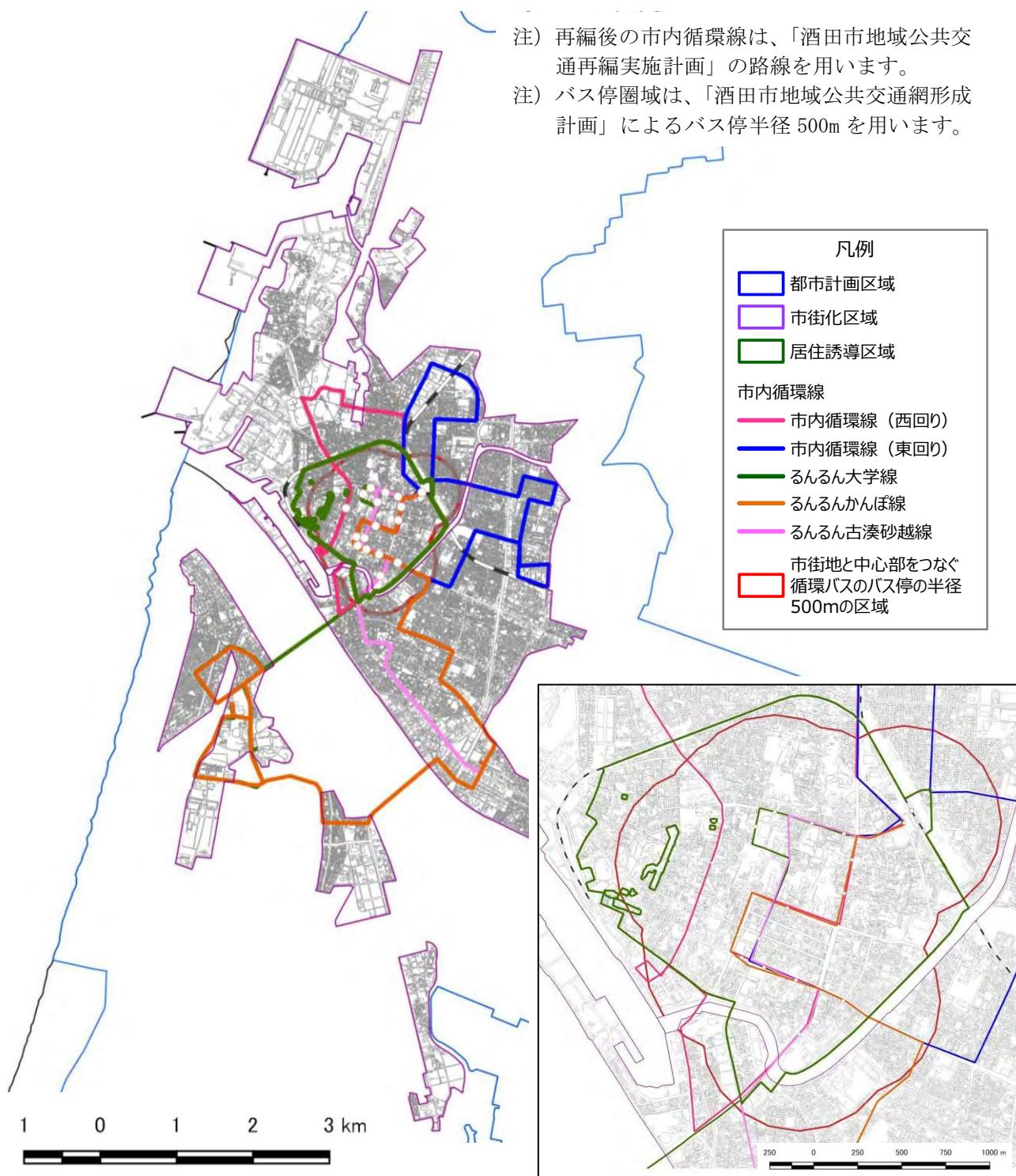
## (2) 地域レベルの生活を支える身近な都市機能を誘導すべきエリアの設定

### ①居住誘導区域内の区域

- ・人口減少が進むなかでも人口の低密度化を改善することで、生活を支える様々なサービスの維持を図る区域として、居住誘導区域内の区域とします。

### ②周辺住宅市街地からのアクセス性が高い区域

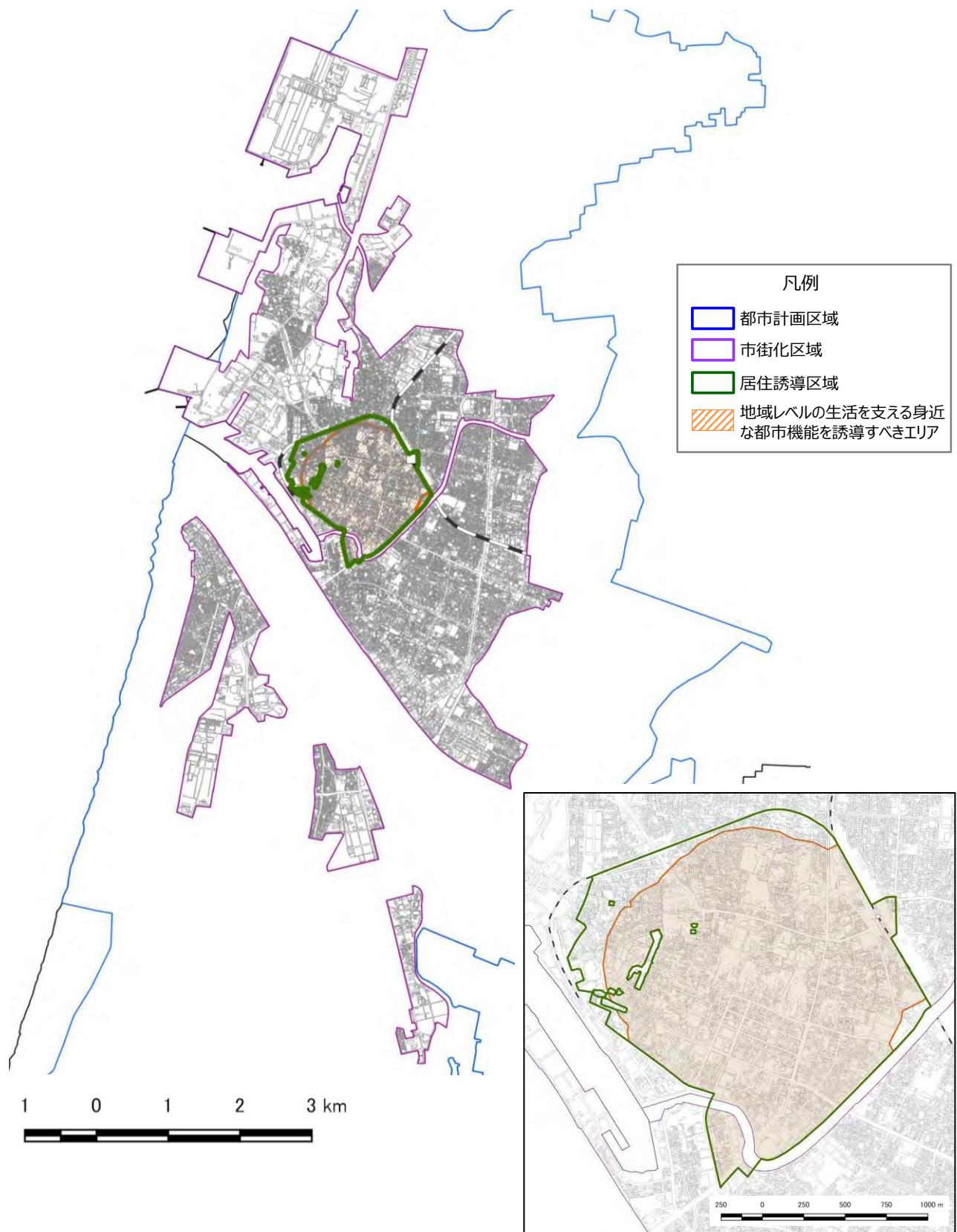
- ・周辺住宅市街地からアクセスしやすい区域として、市街地と中心部をつなぐ再編後の市内循環線<sup>注)</sup>のバス停の徒歩圏 500m<sup>注)</sup>の範囲内の区域を設定します。



## 4. 都市機能誘導区域の設定

### ③地域レベルの生活を支える身近な都市機能を誘導すべきエリアの設定

- ・①及び②を満たすエリアを「地域レベルの生活を支える身近な都市機能を誘導すべきエリア」とします。



## 4 – 3 都市機能誘導区域の設定

### (1) 都市機能誘導区域界（具体的な範囲）の設定の考え方

「都市機能誘導区域の設定方針」の全てに該当する概ねの範囲として定めた「都市機能<sup>\*</sup>を誘導すべきエリア」について、次の考え方により、都市機能誘導区域の区域界を設定します。

#### 【都市レベルの高次都市機能を誘導する区域】

##### ①居住誘導区域内で設定

- ・居住誘導区域の範囲内で具体な都市機能誘導区域の区域界を設定します。

##### ②「4 – 2 (1) 都市レベルの高次都市機能を誘導すべきエリア」の範囲内で設定

- ・「都市レベルの高次都市機能を誘導すべきエリア」に含まれる形で都市機能誘導区域を設定することを基本とします。

##### ③高次都市機能や大規模な低未利用地を含む連担した区域を設定

- ・酒田駅及び広域路線バスの全路線が運行するバス停周辺の商業地域を中心とし、高次都市機能や大規模な低未利用地を含む連担した区域として設定します。

##### ④区域界は鉄道や河川等の地形地物等により区分

- ・原則、鉄道や道路、河川、水路など地形地物、または、都市計画で定めた区域（用途地域の区域等）、中心市街地活性化基本計画の区域に基づいて区域界を区分します。

#### 【地域レベルの生活を支える身近な都市機能を誘導する区域】

##### ①居住誘導区域内で設定

- ・居住誘導区域の範囲内で具体な都市機能誘導区域の区域界を設定します。

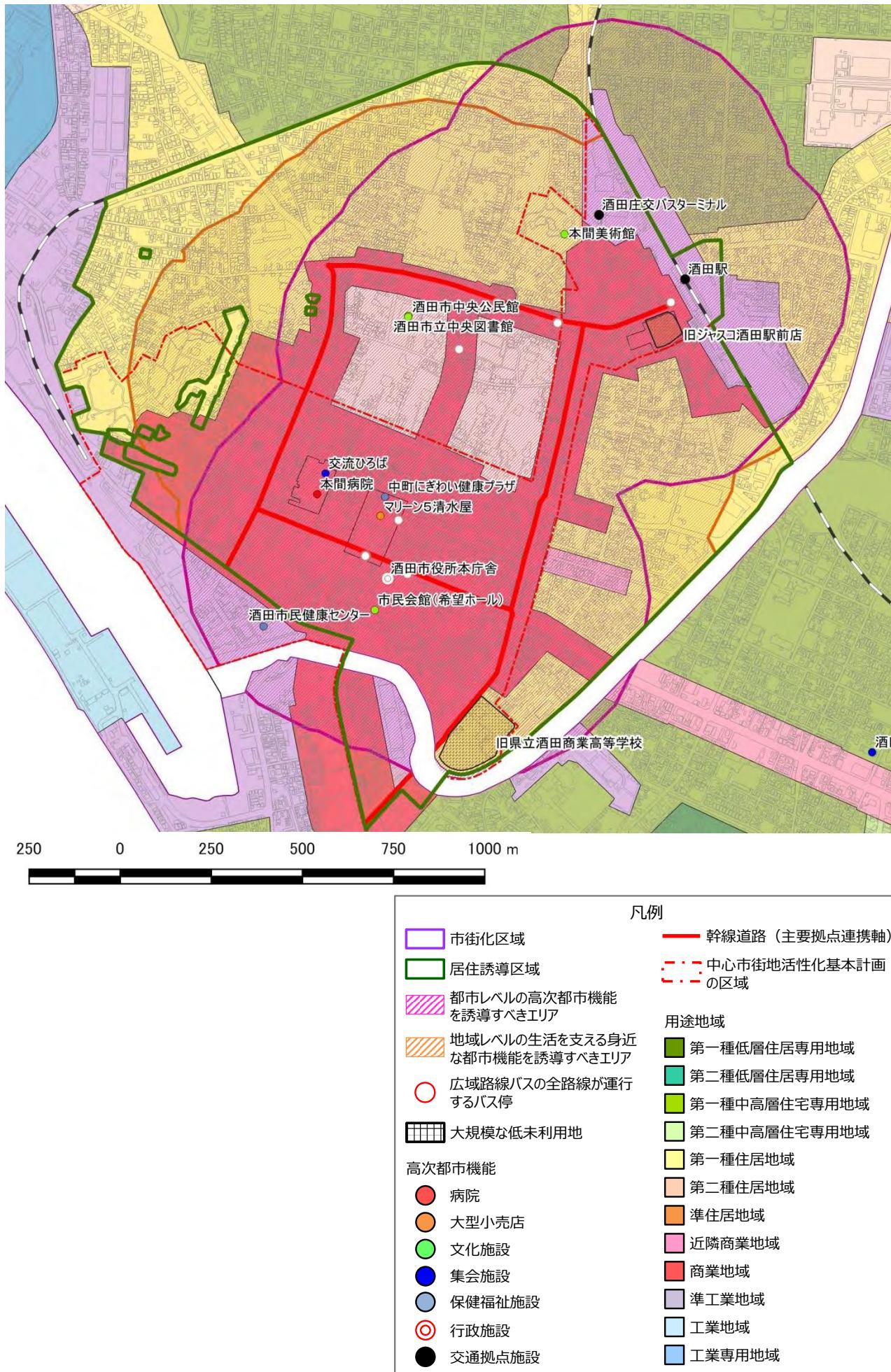
##### ②「4 – 2 (2) 地域レベルの生活を支える身近な都市機能を誘導すべきエリア」の範囲内で設定

- ・「地域レベルの生活を支える身近な都市機能を誘導すべきエリア」に含まれる形で都市機能誘導区域を設定することを基本とします。

##### ③区域界は鉄道や河川等の地形地物等により区分

- ・原則、鉄道や道路、河川、水路など地形地物、または、都市計画で定めた区域（用途地域の区域等）、中心市街地活性化基本計画の区域に基づいて区域界を区分します。

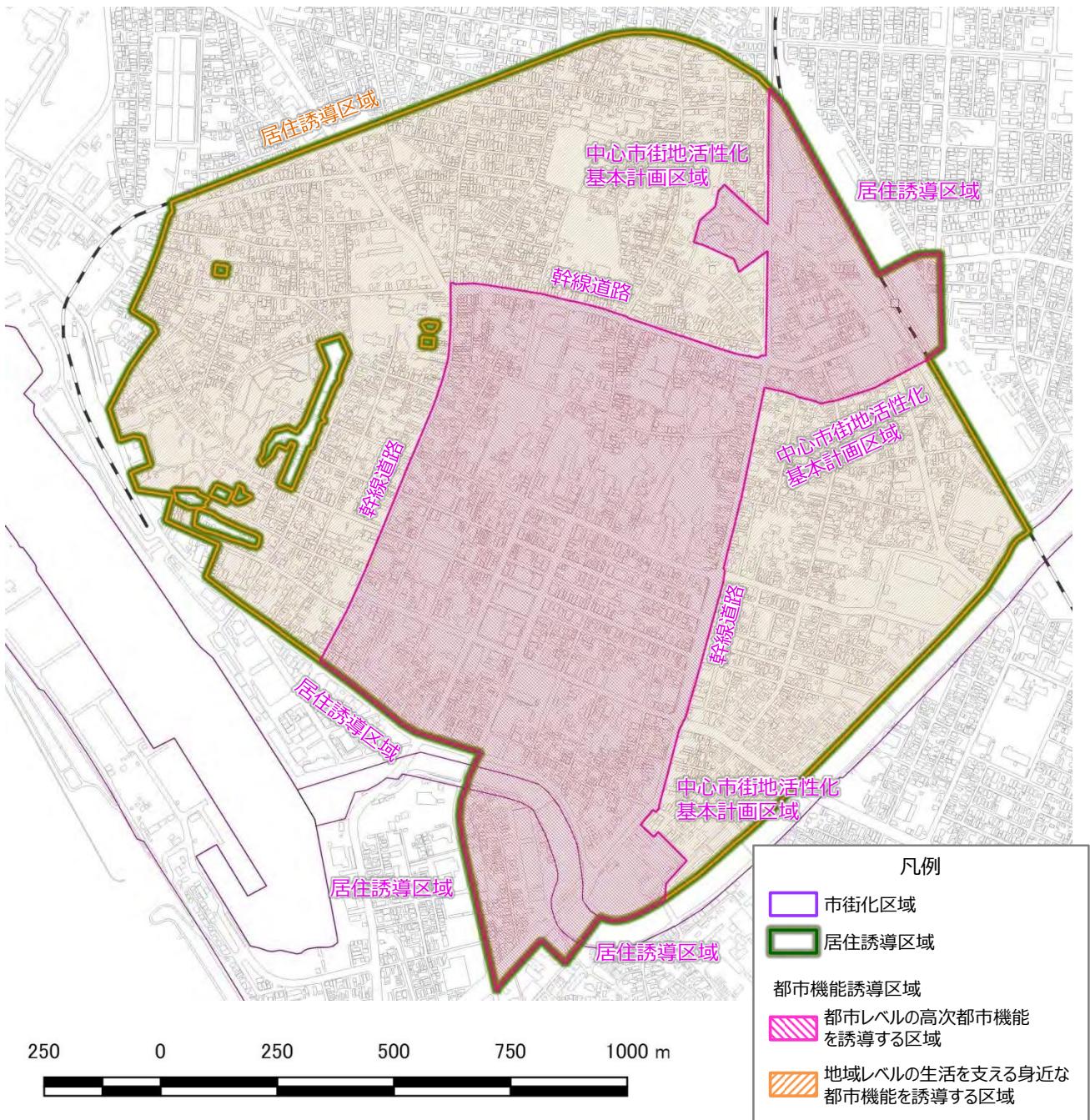
## 4. 都市機能誘導区域の設定



## (2) 都市機能誘導区域の設定

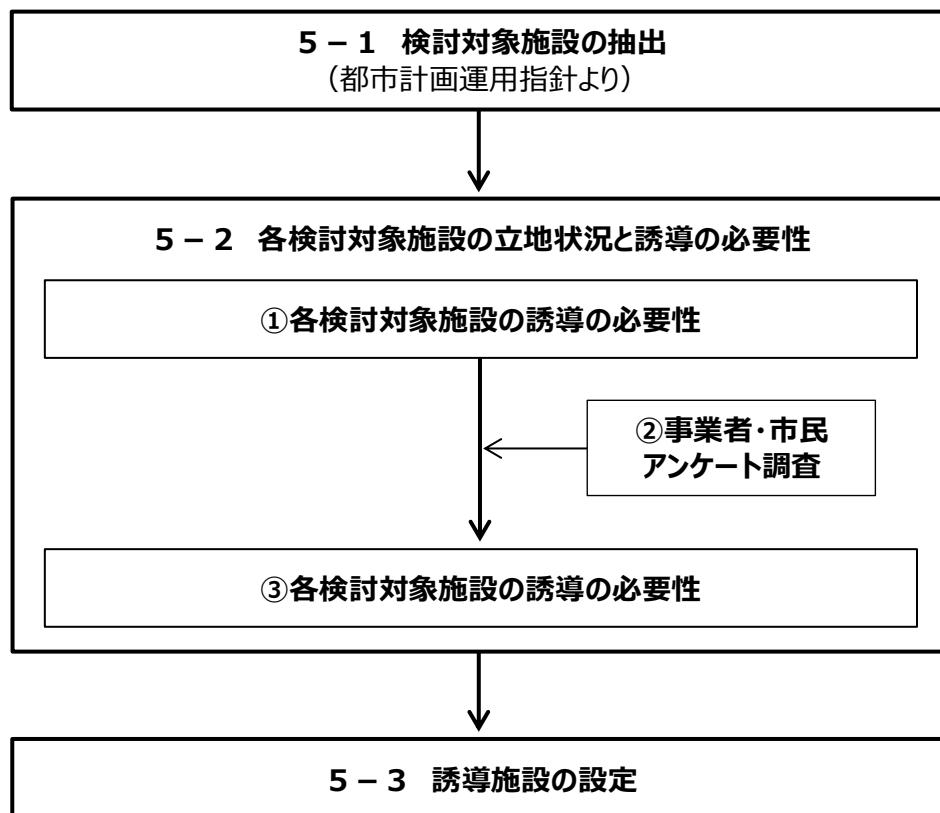
都市機能誘導区域界（具体的な範囲）の設定の考え方を踏まえ、以下の通り都市機能誘導区域を設定します。

【都市機能誘導区域の範囲】



# 5. 誘導施設の設定

【誘導施設の検討の流れ】



## 5-1 検討対象施設の抽出

「都市計画運用指針」では、都市機能誘導区域の誘導施設として以下のような例が示されていることから、酒田市における誘導施設についてもこれらの施設を基本に考える。

### ■都市計画運用指針における誘導施設の例示と想定される誘導施設

誘導施設として想定される都市機能*	想定される誘導施設		法的位置付け等
①病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設	医療施設	・病院、診療所	医療法第1条の5
	老人福祉施設	・老人デイサービス・デイケア・小規模多機能居宅介護事業所・ショートステイ等	社会福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、地域における医療及び介護の促進に関する法律、介護保険法
		・地域包括支援センター	介護保険法
②子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設	子育て支援施設	・認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項
		・認可保育所	児童福祉法第7条
		・幼稚園	学校教育法第1条
	教育施設	・小学校、中学校等	
③集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設	文化施設等	・図書館	図書館法第2条
		・博物館・美術館等	博物館法第2条第1項、博物館法第29条
		・資料館	
		・公民館	社会教育法第22条
		・興行場	興行場法第1条第1項
	商業施設	・百貨店・総合スーパー	商業統計の業態分類
		・食料品スーパー	
		・コンビニエンスストア	
④行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設	・市役所 ・市役所総合支所など		—

\* 「第8版 都市計画運用指針（平成30年3月 国土交通省）」より

ただし、まちづくりの方針で示した「市街地や各地域の生活を支えるサービスを持続的に提供できるまち」の実現に向けては、酒田駅周辺の交通結節機能強化により公共交通の利便性向上を図ることが不可欠であり、また、平成27年度に策定された「酒田市地域公共交通網形成計画」においても酒田駅等の交通拠点の機能強化が位置づけられていることを踏まえ、上記に「交通拠点施設」を加えた以下の8施設を誘導施設の検討対象とする。

### ■検討対象施設

①医療施設	②老人福祉施設	③子育て支援施設	④学校教育施設
⑤文化施設	⑥商業施設	⑦行政施設	⑧交通拠点施設

## 5-2 各検討対象施設の立地状況と誘導の必要性

各検討対象施設について、次の定義により、誘導に対する必要性を判定します。

「誘導する」：新規に誘導すべきもの

「維持する」：既存施設を残すか、撤退前に誘導すべきもの

「誘導しない」：誘導の必要性が高くないもの、又は、誘導することが現実的でないもの

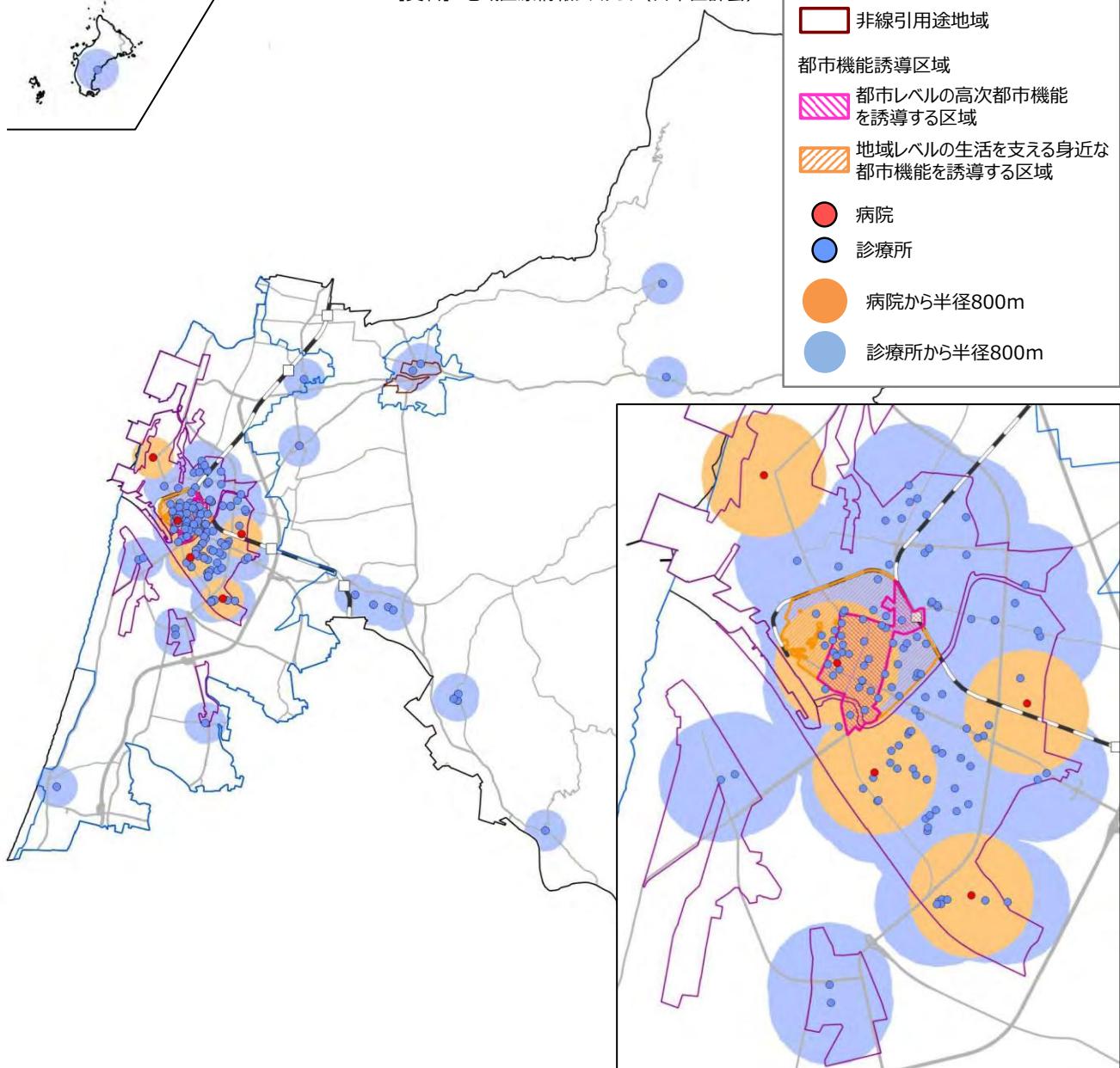
### (1) 医療施設

#### ① 医療施設の立地状況

- 病院は、市内最大規模である日本海総合病院をはじめ5つの病院が市街化区域内に立地しています。
- 診療所は、一部郊外部に立地しているものの、大部分は市街化区域内に集積しており、特に中心部への立地が目立ちます。

#### ■ 医療施設の立地状況（病院・診療所）

【資料】地域医療情報システム（日本医師会）



## ■ 医療施設の一覧

NO.	種類	名称	病床数			
			計	一般	療養	精神
1	病院	日本海総合病院	646	642	0	0
2	病院	山容病院	220	0	0	220
3	病院	医療法人本間病院	154	104	50	0
4	病院	医療法人酒田東病院	120	0	0	120
5	病院	日本海酒田リハビリテーション病院	114	0	114	0
6	診療所	日本海八幡クリニック	0	0	0	0
7	診療所	大井医院	12	10	2	0
8	診療所	いちごディースクリニック	12	12	0	0
9	診療所	上田診療所	6	6	0	0
10	診療所	医療法人社団池田内科医院	6	6	0	0
11	診療所	眼科海野医院	5	5	0	0
12	診療所	丸岡医院	4	4	0	0
13	診療所	小松医院	0	0	0	0
14	診療所	村山医院	0	0	0	0
15	診療所	守川整形外科医院	0	0	0	0
16	診療所	小沢内科医院	0	0	0	0
17	診療所	村上医院	0	0	0	0
18	診療所	吉田医院	0	0	0	0
19	診療所	本間医院	0	0	0	0
20	診療所	菅原内科胃腸科医院	0	0	0	0
21	診療所	池田外科胃腸科医院	0	0	0	0
22	診療所	ほんま内科胃腸科医院	0	0	0	0
23	診療所	医療法人竹内医院	0	0	0	0
24	診療所	酒井医院	0	0	0	0
25	診療所	真田医院	0	0	0	0
26	診療所	菅原外科内科医院	0	0	0	0
27	診療所	佐藤循環器科内科	0	0	0	0
28	診療所	今野医院	0	0	0	0
29	診療所	医療法人加納医院	0	0	0	0
30	診療所	宮部内科医院	0	0	0	0
31	診療所	富樫クリニック	0	0	0	0
32	診療所	サイトー内科	0	0	0	0
33	診療所	鬼海小児科医院	0	0	0	0
34	診療所	こども医院さいとう	0	0	0	0
35	診療所	石黒内科医院	0	0	0	0
36	診療所	近藤内科循環器クリニック	0	0	0	0
37	診療所	医療法人山本医院	0	0	0	0
38	診療所	江部耳鼻咽喉科医院	0	0	0	0
39	診療所	医療法人尾形内科胃腸科医院	0	0	0	0
40	診療所	佐藤整形外科医院	0	0	0	0
41	診療所	さとう小児科医院	0	0	0	0
42	診療所	瀬尾メンタルクリニック	0	0	0	0
43	診療所	まご眼科	0	0	0	0
44	診療所	医療法人西尾医院	0	0	0	0
45	診療所	医療法人石川整形外科医院	0	0	0	0
46	診療所	医療法人誠山会大山内科循環器科クリニック	0	0	0	0
47	診療所	松浦内科医院	0	0	0	0
48	診療所	あいおい皮膚科クリニック	0	0	0	0
49	診療所	高木整形外科クリニック	0	0	0	0
50	診療所	医療法人のざきヒフ科クリニック	0	0	0	0

【資料】地域医療情報システム（日本医師会）

NO.	種類	名称	病床数		
			計	一般	療養
51	診療所	島貫小児科医院	0	0	0
52	診療所	石沢内科胃腸科医院	0	0	0
53	診療所	医療法人齋藤クリニック	0	0	0
54	診療所	いくま内科胃腸科クリニック	0	0	0
55	診療所	さとう内科クリニック	0	0	0
56	診療所	健生ふれあいクリニック	0	0	0
57	診療所	山原整形外科クリニック	0	0	0
58	診療所	桜井医院	0	0	0
59	診療所	青木皮膚科医院	0	0	0
60	診療所	荻原耳鼻咽喉科医院	0	0	0
61	診療所	池田内科医院浜中診療所	0	0	0
62	診療所	きれん耳鼻咽喉科医院	0	0	0
63	診療所	岡田内科循環器科クリニック	0	0	0
64	診療所	ほんまクリニック	0	0	0
65	診療所	諸星外科内科クリニック	0	0	0
66	診療所	おおたきこどもクリニック	0	0	0
67	診療所	飛島診療所	0	0	0
68	診療所	地見興屋診療所	0	0	0
69	診療所	松山診療所	0	0	0
70	診療所	青沢診療所	0	0	0
71	診療所	升田診療所	0	0	0
72	診療所	のぞみ診療所	0	0	0
73	診療所	さとう眼科クリニック	0	0	0
74	診療所	浅野内科クリニック	0	0	0
75	診療所	かめがさき整形外科	0	0	0
76	診療所	長島整形外科クリニック	0	0	0
77	診療所	影沢内科医院	0	0	0
78	診療所	安孫子皮ふ科	0	0	0
79	診療所	まつざわ眼科	0	0	0
80	診療所	酒田市休日診療所	0	0	0
81	診療所	くろき脳神経クリニック	0	0	0
82	診療所	皮ふ科さいとう医院	0	0	0
83	診療所	医療法人外科内科渡邊クリニック	0	0	0
84	診療所	水戸部クリニック	0	0	0
85	診療所	さくらこころのクリニック	0	0	0
86	診療所	さかい往診クリニック	0	0	0
87	診療所	しょうない眼科	0	0	0
88	診療所	わたべクリニック	0	0	0
89	診療所	川口耳鼻咽喉科クリニック	0	0	0
90	診療所	今泉クリニック	0	0	0
91	診療所	脳神経外科内科藤森クリニック	0	0	0
92	診療所	みちもと眼科医院	0	0	0
93	診療所	鈴木医院	0	0	0
94	診療所	あきばクリニック	0	0	0
95	診療所	村岡歯科医院	0	0	0
96	診療所	萬年歯科医院	0	0	0
97	診療所	沢田歯科医院	0	0	0
98	診療所	池田歯科医院	0	0	0
99	診療所	寿デンタルクリニック	0	0	0
100	診療所	亀ヶ崎歯科医院	0	0	0

※日本海総合病院は一般病床 642 床の他に感染症病床 4 床がある

## 5. 誘導施設の設定

■ 医療施設の一覧 【資料】地域医療情報システム（日本医師会）

NO.	種類	名称	病床数		
			計	一般	療養
101	診療所	岡野歯科医院	0	0	0
102	診療所	大町歯科診療所	0	0	0
103	診療所	高見台歯科診療所	0	0	0
104	診療所	加藤歯科医院	0	0	0
105	診療所	石川歯科診療所	0	0	0
106	診療所	タクミ歯科診療所	0	0	0
107	診療所	林歯科医院	0	0	0
108	診療所	土田歯科医院	0	0	0
109	診療所	新橋歯科医院	0	0	0
110	診療所	桜井歯科医院	0	0	0
111	診療所	横山歯科医院	0	0	0
112	診療所	富樫歯科医院	0	0	0
113	診療所	本間歯科医院	0	0	0
114	診療所	あべ歯科医院	0	0	0
115	診療所	もぎ歯科医院	0	0	0
116	診療所	ヨシコ歯科	0	0	0
117	診療所	ぶらす矯正歯科	0	0	0
118	診療所	日吉歯科診療所	0	0	0
119	診療所	とがし歯科クリニック	0	0	0
120	診療所	山鳩歯科医院	0	0	0
121	診療所	土門歯科医院	0	0	0
122	診療所	大沼歯科医院	0	0	0
123	診療所	五十嵐歯科医院	0	0	0
124	診療所	丸藤歯科医院	0	0	0
125	診療所	白戸歯科医院	0	0	0
126	診療所	さいとう歯科医院	0	0	0
127	診療所	佐藤歯科医院	0	0	0
128	診療所	高橋歯科医院	0	0	0
129	診療所	市川歯科医院	0	0	0
130	診療所	五十嵐歯科松山診療所	0	0	0
131	診療所	ヤマニ歯科医院	0	0	0
132	診療所	佐々木歯科医院	0	0	0
133	診療所	石塚歯科医院	0	0	0
134	診療所	佐々木歯科医院	0	0	0
135	診療所	ホワイト歯科医院	0	0	0
136	診療所	おりい歯科	0	0	0
137	診療所	泉歯科診療所	0	0	0
138	診療所	鈴木歯科医院	0	0	0
139	診療所	こあら歯科クリニック	0	0	0
140	診療所	九木原歯科診療所	0	0	0
141	診療所	小松歯科診療所	0	0	0

## ②事業者・市民アンケート調査

### ■事業者アンケート

- ・施設周辺への人口集積は、6割以上が「重要」「どちらかといえば重要」と回答しています。
- ・施設集積区域の必要性については、8割以上が「必要」「どちらかといえば必要」と回答しています。

### ■市民アンケート

- ・市全域で酒田市街地への通院が目立つ状況になっています。かかりつけ医については、3割前後が居住地域内、6割程度が酒田市街地への通院、かかりつけ医以外については、1～2割が居住地域内、7割前後が酒田市街地への通院となっています。
- ・通院手段は、かかりつけ医・かかりつけ医以外ともに、約8割を「自家用車（自分で運転・自分以外が運転）」が占めるものの、「自転車」「徒歩」「バス」「タクシー」も約1割（高齢者では約2割）を占めている。

## ③医療施設の誘導の必要性

- ・病院・診療所は市街化区域内に多く立地しており、徒歩圏800mでみるとほぼ充足している状況です。また、市街地内の居住者だけでなく、市域全体から酒田市街地への通院が見られます。
- ・通院の交通手段は、現状では、自家用車での通院の割合が顕著に高いものの、高齢者はそれ以外の交通手段の割合が比較的高い傾向にあります。今後の更なる高齢化の進展などを考えると、身近な医療施設については、居住誘導区域の徒歩圏や市街地内から市内循環線等でアクセスしやすい場所へ、広域からの利用が目立つ専門性が高い医療施設については、公共交通でもアクセスしやすい場所への集積・維持を考えていくことが望ましいと考えられます。
- ・以上より、医療施設（診療所・病院）の誘導の必要性は下記の通りとします。

### ■診療所・・・維持する

居住誘導区域及びその周辺の市街地の生活を支えるため、「地域レベルの生活を支える身近な都市機能を誘導する区域」における既存機能をできるだけ維持していくことが妥当であると考えられます。

### ■病院・・・維持する

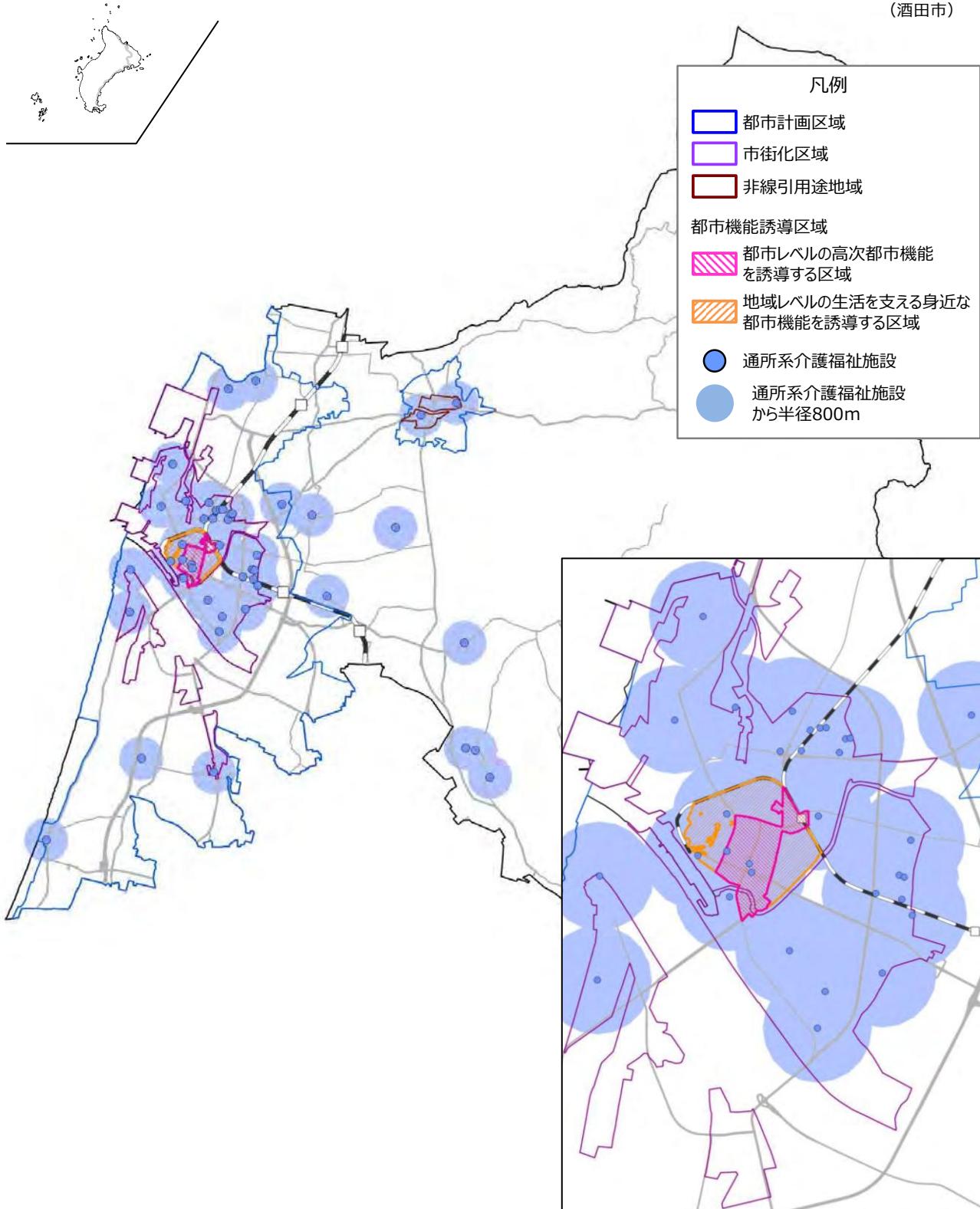
市域全体からの利用が見られることから「都市レベルの高次都市機能を誘導する区域」における既存機能をできるだけ維持していくことが妥当であると考えられます。

### (2) 老人福祉施設

#### ①老人福祉施設（通所系介護福祉施設）の立地状況

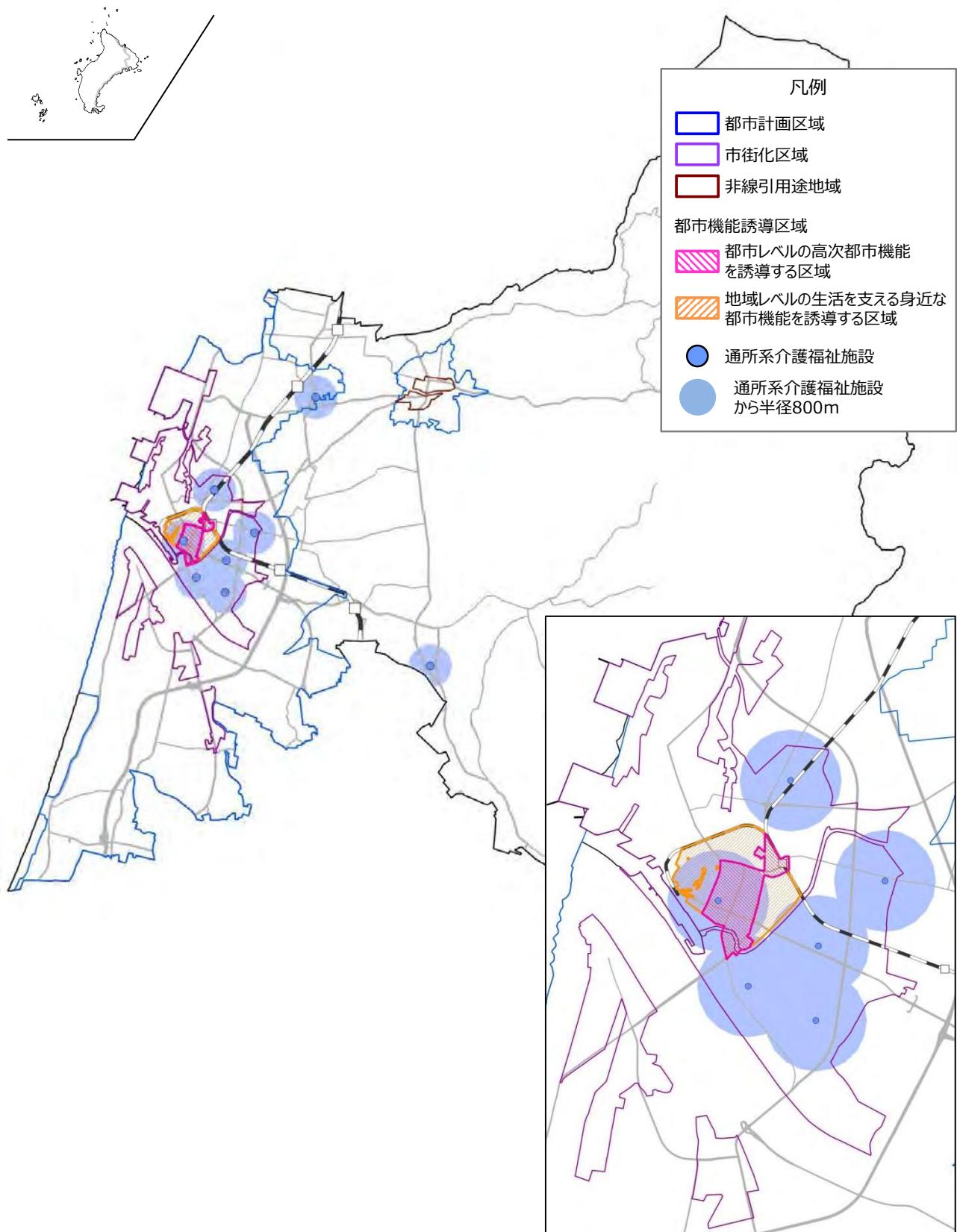
- ・通所系介護施設は、市街化区域外・用途地域外も含めた市内各所に分散立地しています。
- ・デイサービスやショートステイについては施設数が多く分散傾向も顕著となっている一方で、デイケアについては、比較的市街化区域内に集積しています。

■通所系介護福祉施設等の立地状況（デイサービス） 【資料】2018年度版介護保険と高齢者福祉サービスガイドブック（酒田市）



## ■通所系介護福祉施設等の立地状況（デイケア）

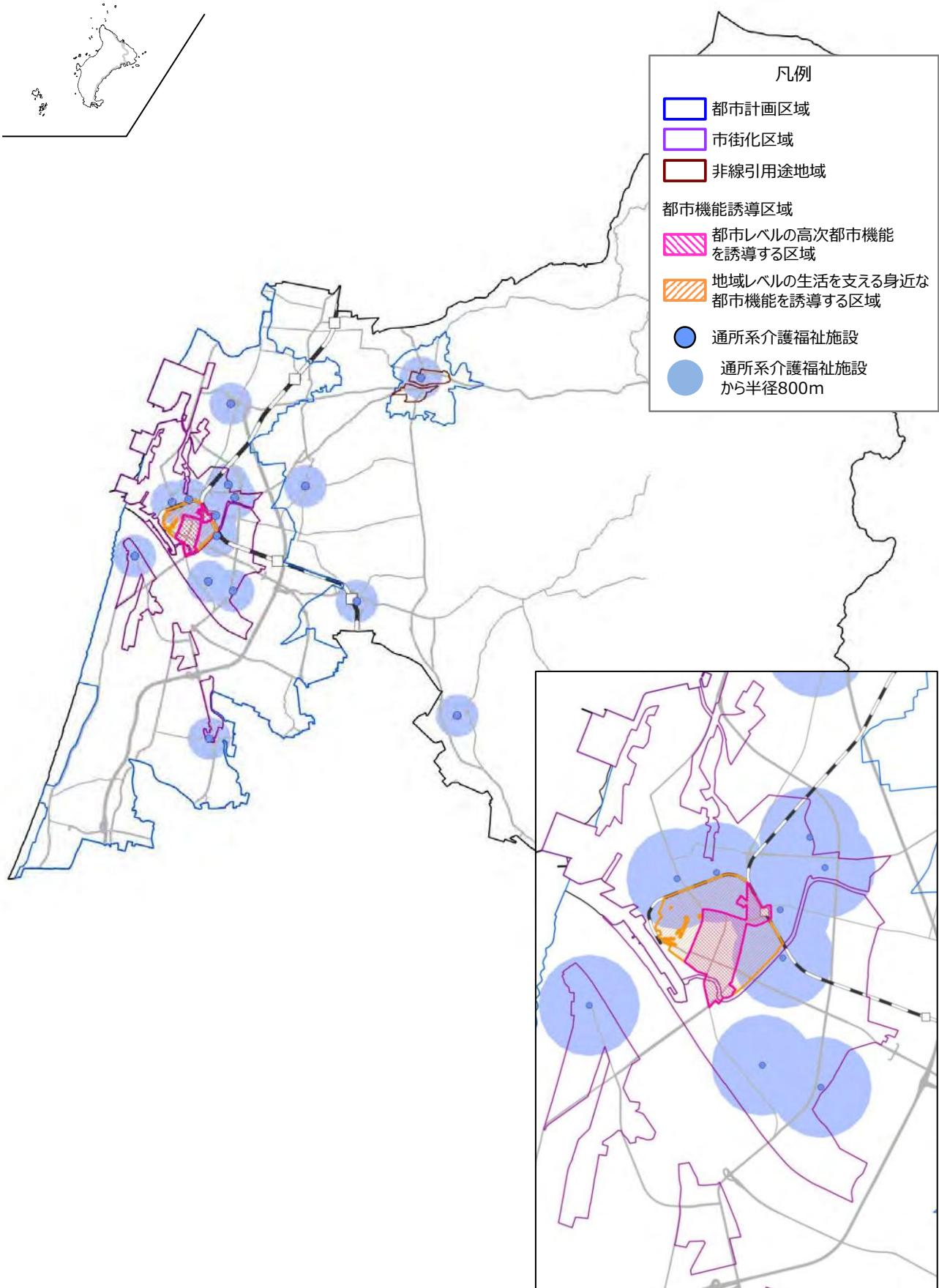
【資料】2018年度版介護保険と高齢者福祉サービスガイドブック  
(酒田市)



## 5. 誘導施設の設定

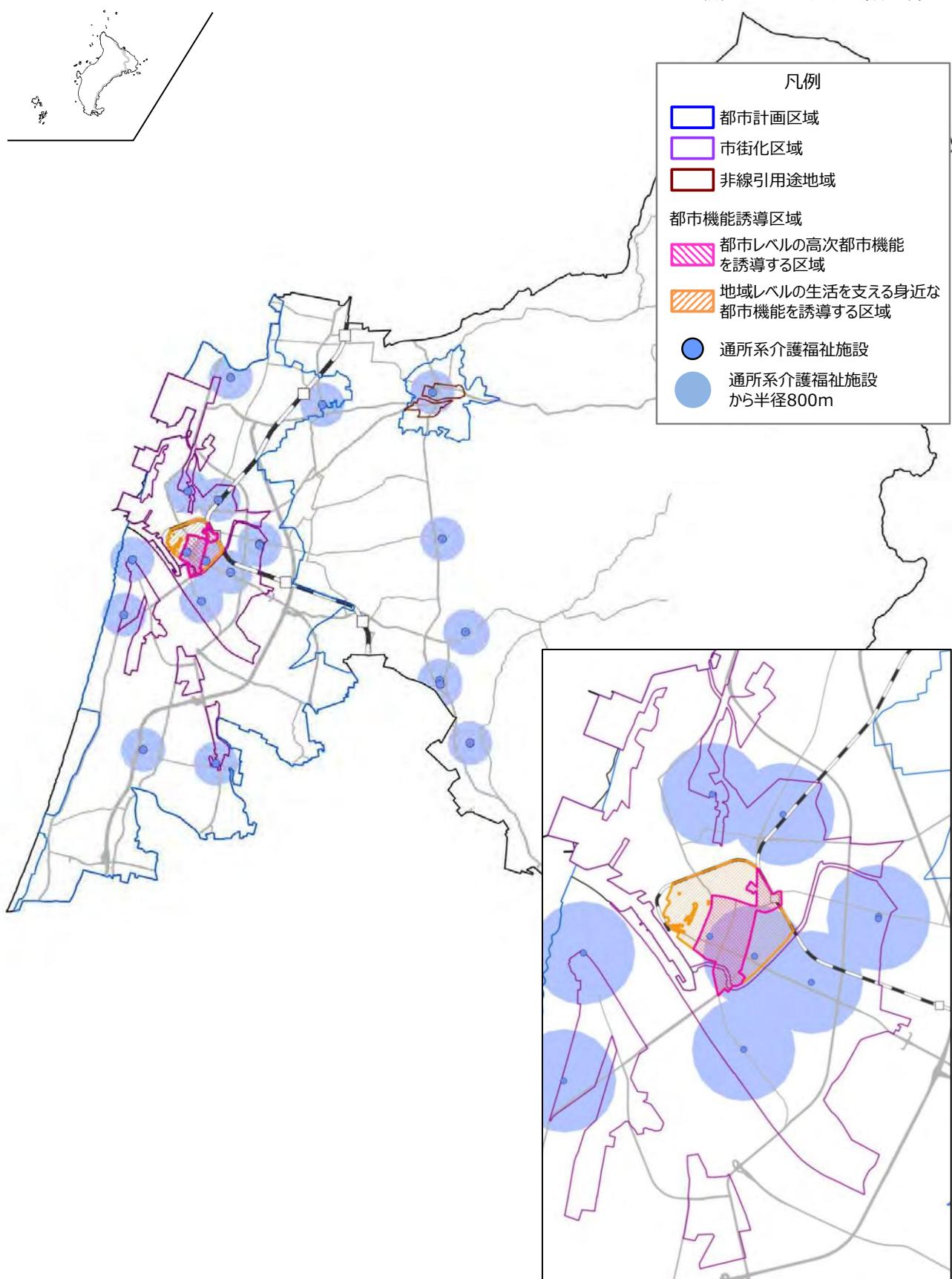
### ■通所系介護福祉施設等の立地状況（小規模多機能型居宅介護）

【資料】2018年度版介護保険と高齢者  
福祉サービスガイドブック（酒田市）



## ■通所系介護福祉施設等の立地状況（ショートステイ）

【資料】2018年度版介護保険と高齢者  
福祉サービスガイドブック（酒田市）



## 5. 誘導施設の設定

### ■通所系介護福祉施設等の一覧

【資料】2018年度版介護保険と高齢者福祉サービスガイドブック（酒田市）

NO.	事業所名	デイサービス	デイケア	小規模 多機能型 居宅介護	ショートステイ
1	コンフォート桜の木	●			
2	ニイケアセンターごあら	●			
3	パワーリーディサービス酒田	●			
4	デイサービスまごろひばり	●			
5	デイサービスセンターめぐみ	●			
6	小規模多機能型居宅介護施設さとわ			●	
7	ゆたかの家	●			
8	医療法人社団健好会サイトー内科				●
9	多機能明日葉			●	
10	小規模多機能型居宅介護施設さとわ下安町			●	
11	デイサービスセンターあずま	●			
12	ニイケアセンター酒田みずほ	●			
13	小規模多機能型居宅介護事業所多機能さくら亀ヶ崎			●	
14	大井医院				●
15	在宅介護複合施設ほづみ指定（介護予防）通所介護	●			●
16	デイサービスセンターたんぽぽ	●			
17	小規模多機能ふよう			●	
18	J A 庄内みどりデイサービス結い・なかひらた	●			
19	多機能施設かたばみ荘			●	
20	介護予防センターさくら広野	●			
21	小規模多機能型居宅介護事業所多機能さくら広野			●	
22	ライフケア黒森指定通所介護事業所	●			
23	ライフケア黒森指定短期入所生活介護事業所				●
24	ライフケア黒森ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護事業所				●
25	小規模多機能型居宅介護支援事業所多機能さくら平田			●	
26	有限会社沼本接骨院ミコケデイサービス	●			
27	デイサービスセンタークローバー	●			
28	デイサービスセンターハート	●			
29	デイサービス眺海	●			
30	通所介護事業所幸楽荘	●			
31	介護予防センターさくらの里	●			
32	小規模多機能型居宅介護事業所多機能さくら松山			●	
33	酒田市デイサービスセンター松山	●			
34	北のかがやき	●		●	
35	ケアホームわかみやの郷	●			
36	小規模多機能型居宅介護事業所多機能さくら若浜			●	
37	小規模多機能型居宅介護事業所多機能さくら住吉町			●	
38	老人保健施設明日葉		●		●
39	サン・シティ指定通所介護事業所	●			
40	多機能こうらく			●	
41	短期入所生活介護事業所幸楽荘				●
42	医療法人丸岡医院		●		
43	日本海酒田リハビリテーション病院		●		

NO.	事業所名	デイサービス	デイケア	小規模 多機能型 居宅介護	ショートステイ
44	健生ふれあいクリニック	●	●		
45	多機能型介護ステーションぬくもり	●			
46	デイサービスセンターすまいる	●			
47	医療法人徳洲会介護老人保健施設徳田山			●	●
48	てとて中町パワーハイツネットス（総合事業のみ）	●			
49	介護予防センターさくら	●			
50	介護予防特化型通所介護あゆみ	●			
51	医療法人本間病院			●	
52	通所指定デイサービスセンター・キャット	●			
53	酒田市デイサービスセンターいづみ	●			
54	ソーシャルつき	●			
55	ソーシャルいづみ	●			
56	ニイケアセンター・東泉	●			
57	介護予防センターさくら東泉	●			
58	デイサービスセンターすばる	●			
59	多機能施設桜の木			●	
60	みすみ指定通所介護事業所	●			
61	ごめいひの郷浜中	●			
62	福祉のひろば通所介護事業所	●			
63	デイサービスあいたくせい	●			
64	ショートステイサービスかたばみ荘				●
65	通所介護事業所八重櫻	●			
66	老人保健施設うらら			●	●
67	介護老人保健施設シェ・モワ		●	●	●
68	いこいの家	●			
69	デイサービス明日葉	●			
70	ソーシャルわかば	●			
71	在宅介護支援施設にじの輪				●
72	ショートステイあおい				●
73	ショートステイひめふよう				●
74	短期入所生活介護事業所さくらホーム広野				●
75	サン・シティ指定短期入所生活介護事業所				●
76	ショートステイあずま				●
77	寿康園指定短期入所生活介護事業所				●
78	さくらホーム短期入所生活介護事業所				●
79	短期入所生活介護事業所さくら松山				●
80	介護老人保健施設ひだまり				●
81	小規模多機能型居宅介護事業所多機能さくら東泉				●
82	デイサービスごだま	●			
83	デイサービスセンターふれんど	●			
84	デイサービスこもれび	●			
85	デイサービスあらた	●			
86	デイサービスセンターかたばみ荘	●			

### ②老人福祉施設の誘導の必要性

- ・通所系介護事業所全体で見ると、比較的人口密度が低いエリアも含めて市内各所に分散して立地しています。通所リハビリテーション（デイケア）については、市街化区域に集積して立地しており、郊外は施設数も少ない状況ですが、利用者の来訪手段は基本的に施設の送迎となっています。
- ・地域包括支援センターは、高齢者が地域で安心して生活を継続できるための福祉・保健・介護の総合的な窓口として、市内の各地域（小学校区）に10か所設置されています。
- ・以上より、老人福祉施設の誘導の必要性は下記の通りとします。

#### ■老人福祉施設（通所系介護福祉施設）・・・誘導しない

老人福祉施設（通所系介護福祉施設）は、都市機能誘導区域内への誘導の必要性は高くないものと考えられます。

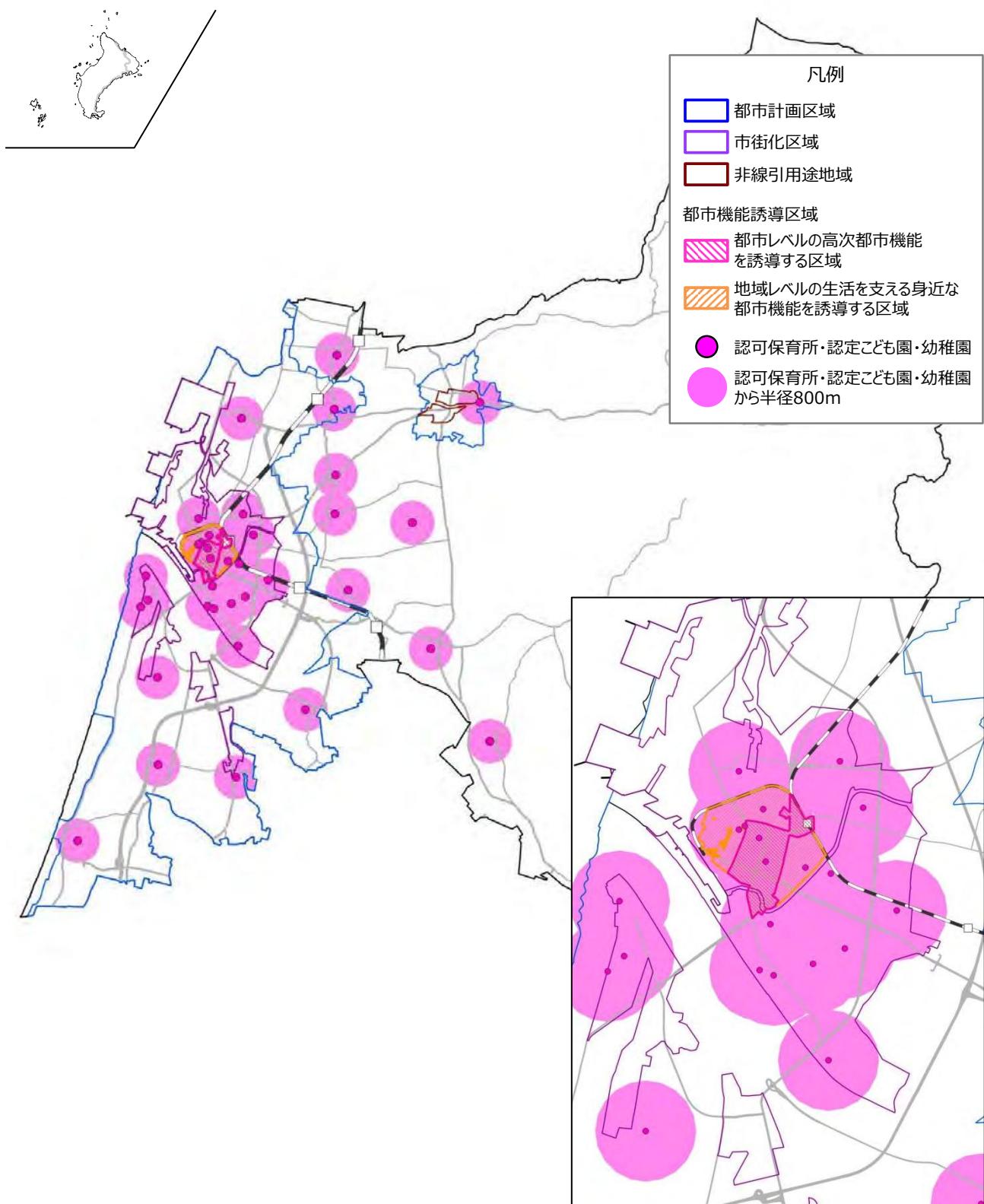
### (3) 子育て支援施設

#### ①子育て支援施設の立地状況

- ・子育て支援施設（認可保育所・認定こども園・幼稚園）については、36箇所存在し、市街化区域外・用途地域外も含めた市内各所に分散立地しています。

#### ■子育て支援施設の立地状況

【資料】酒田市 HP



## 5. 誘導施設の設定

### ■子育て支援施設の一覧

NO.	施設種別	施設名	定員
1	認可保育所	若竹保育園	60
2	認可保育所	浜田保育園	90
3	認可保育所	松陵保育園	90
4	認可保育所	八幡保育園	140
5	認可保育所	松山保育園	120
6	認可保育所	平田保育園	150
7	認可保育所	酒田報恩会保育園	90
8	認可保育所	若浜保育園	70
9	認可保育所	若宮保育園	90
10	認可保育所	本楯保育園	60
11	認可保育所	小鳩保育園	90
12	認可保育所	亀ヶ崎保育園	120
13	認可保育所	宮野浦保育園	90
14	認可保育所	泉保育園	60
15	認可保育所	北新橋保育園	90
16	認可保育所	西荒瀬保育園	120
17	認可保育所	新堀保育園	90
18	認可保育所	浜中保育園	60
19	認可保育所	黒森保育園	60
20	認可保育所	東平田保育園	80

【資料】酒田市 HP

NO.	施設種別	施設名	定員
21	認可保育所	中平田保育園	80
22	認可保育所	北平田保育園	60
23	認可保育所	鳥海保育園	40
24	認可保育所	子供の園	40
25	認可保育所	あづまこども園	40
26	認定こども園	木の実こども園	80
27	認定こども園	酒田ふたば園	56
28	認定こども園	広野保育園	60
29	認定こども園	十坂こども園	90
30	認定こども園	うえだこども園	60
31	認定こども園	アテネ認定こども園	157
32	認定こども園	若草幼稚園・若草ベビールーム	128
33	認定こども園	浄徳幼稚園・じょうとく保育園	73
34	認定こども園	酒田幼稚園	40
35	認定こども園	酒田第二幼稚園	22
36	幼稚園	天真幼稚園	310

### ②子育て支援施設の誘導の必要性

- ・酒田市の0～4歳人口は、2015年の3,584人が2040年には2,114人まで大幅に減少する予測（社人研推計値）となっています。
- ・現状の立地状況を見ると、比較的人口密度が低いエリアも含めて市域全体に多くの施設が分散して立地しています。施設ごとの入園・入所者数は22～310人と幅があるものの、小規模な施設も存在することを考えると、それほど高密度ではなくても周辺の人口集積により相応の施設数を維持していくことが可能であると考えられます。
- ・以上より、子育て支援施設の誘導の必要性は下記の通りとします。

### ■子育て支援施設・・・誘導しない

都市機能誘導区域内への誘導の必要性は高くないものと考えられます。

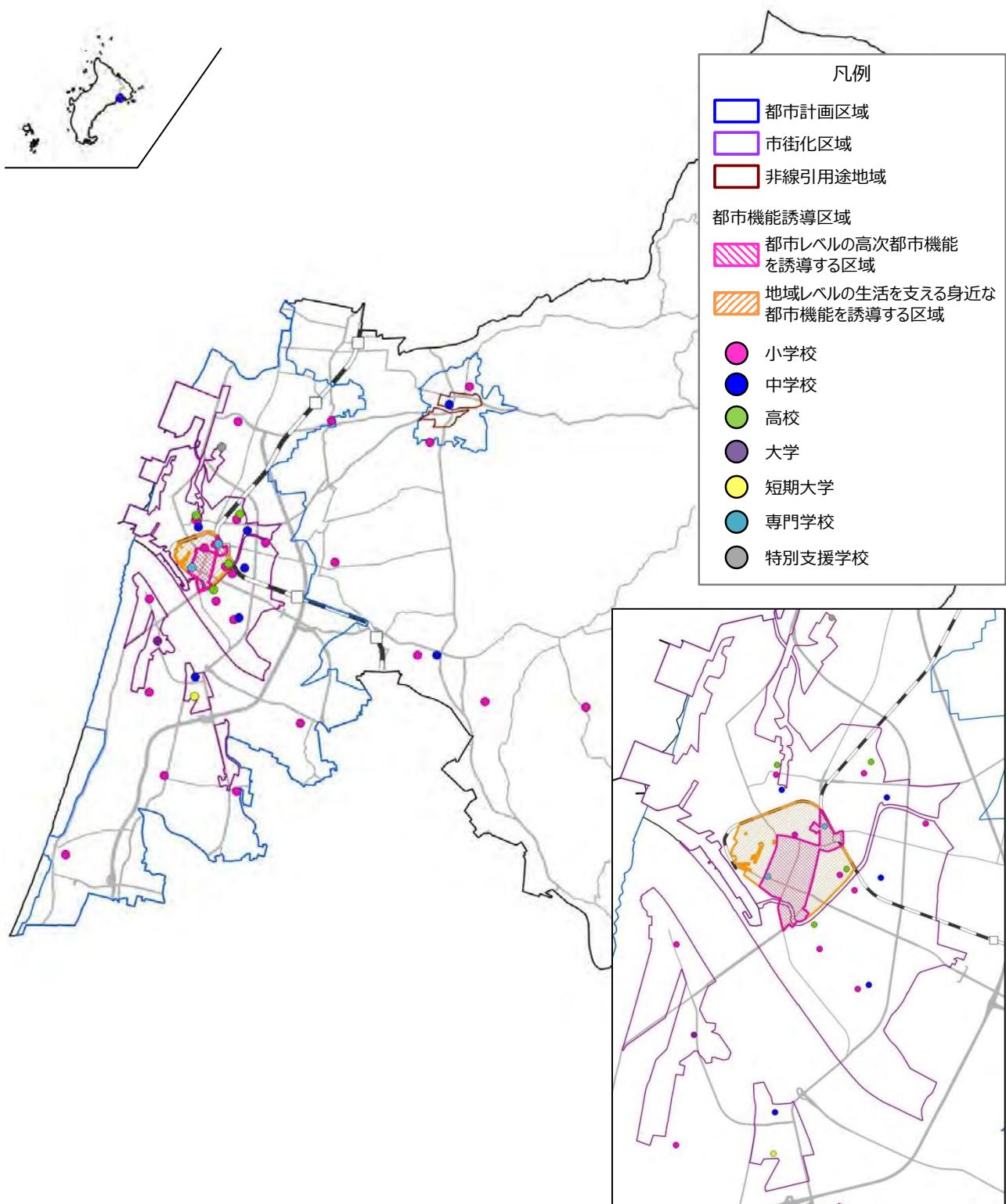
## (4) 学校教育施設

### ①学校教育施設の立地状況

- ・小中学校については、小学校が 23 校、中学校が 8 校存在し、市街化区域外・用途地域外も含めた市内各所に分散立地しています。
- ・高等学校及び大学等については、市街化区域内への立地が目立ちます。

#### ■学校教育施設の立地状況

【資料】酒田市 HP



## 5. 誘導施設の設定

### ■学校教育施設の一覧

NO.	施設種別	施設名
1	小学校	琢成小学校
2	小学校	浜田小学校
3	小学校	若浜小学校
4	小学校	富士見小学校
5	小学校	亀ヶ崎小学校
6	小学校	松原小学校
7	小学校	松陵小学校
8	小学校	泉小学校
9	小学校	飛島小学校
10	小学校	西荒瀬小学校
11	小学校	新堀小学校
12	小学校	広野小学校
13	小学校	浜中小学校
14	小学校	黒森小学校
15	小学校	十坂小学校
16	小学校	宮野浦小学校
17	小学校	平田小学校
18	小学校	鳥海小学校
19	小学校	一條小学校
20	小学校	八幡小学校
21	小学校	松山小学校
22	小学校	田沢小学校
23	小学校	南平田小学校

【資料】酒田市 HP

NO.	施設種別	施設名
24	中学校	第一中学校
25	中学校	第二中学校
26	中学校	第三中学校
27	中学校	第四中学校
28	中学校	第六中学校
29	中学校	飛島中学校
30	中学校	鳥海八幡中学校
31	中学校	東部中学校
32	高校	酒田光陵高等学校
33	高校	酒田東高等学校
34	高校	酒田西高等学校
35	高校	酒田南高等学校
36	大学	東北公益文科大学
37	短期大学	産業技術短期大学校庄内校
38	専門学校	酒田看護専門学校
39	専門学校	酒田調理師専門学校
40	その他	酒田特別支援学校

### ②学校教育施設の誘導の必要性

- ・小学校・中学校は、比較的人口密度が低いエリアも含めて市内各所に分散して立地しており、今後の人口減少・少子化を見据えて、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（文部科学省）」を踏まえた適正規模・適正配置を検討していくことが必要になります。
- ・高校・大学・専門学校等は、市街化区域内への立地が見られることから、これらの既存施設を維持しつつ、必要に応じて集約を図っていくことができれば、影響を最小限に抑えることが可能であると考えられます。
- ・以上より、学校教育施設の誘導の必要性は下記の通りとします。

#### ■小学校・中学校・・・誘導しない

都市機能誘導区域内に誘導していくことは現実的ではないと考えられます。

#### ■高校・大学・専門学校等・・・誘導しない

都市機能誘導区域内への誘導の必要性は高くないものと考えられます。

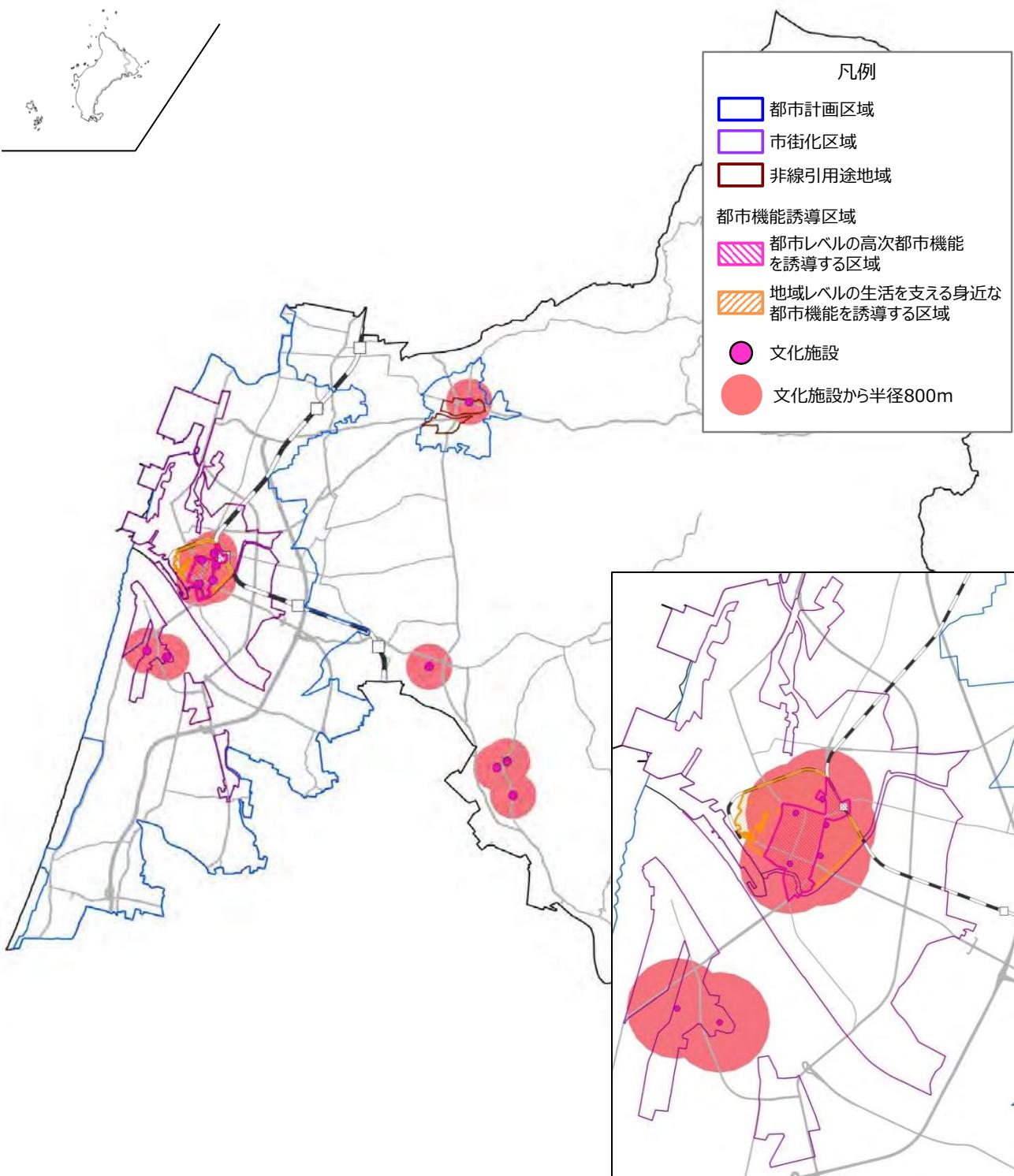
## (5) 文化施設

### ①文化施設の立地状況

- ・文化施設のうち「酒田市立中央図書館」や「市民会館（希望ホール）」などは中心市街地内に立地しています。
- ・一方で、郊外部にはそれぞれの地域の歴史・文化などを背景とした施設や地域住民を対象とした施設などの立地が見られます。

#### ■文化施設の立地状況

【資料】酒田市 HP



## 5. 誘導施設の設定

### ■文化施設の一覧

【資料】酒田市 HP

No	施設名
1	酒田市立中央図書館
2	市民会館（希望ホール）
3	酒田市美術館
4	本間美術館
5	土門拳記念館
6	資料館
7	あいおい工藤美術館
8	酒田市立図書館八幡分館
9	松山文化伝承館
10	阿部記念館
11	酒田市立図書館松山分館
12	酒田市ひらた図書センター

### ②文化施設の誘導の必要性

- ・図書館や市民会館（希望ホール）などは中心市街地内に立地しており、市域全体を対象にサービスを提供する施設となっています。図書館などの文化施設については児童・生徒や高齢者の利用も見込まれるため公共交通も含めた多様な移動手段でアクセスしやすい場所に立地していることが望ましいと考えられます。また、市民会館（希望ホール）は興行場としての機能を有しており、イベント時には短時間で多数の利用者の入退場が想定されるため大量輸送機関によるアクセス利便性が高い場所に立地していることが望ましいと考えられます。
- ・一方で、周辺の地域住民を対象とした施設や、地域の歴史資源や文化などを背景とした施設等については、当該位置に立地している必然性が高いと考えられます。
- ・以上より、文化施設の誘導の必要性は下記の通りとします。

#### ■市域全体を対象にサービスを提供する文化施設・・・維持する

市全域や広域からの利用が想定される施設等については、「都市レベルの高次都市機能を誘導する区域」の誘導施設に設定することが望ましいと考えられます。

#### ■周辺住民を対象にサービスを提供する文化施設・・・誘導しない

周辺の地域住民を対象とした施設や、地域の歴史資源や文化などを背景とした施設等については、誘導施設からは除外することが妥当であると考えられます。

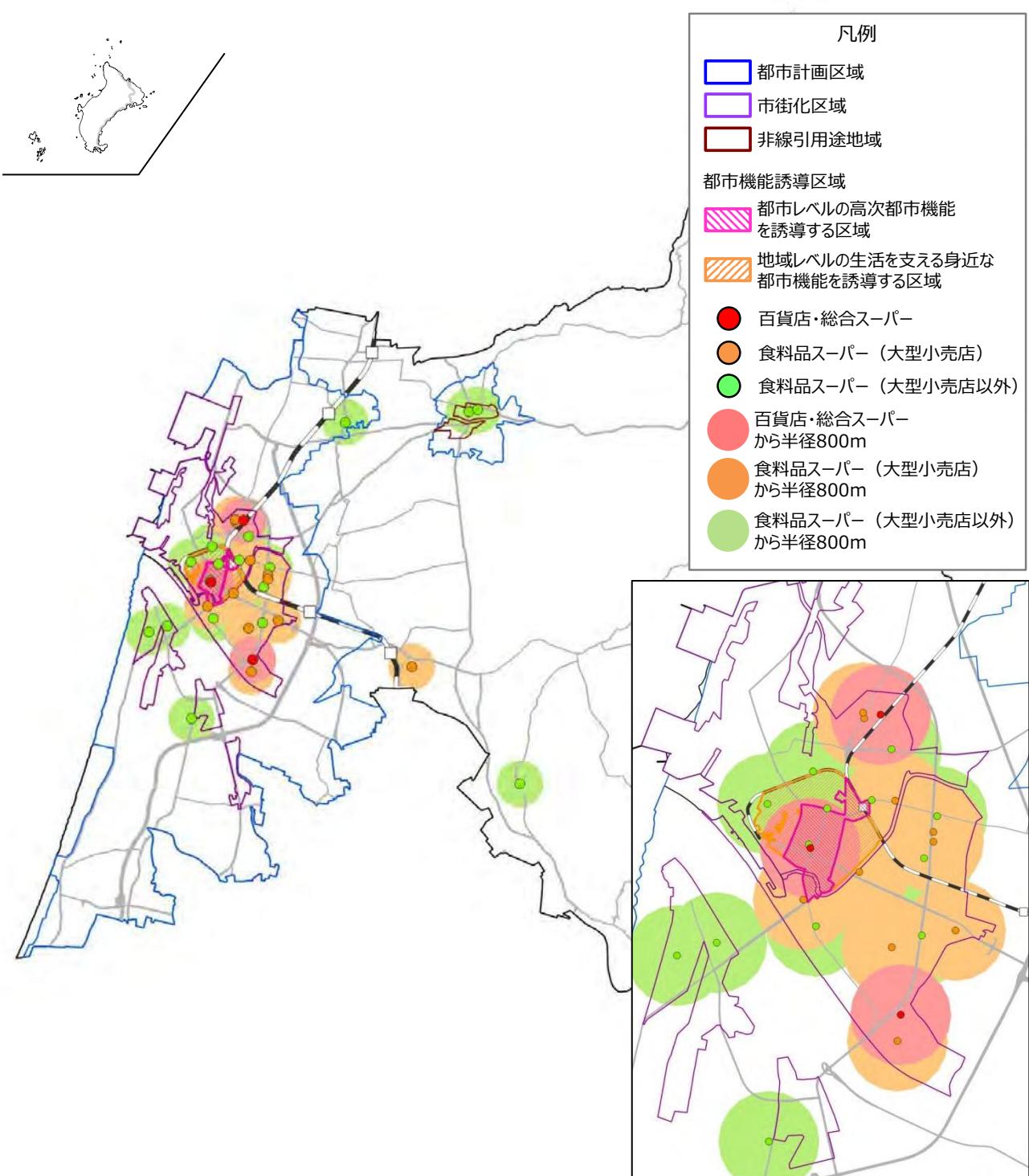
## (6) 商業施設

### ①商業施設の立地状況

- ・ 食料品スーパー及びコンビニエンスストアは、市街化区域内に分散立地しており、一部、市街化調整区域や郊外部の八幡・平田・松山地区の各支所周辺にも立地しています。食料品スーパーのうち店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の大型小売店は、市街化区域内の幹線道路沿線への集積が多くみられます。
- ・ 百貨店・総合スーパーは、市街化区域内に 3 か所立地しています。

#### ■商業施設の立地状況（大型小売店・スーパー）

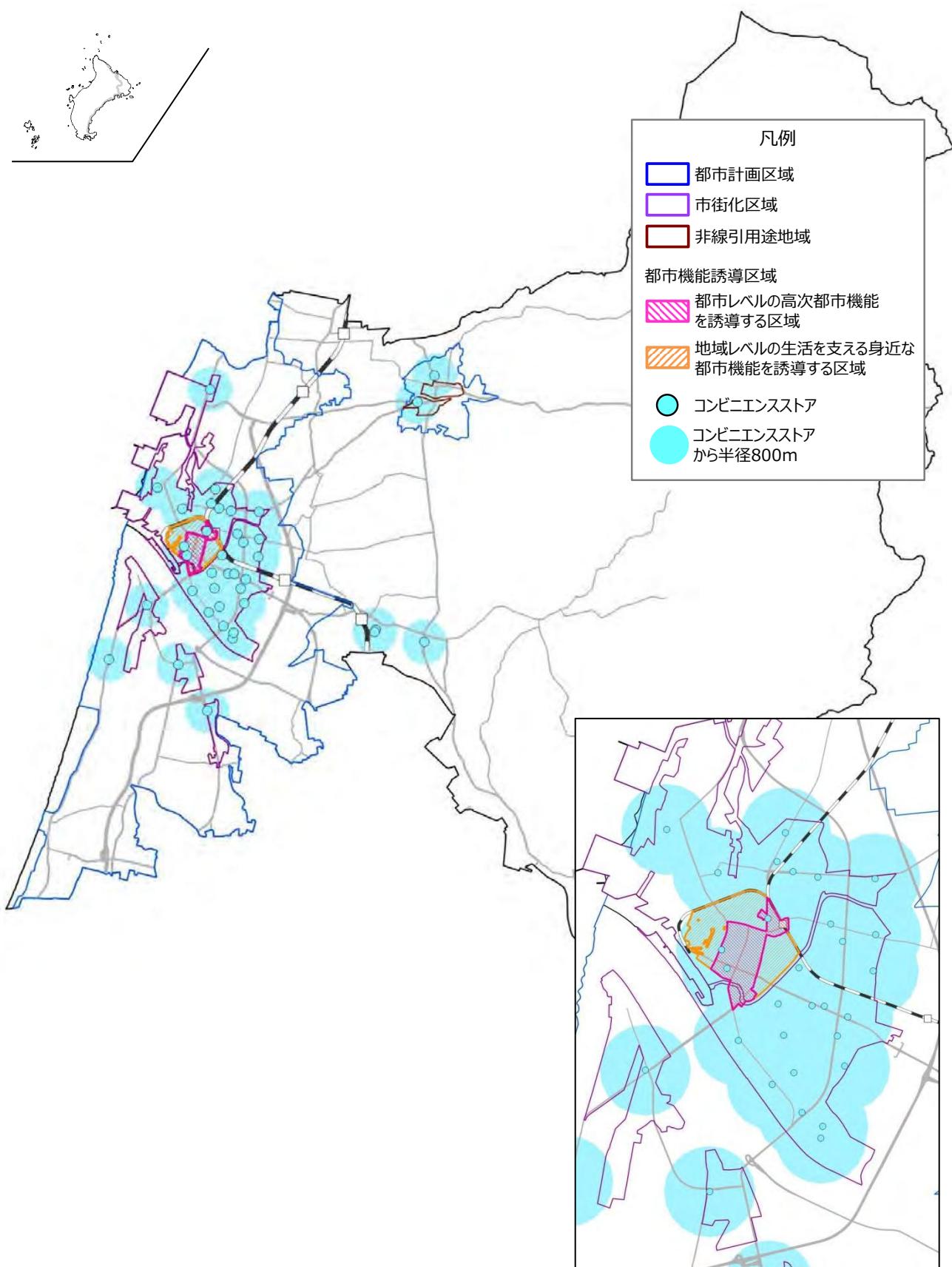
【資料】大型小売店）全国大型小売店総覧 2018 年版  
スーパー・マーケット i タウンページ（H29 年 9 月時点）



## 5. 誘導施設の設定

### ■商業施設の立地状況（コンビニエンスストア）

【資料】 iタウンページ、各店舗 HP (H29年9月時点)



【資料】大型小売店）全国大型小売店総覧 2018年版  
 スーパーマーケット） i タウンページ（H29年9月時点）  
 コンビニエンスストア） i タウンページ、各店舗 HP（H29年9月時点）

## ■商業施設の一覧

種類		NO.	名称	店舗面積	種類	NO.	名称
大型小売店 (店舗面積 1,000m <sup>2</sup> 以上)	百貨店・ 総合スーパー	1	イオン酒田亀ヶ崎ショッピングセンター (イオン／酒田南店)	18,379	コンビニエンスストア	1	セブン-イレブン／酒田本町 3 丁目
		2	マリーン5 清水屋	14,214		2	セブン-イレブン／酒田亀ヶ崎 2 丁目
		3	イオンタウン酒田（ザ・ビッグ／酒田北店）	9,569		3	セブン-イレブン／酒田光ヶ丘 1 丁目
	食料品 スーパー	4	ヤマザワ／旭新町店	3,093		4	セブン-イレブン／亀ヶ崎 5 丁目
		5	こびあコープ酒田	2,846		5	セブン-イレブン／酒田東大町 3 丁目
		6	ヤマザワ／東大町店	1,985		6	セブン-イレブン／酒田東町
		7	ヤマザワ／山居町店	1,919		7	セブン-イレブン／酒田東泉 2 丁目
		8	ジェイマルエー／酒田店	1,711		8	セブン-イレブン／酒田宮野浦
		9	コープなかのくち	1,641		9	セブン-イレブン／酒田こあら 1 丁目
		10	ト一屋／みづほ通り店	1,614		10	セブン-イレブン／酒田東両羽町
		11	マックスバリュ／平田店	1,497		11	セブン-イレブン／酒田浜松町
		12	びっくり市／酒田店	1,486		12	セブン-イレブン／酒田上安町
		13	マルホンカウボーイ／酒田店	1,414		13	セブン-イレブン／酒田日本海病院前
		14	ツルハドラッグ／酒田店	1,098		14	セブン-イレブン／酒田錦町 4 丁目
		15	マルホンマート／本楯店			15	セブン-イレブン／酒田砂越
スーパー・マーケット (大型小売店 以外)	食料品 スーパー	16	マルホンマート／若宮点			16	セブン-イレブン／平田町飛島
		17	マルホンマート／八幡店			17	セブン-イレブン／酒田法連寺
		18	ト一屋／中町店	469		18	ファミリーマート／本間美術館前店
		19	ト一屋／千石町店	660		19	ファミリーマート／酒田新橋一丁目店
		20	ト一屋／住吉町店	370		20	ファミリーマート／酒田こがね町店
		21	ト一屋／新町店	317		21	ファミリーマート／酒田末広町店
		22	ト一屋／駅東店	686		22	ファミリーマート／酒田宮海店
		23	ト一屋／新橋店	935		23	ファミリーマート／酒田中町三丁目店
		24	ト一屋／高見台店	980		24	ファミリーマート／八幡町北仁田店
		25	新鮮館Aコープ／みどり店			25	ファミリーマート／酒田インター店
		26	Aコープ／やわた店			26	ファミリーマート／ミニ酒田泉ベガス店
		27	新鮮館Aコープ／にしき町店			27	ファミリーマート／酒田砂越店
		28	業務スーパー／酒田店			28	ローソン／酒田亀ヶ崎二丁目店
		29	全日食チェーンやましお			29	ローソン／酒田若竹町店
		30	全日食チェーンワタライ			30	ローソン／酒田若浜町店
		31	マックスバリュ／東泉店			31	ローソン／酒田西野店

## 5. 誘導施設の設定

### ②事業者・市民アンケート調査

#### ■事業者アンケート

- ・施設周辺への人口集積は、8割近くが「重要」「どちらかといえれば重要」と回答している。
- ・施設集積区域の必要性については、8割以上が「必要」「どちらかといえれば必要」と回答している。

#### ■市民アンケート

- ・市全域で酒田市街地の周辺住宅市街地への買い物が目立つ状況になっています。日常の買い物については、約5割が居住地域内、4~5割が周辺住宅市街地への買い物となっています（中心市街地での買い物は、中心部居住者でも1割程度にとどまっています）。日常の買い物以外については、約1割が居住地域内、約7割が酒田市街地（中心市街地含む）への買い物となっています。
- ・買い物時の交通手段は、日常の買い物・日常の買い物以外ともに、8割以上を「自家用車（自分で運転・自分で運転）」が占めるものの、「自転車」「徒歩」「バス」「タクシー」も約1割（高齢者では約2割）を占めている。

### ③商業施設の誘導の必要性

- ・日常の買い物はそれぞれの地区内で5割、酒田市街地で5割という傾向である一方、日常の買い物以外の買い物については、酒田市街地への集中が顕著となっており、市外への流出を止める役割を担っていると考えられます。
- ・一方、中心市街地内には日常の買い物先となる食料品スーパー等が少なく、中心市街地及び周辺住宅市街地の居住者の生活を支える上で、機能の多様化などの観点から、誘導を考えていく必要性が高いと考えられます。
- ・以上より、商業施設の誘導の必要性は下記の通りとします。

#### ■食料品スーパー・・・維持する

日常の買い物先となる食料品スーパーについては、居住誘導区域及びその周辺の市街地の生活を支えるため、「地域レベルの生活を支える身近な都市機能を誘導する区域」に誘導していくことが妥当であると考えられます。

#### ■百貨店・総合スーパー・・・維持する

日常の買い物以外の買い物先となる百貨店・総合スーパーについては、市域全体からの利用が見られることから「都市レベルの高次都市機能を誘導する区域」における既存機能をできるだけ維持していくことが妥当であると考えられます。

なお、商業施設の規模については、大店立地法では $1,000\text{ m}^2$ 、建築基準法では $500\text{ m}^2$ ・ $1,500\text{ m}^2$ ・ $3,000\text{ m}^2$ といった区分が設けられており、分かりやすさなどの観点からこれらの区分を念頭に要件を規定することが望ましいと考えられます。大店立地法の適用回避のため、 $1,000\text{ m}^2$ をやや下回る規模での出店も見られることを踏まえ、 $500\text{ m}^2$ 以上の施設を対象とすることが考えられます。

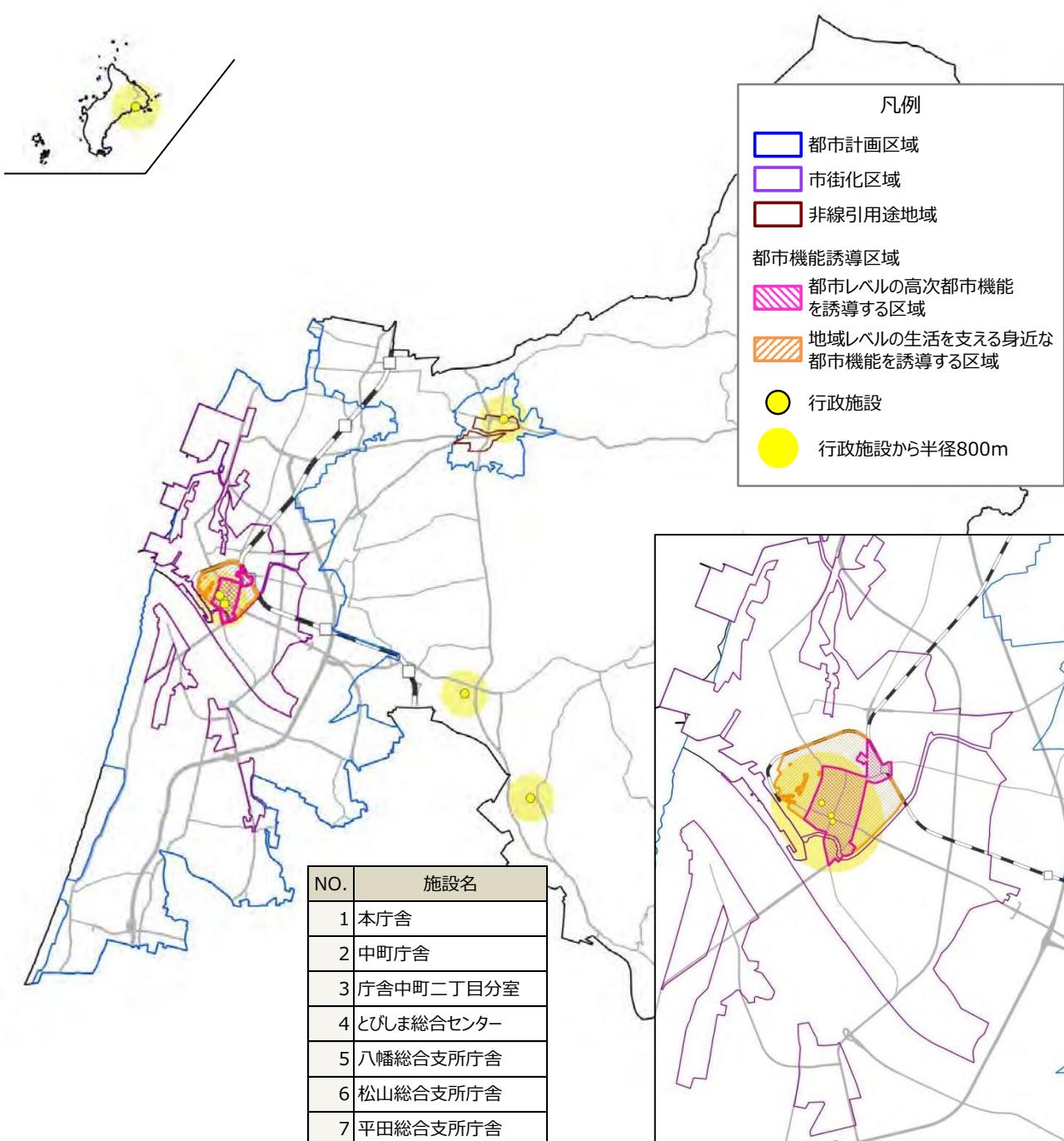
## (7) 行政施設

### ①行政施設の立地状況

- ・行政施設のうち、「市役所本庁舎」については中心市街地内に立地しています。
- ・「総合支所庁舎等」については、八幡・松山・平田それぞれの地域に立地しています。
- ・国・県等の行政施設については、各施設の整備計画の下に立地箇所等も決まるものであることから、誘導施設には位置付けないこととします。ただし、誘導施設としては設定しないものの、市民生活を支える都市機能としても捉えられる施設（税務署、ハローワーク等）もあることから、誘導施策の「その他の都市機能の整備等（P34）」として、国・県等に対して可能な限り都市機能誘導区域内への立地を働きかけていきます。

#### ■行政施設の立地状況

【資料】国勢調査



## 5. 誘導施設の設定

### ②行政施設の誘導の必要性

- ・市役所本庁舎が中心市街地内に立地していることは大きな強みであるものの、その他の行政施設は分散して立地しています。
- ・以上より、行政施設の誘導の必要性は下記の通りとします。

#### ■市役所本庁舎・・・維持する

「都市レベルの高次都市機能を誘導する区域」の誘導施設に設定することで、将来的な施設等の更新の際に公共交通でも比較的アクセスしやすい場所への立地を維持していくことが望ましいと考えられます。

## (8) 交通拠点施設

### ①交通拠点施設の概況

- ・平成 28 年度に策定された「酒田市地域公共交通網形成計画」では、酒田駅周辺・中町・日本海総合病院を交通拠点として位置づけ、待合環境整備や乗継利便性向上を検討することとしています。
- ・このうち、酒田駅周辺は、鉄道・バス・タクシーの交通結節点となっており、鉄道駅舎に加えて、案内所・待合スペース等を備え多くのバス路線が乗り入れる「酒田庄交バスター ミナル」が立地しています。ただし、酒田駅から離れており交通結節点としての機能が弱いなどの課題があります。

### ②交通拠点施設の誘導の必要性

- ・本計画のまちづくりの方針では、市内各所や広域から公共交通でもアクセスしやすい場所である酒田駅周辺及び中町周辺に、持続的・効率的に生活サービスを提供できる『中心拠点』の形成を進めることとしています。
- ・また、酒田駅周辺の交通結節機能を強化し、市内各所や広域から人が集まりやすい都市構造を構築することで、都市拠点への機能の集積・維持を図ることとしています。
- ・以上より、交通拠点施設の誘導の必要性は下記の通りとします。

#### ■交通拠点施設・・・誘導する

酒田駅周辺は鉄道・バス・タクシーの交通結節点となっていますが、機能の強化や待合スペースの整備など、公共交通ネットワークの「核」となるよう、「都市レベルの高次都市機能を誘導する区域」の誘導施設として位置づけることが望ましいと考えられます。

### 5-3 誘導施設の設定

「5-2 各検討対象施設の立地状況と誘導の必要性」により、「誘導」または「維持」と判定した施設について、以下の通りまとめました。

ただし、都市機能誘導区域内であっても、指定されている用途地域によっては建築が制限される場合があることに留意が必要となります。

区分	都市レベルの 高次都市機能	地域レベルの生活を 支える身近な都市機能	備考
①医療施設	・一般病床を有する病院	・診療所	
②老人福祉施設	—	—	
③子育て支援施設	—	—	
④学校教育施設	—	—	
⑤文化施設	・図書館 ・博物館 ・美術館 ・興行場	—	
⑥商業施設	・百貨店 ・総合スーパー	・食料品スーパー	
⑦行政施設	・市役所本庁舎	—	
⑧交通拠点施設	・「バスベイ」に付随する建 築物（待合スペース等）	—	